



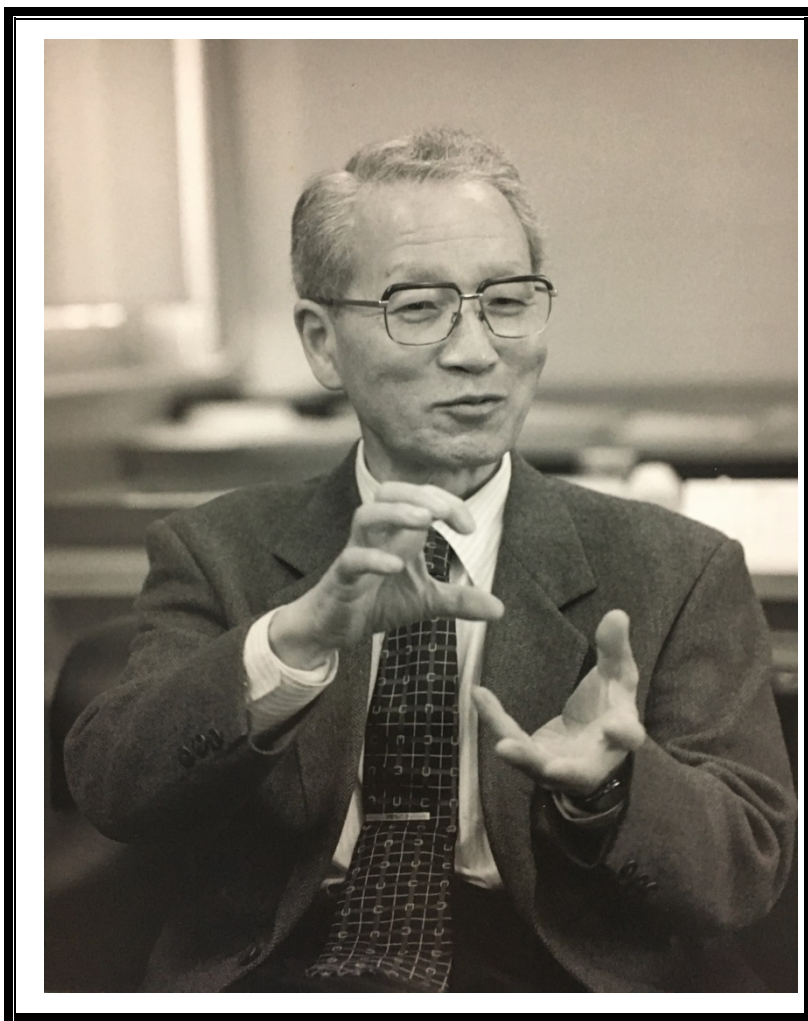
アジア太平洋経済と通商秩序ー過去、現在、将来ー

【山澤逸平先生追悼論叢】

～その2～

2019年5月

一般財団法人 国際貿易投資研究所(ITI)
INSTITUTE FOR INTERNATIONAL TRADE AND INVESTMENT



山澤逸平先生、2018 年 11 月 16 日没、享年 81 歳

はじめに

(一財)国際貿易投資研究所(ITI)は、昨年11月にご逝去された山澤逸平先生(一橋大学名誉教授)を偲び、ITIのホームページに「山澤逸平先生追悼企画」と題するコーナーを設置し、山澤先生と親交が深かった関係者有志が哀悼の意を表すべく、追悼文と追悼論文を2回に分けて掲載することにした。

追悼文は、畠山ITI理事長のほかに、APEC研究などを通じて旧知の仲といわれたバーグステン氏やドライスデール氏など、海外の研究者からも寄せられている。

また、追悼論文については、山澤先生が立ち上げたITIの国際貿易投資研究会やAPEC研究センター・ジャパンの有志を中心に重厚な執筆陣が編成され、「アジア太平洋経済と通商秩序ー過去、現在、将来ー」と題して、APEC、アジア太平洋の通商秩序、FTA、アジア太平洋諸国(北米、中国、ASEANなど)の経済・貿易問題など、山澤先生が生前に関心を持たれた分野に関連する論文が多数寄稿されている。

その他、追悼企画の詳細は、以下のとおりである。

発起人

石川 幸一(亜細亜大学アジア研究所教授)

石戸 光(千葉大学法経学部教授)

馬田 啓一(杏林大学名誉教授)

浦田秀次郎(早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授)

清水 一史(九州大学大学院経済学研究院教授)

【ITI事務局】

湯澤 三郎(ITI専務理事)

大木 博己(ITI事務局長、研究主幹)

掲載スケジュール

第1次掲載 2019年3月下旬

第2次掲載 2019年4月下旬

掲載内容

■追悼文の寄稿者（海外からの追悼文は原文のまま）

畠山 襄（ITI 理事長、元通商産業審議官）

フレッド・バーグステン（米国際経済研究所長、元 APEC 賢人会議議長）

ピーター・ドライスデール（オーストラリア国立大学名誉教授）

その他

■追悼論文の寄稿者（○印は第 1 次寄稿）

安藤 光代（慶応義塾大学商学部教授）

○石川 幸一（亜細亜大学アジア研究所教授）

○石戸 光（千葉大学法経学部教授）

伊藤 恵子（中央大学商学部教授）

○馬田 啓一（杏林大学名誉教授）

○浦田秀次郎（早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授）

大木 博己（国際貿易投資研究所研究主幹、事務局長）

岡本由美子（同志社大学政策学部教授）

木村 福成（慶応義塾大学経済学部教授）

○朽木 昭文（日本大学生物資源科学部教授）

○小浜 裕久（静岡県立大学名誉教授）

○清水 一史（九州大学大学院経済学研究院教授）

助川 成也（国土館大学政経学部准教授）

○高橋 俊樹（国際貿易投資研究所研究主幹）

○瀧井 光夫（桜美林大学名誉教授）

○トラン・ヴァン・トゥ（早稲田大学社会科学総合学術院教授）

中島 朋義（環日本海経済研究所調査研究部主任研究員）

長谷川聰哲（中央大学経済学部教授）

渡邊 頼純（慶応義塾大学総合政策学部教授）

■山澤逸平先生のご略歴及び主要業績

2019 年 3 月

一般財団法人 国際貿易投資研究所（ITI）

目 次

追悼文

山澤逸平教授と APEC の発展	3
1. APEC の立ち上げ	3
2. APEC の IAP プロセス推進	3
3. APEC 研究センター	4
4. APEC と FTA の収斂に関する政策提言	5
5. サービス貿易に関する研究	5
6. APEC に関する個別研究の積み重ねを	5
参考文献	6

追悼論文

1. 開かれた地域主義とメガ FTA—山澤逸平教授が APEC の彼方に見たものは何か— ...	9
はじめに—CPTPP (TPP11) の発効、平坦ではなかった道のり—	9
1. 「雁行形態発展論」から「環太平洋経済圏構想」へ	10
2. FTAAP (アジア太平洋自由貿易圏) へのロードマップ	12
3. 日 EUEPA の発効—もう一つのメガ FTA—	15
4. 結びにかえて：「開かれた地域主義」とメガ FTA	16
2. 新時代の「開かれた地域主義」	18
1. APEC と「開かれた地域主義」	18
2. 多角主義の行き詰まりと地域主義の台頭	19
3. さまざまな形態のプルの可能性	19
4. メガ FTAs と差別主義	20
5. 新たな開かれた地域主義の可能性	21
参考文献	22
3. APEC の貿易構造	23
1. APEC 貿易の推移	23
2. APEC の域内貿易	24
3. APEC 貿易拡大に対する増加寄与率	26
4. APEC メンバーの貿易	28

5. APEC 貿易の財別構造	31
6. TPP 貿易と RCEP 貿易	32
4. 地域貿易協定と国際生産ネットワーク	37
1. 貿易費用と国際生産ネットワークの変化	37
2. 地域貿易協定と市場構造の変化	39
3. 国境を越えた付加価値生産ネットワークの変化	41
5. 国際的生産・流通ネットワークと FTA —アジア太平洋地域を中心に—	46
はじめに	46
1. 東アジアの生産ネットワーク	47
2. 日本の FTA 利用	49
おわりに	51
参考文献	52
6. 「東アジアの奇跡」の再考	54
はじめに	54
1. 1990 年代以降の東アフリカと東南アジアの経済成長率の比較	54
2. 「東アジアの奇跡」とは何であったのか?	56
3. 「東アジアの奇跡」の再考	56
4. まとめ	58
参考文献	58
7. ASEAN の FTA と日本企業	60
はじめに	60
1. 日本における ASEAN の位置付けと FTA 政策	60
2. ASEAN における日本企業の FTA 利用実態と課題	63
おわりに ～FTA 利用円滑化と国内波及効果のはざまで～	67
参考文献	69
8. グローバル化が日本企業の生産性や雇用・賃金などに与えた影響	71
はじめに	71
1. 産業構造変化	72
2. 雇用への影響	73
3. 生産性への影響	75
4. 雇用構成や賃金への影響	76

おわりに.....	77
参考文献.....	78
9. TPP と米中経済摩擦.....	81
はじめに.....	81
1. TPP の展開	81
2. 米中経済摩擦の激化.....	86
3. TPP と米中経済摩擦の論点	87
おわりに.....	90
参考文献.....	91
 山澤逸平先生のご略歴と主要業績	 93

追悼文

山澤逸平教授と APEC の発展

早稲田大学 教授 浦田 秀次郎

千葉大学 教授 石戸 光

2018 年 11 月 16 日に山澤逸平先生が 81 歳で逝去された。先生を偲び、この追悼コラムでは、先生が生涯をかけて取り組まれたアジア太平洋経済協力（Asia Pacific Economic Cooperation: APEC）の貿易を通じた発展と関連させながら、山澤先生（以下「山澤」）のご研究の足跡を振り返ってみたい。

1. APEC の立ち上げ

山澤は一橋大学にて、同大学の国際経済学者であり「太平洋経済圏」構想の実現を目指した小島清教授に師事し、小島の同僚また後継として APEC の設立を学界の立場より強力に推進した。山澤は太平洋経済関連の国際的会議に参加し、1960 年代の学者主導による太平洋貿易開発会議 (PAFTAD) の発足にも関わった。1980 年には太平洋経済協力会議 (PECC) が創設され、政府関係者もアジア太平洋地域協力の枠組みに参加することとなったが、これは産官学からの各国代表があくまで個人の資格で参加するものであった。小島そして山澤は、官庁エコノミストとして活躍し、第 2 次大平内閣（1979 年）にて外相を務めた大来佐武郎らのアジア太平洋諸国・地域での実務的な活動とも連携しながら、「環太平洋連帯構想」を後押しし、政府間協力の枠組みである APEC 設立（1989 年）に大きく貢献している。

山澤は自由貿易を通じた経済発展の重要性を根底とする APEC の性格付けを行った賢人会議に日本代表として参加した。賢人会議として取りまとめた報告書を背景として、1994 年にインドネシアで開催された第 6 回 APEC 首脳会議において「APEC 経済首脳の共通の宣言」（いわゆるボゴール宣言）が採択され、貿易投資の自由化・円滑化を自発的かつ協調的に行うことを主軸とする「ボゴール目標」（Bogor Goals）が結実した。

2. APEC の IAP プロセス推進

山澤はこのボゴール目標を具体化するための APEC 個別行動計画（Individual Action Plan: IAP）への提言を行い、貿易や投資など個別分野の自由化を APEC メンバー全体で自

発的・協調的に推進していく動きに大きく賛同し、研究を推進した。特に山澤は IAP の各エコノミーごとの自由化度を読み取ってデータベース化・点数付けし、円グラフにして示すという「採点」作業を行った（詳細は山澤、2001 および Yamazawa, 2012などを参照）。筆者らもこの作業に立ち会ったり、データ収集や作成などの作業に駆り出されたのであるが、時に恣意的な判断が必要といえる「採点」作業にあたり、山澤は貿易や投資など APEC エコノミーの個別の自由化・円滑化分野を詳細に知悉しておられたため、大胆に「点数付け」しておられた姿が印象的であった。このような山澤の取り組みが現在のアジア太平洋自由貿易圏（Free Trade Area of the Asia-Pacific: FTAAP）構想の研究面でのバックボーンとなっていることは間違いない。

3. APEC 研究センター

山澤は APEC 研究センター（APEC Study Center: ASC）の活動を日本においても推進した。かつては日本全国の主要な大学に「APEC 研究センター」が設置され、政府から資金援助も得て活動していたが、それも時限的なものであった。また 1990 年代後半より、APEC とは別にいわゆる「自由貿易協定（free trade agreement: FTA）」が隆盛となり、貿易研究の主軸となりうる状況が到来したために、APEC 研究センターは下火になっていったように思われる。

山澤は多くの研究上の同僚を動員しながら改めて 2011 年に APEC 関連研究に関するごく緩やかなネットワーク「APEC 研究センター・ジャパン（APEC Study Center Japan: ASCJ）」（サイトは <http://ascj.web.fc2.com/>）を設立し、日本政府 APEC 関連部署の関係者との意見交換会（懇談会）を含めた緩やかな研究交流活動が続けられている。ちなみに現在、ASCJ は浦田が代表、石戸が幹事を務めているが、「収穫は多いが働き手が少ない」（聖書からの表現）という状況で、経済研究関連諸氏や組織・団体からの協力を仰ぐばかりである。ともあれ、ASCJ は公的な機関の APEC の各エコノミーにおける出先機関であるため、山澤の尽力を受け、APEC 研究に関する日本の「学術的な大使館」として今後さらに機能していくべきである。ちなみに浦田はボゴール目標後の APEC としての活動を検討する活動に政府と共同して参画しており、石戸はシンガポールの APEC 本部事務局に応募する形で APEC 公式プロジェクトに申請し、APEC におけるサービス貿易自由化に向けた調査プロジェクトを提案・採択されている。働き手が少ない中でも、山澤の志を継いで少しでも APEC

関連の研究を進捗させようと心がけている次第である。

4. APEC と FTA の収斂に関する政策提言

山澤は、環太平洋パートナーシップ協定（TPP）と ASEAN（東南アジア諸国連合）プラスなどの広域 FTA を収斂させて「アジア太平洋自由貿易圏」を最終的に実現させるために APEC が果たしうる役割が大きい点を強調しておられた。「私は APEC がその収斂の枠組みとなりうるし、日本が音頭取りを表明すべきだと提案したい」、「TPP と ASEAN プラスはアジア太平洋を上から引っ張るが、APEC はそれらを後ろから押し上げる」（山澤・馬田・国際貿易投資研究会、2012：188）という視点を持っておられた。さらには主要 20 か国・地域の会合である G20 のプロセスが、やはり世界の主要な 21 のエコノミーからなる APEC と性格を同じくしているとの観察より、G20 を活用した広域自由貿易圏の推進にも関心を示していた。保護貿易主義が台頭する昨今であるが、山澤の目指した国際協調による貿易自由化推進は、中長期的には理念を超えて現実的にも各国・地域を利するものであると信じた。

5. サービス貿易に関する研究

山澤は「サービス貿易は APEC 地域においても今後重要になる」との観点から、世界貿易機関 (WTO) のサービス貿易一般協定 (General Agreement on Trade in Services: GATS) をひな型にした APEC メンバー国・地域の FTA のサービス章（約束表）をデータとして、サービス貿易に関する政策の自由化の度合いを指数化する研究にも注力し、筆者らにもそのサービス貿易研究を勧められた。指数の計算結果を送付すると、数日後にはすぐに、「現行の法律をベースにした指数計算についても取り組んでみると有益でしょう」とアイデアを持ち掛けられた。労苦を超越したところに研究上の目標を設定しておられた山澤の研究姿勢には感銘を受けたものである。

6. APEC に関する個別研究の積み重ねを

山澤はアジア太平洋地域の自由貿易をめぐる総論と同時に、あるいはそれ以上に、「個別具体的な分析とそれに立脚した政策提言」を心掛けておられた。そして筆者らにも具体的な分析を常に積み上げていくようにとアドバイスをいただいた。山澤先生の APEC 研究

の熱意と志を受け、APEC 研究を継続していく所存である。山澤先生の魂の平安を心よりお祈りいたします。

参考文献

- ・ 山澤逸平（2001）、『アジア太平洋経済入門』東洋経済新報社。
- ・ 山澤逸平・馬田啓一・国際貿易投資研究会編著（2012）、『通商政策の潮流と日本：FTA 戦略と TPP』勁草書房。
- ・ Yamazawa, Ippei (2012), APEC : New Agenda in its Third Decade, Singapore: Institute of Southeast Asian Studies.

（注）本稿は、「世界経済評論」第 63 巻 3 号（2019 年 5 月/6 月号）に掲載された追悼コラムを転載したものである。

追悼論文

1. 開かれた地域主義とメガ FTA

— 山澤 逸平教授が APEC の彼方に見たものは何か —

関西国際大学 教授

慶應義塾大学 名誉教授

渡邊 頼純

はじめに—CPTPP (TPP11) の発効、平坦ではなかった道のり—

「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」(Comprehensive and Progressive Trans-Pacific Partnership Agreement=CPTPP, 以下では加盟国数を反映した TPP11 とする¹⁾) が 2018 年 12 月 30 日に発効した。これにより人口約 5 億人、国内総生産 (GDP) の合計約 10 兆ドル、貿易総額が約 5 兆ドルの自由貿易地域ができたことになる。

本来はアメリカも含めた 12 か国での合意が 2015 年 10 月に成立、翌 2016 年 2 月には署名まで行われた。しかし 2017 年 1 月 23 日に就任して間もないアメリカのトランプ大統領が選挙期間中の公約どおり米国を TPP から離脱させる大統領覚書を発出し、アメリカは TPP から去った。発効の条件として、6 か国以上が批准し、その 6 か国の GDP の合計が 12 か国の GDP 合計の 85%以上あることが規定されていたため、米国の離脱によってこの条件を満たすことが出来なくなり、TPP 発効は不可能かと思われた。

しかし、その後日本が米国抜きで TPP11 の成立に奔走し、アメリカがいない TPP では意味が半減すると考えるマレーシア、ベトナムなどの途上国、NAFTA (北米自由貿易協定) の改定交渉の方に高い優先順位を置くカナダやメキシコを日本が説得して、2017 年 11 月にからくも合意に至った。トランプ政権の保護主義的貿易政策が次々と現実のものとなる中、TPP11 をまとめるために活発な経済外交を展開した日本には高い評価が TPP 域外からも聞こえてきている。特に 2017 年 7 月以降の交渉の終盤では 4 回開催された高級事務レベル会合 (首席交渉官レベル) のうち実に 3 回が箱根などで日本が主催する形で行われ、過去に例を見ない日本のリーダーシップに注目が集った。

TPP11 の発効は日本の通商政策にとって歴史的意義を有するものである。なぜならそれは環太平洋 (the Pacific rim) 経済圏構想を具体化するものであるからだ。その経済学的背景を見てみよう。

1. 「雁行形態発展論」から「環太平洋経済圏構想」へ

アジア地域の経済発展は中国の二桁成長に象徴されるようにその成長のスピードに注意が向きがちであるが、その地理的広がりにも注目すべきである。筆者がまだ大学院で国際関係論を学んでいた頃、アジア経済を見る上で大きな影響を受けた学説の中に「雁行形態発展論」がある。これは一橋大学の赤松要名誉教授によるもので、1930年代の日本の繊維産業を事例に打ち立てられた理論である。

当時の日本のような後発国では、先進国で開発された新たな製品は当初輸入に依存するが、次第に国内生産で内需が賄えるようになり、国内生産による「輸入代替」が進む。さらに生産力を高めると余剰生産部分を輸出に回すことができるようになるが、競争力がつくると輸出が増大するようになる。しかし、次第に日本よりさらに後発の国から追い上げられるような競争的状況にも遭遇することになる。こうして繊維については韓国や台湾に追い付かれ、日本の生産量は落ちていくが、同時に次の産業、たとえば玩具とか金属洋食器などで競争力をつけ、同様のパターンで盛衰を繰り返す。そのパターンが、雁が空を飛ぶときのように、輸入⇒輸入代替工業化⇒輸出⇒後発国の追い上げ⇒減産、という具合に時間のズレをおいて弧を描くように起きるということから「雁行形態」(flying geese)という名が付いている²。

欧米先進国から産業技術の伝播を受けた日本が製造業の分野でアジアにおいてまず発展に向け「離陸」し、その後、韓国や台湾、香港などの「新興工業経済」(Newly Industrializing Economies, NIES)が日本に続き飛び立ち、そしてさらにその後を追うように ASEAN (Association of South East Asian Nations, 東南アジア諸国連合)の国々が工業化を始め、その姿がVの字を描きながら空を飛ぶ雁の一群のようにイメージされている。

産業技術が労働コストの高い国から低い国に伝播することにより、技術の標準化が進行し、それによって比較優位構造が時間の流れと共に移転して行くことは1966年にレイモンド・バーノン (Raymond Vernon) が「プロダクト・サイクル理論」として発表した³が、赤松教授の理論はその遥か前にアジア全体という広域に展開しており、そこに卓越した先見性と理論的ダイナミズムがある。

この「雁行形態発展論」をベースに政策論として展開したのが、赤松要教授の指導を受けた小島清一橋大学名誉教授の「環太平洋経済圏構想」であった。小島清教授は、日本の繊維産業のように比較優位を失うと生産要素コストの低い低開発国で生産を行い、国際競争力

を維持する必要が生じ、海外直接投資（FDI、foreign direct investment）が進むとして産業のライフサイクルがさらに展開する可能性を明らかにした。3 小島清教授は 1980 年代から 90 年代前半にかけて日本の国際経済学会をリードされた国際経済学の第一人者であったが、アジアとアメリカ（米州）を環太平洋（the Pacific rim）という概念で結びつけられた功績は大きかった。この時代は日米貿易摩擦の激しかった頃でもあり、日米通商関係の安定化にも資するアジア太平洋地域の「グランドデザイン」を描かれたものであった。また、既に「改革開放」の波に乗り始めていた中国をも視野に入れて、まだ GATT・WTO 加盟を果たしていなかった中国をこの地域の一定の秩序体系に取り込んでいくことを先取りする効果も看取できた。

赤松要の「雁行形態発展論」、小島清の「環太平洋経済圏構想」をさらに実体化し、制度化したのが山澤逸平一橋大学名誉教授である。山澤逸平教授は APEC の立ち上げ時からアカデミアの立場から参画し、オーストラリア国立大学のピーター・ドライスデール教授らと共に「賢人会議」を構成し、APEC の青写真を描いた。山澤逸平教授は APEC を象徴する言葉として「開かれた地域主義」（open regionalism）を標榜し、狭隘で排他的な「閉じられた地域主義」との違いを強調した。1989 年に発足した APEC は、1993 年シアトルで開催された APEC 首脳会議で当時交渉が大詰めに来ていた GATT のウルグアイ・ラウンドの成功裏の終結に重要な貢献をすることになる。その翌年にはインドネシアのボゴールで開催した首脳会議で「先進エコノミーは 2010 年までに、発展途上エコノミーは 2020 年までに貿易・投資の自由化を行う」との宣言を発出し、その後の APEC の方向性を決定づけた。1995 年の APEC 大阪首脳会議では、この「ボゴール宣言」を実行するための「大阪行動計画」が採択された。このように 1993 年から 1995 年にかけての APEC は、各国の自主的な自由化努力の収束を目指すという比較的緩やかな協力体という限界はあるものの、アジア太平洋地域の貿易・投資の自由化に一定の役割を果たしたと言える。この APEC のイデオログとして山澤逸平教授は一貫して関与してきた。そして TPP はこの APEC をいわば「母胎」として生まれてきたのである。

TPP はまさに APEC ワイドの FTA を目指すものであり、その意味で「雁行形態」で発展してきたアジアの国々を取り込みながら、米州をも含む「環太平洋」との広域経済圏を志向し、そして APEC の「非拘束性」を超える「拘束性」を具備した FTA と捉える事ができる。そして、このような発展の中に日本を代表する国際経済学者の思想的系譜が脈々と流れていることを確認することが出来るのである。

このように振り返ってみると、TPP という 21 世紀の「グランドデザイン」が如何に日本を含むアジア太平洋地域の発展と結び付いているかが分かる。

2. FTAAP（アジア太平洋自由貿易圏）へのロードマップ

(1) 横浜 APEC2010 年とその後

2010 年 11 月の横浜 APEC では FTAAP へ向けて複数の枠組みが提示された。その中には「ASEAN+3（日中韓）」、「ASEAN+6（右 3 にオーストラリア、ニュージーランド、インドを追加）」、「日中韓 FTA」などが明示されている。「ASEAN+3」は 2004 年に中国が提案した東アジア FTA（East Asia FTA:EAFTA）構想であり、「ASEAN+6」は 2006 年に日本が提案した包括的東アジア経済連携（Comprehensive Economic Partnership Agreement in East Asia; CEPEA）構想である。これらはいずれも首脳会議や閣僚会議は積み重ねてきたが、FTA そのものの本格的交渉にはなかなか入れなかった。「日中韓 FTA」にしても産官学の共同研究を前倒しで 2011 年末に終了したが、正式交渉は 2013 年 3 月まで開始されていなかった。このように横浜 APEC で言及された諸枠組みの中で実際に 2010 年までに交渉モードに入ったのは TPP のみということになる。

「ASEAN+x」型の東アジアの FTA 形成と TPP との関係はどのように考えたらよいのか。筆者は両者は補完的であると考えている。メンバーシップを見ても ASEAN の後発メンバーであるカンボジア、ラオス、ミャンマーは APEC のメンバーではない。ラオスは WTO にも加盟していない。他方、APEC のメンバーである台湾は東アジアの重要な貿易パートナーでありながらも政治的理由から ASEAN+型の経済統合には参加できないでいる。また、APEC の中にはロシアやパプアニューギニアのように東アジアの統合プロセスに制度的には参加していない。決定的に異なるのは、ASEAN+6 の「拡大東アジア」にはインドが入っているが、インドは APEC のメンバーではないことである。

このように考えてくると、「ASEAN+x」型の東アジアの FTA は、インドや後発の ASEAN 諸国を組み込んだ経済統合を目指している点にその特徴があり、既に発効している日 ASEAN 包括的経済連携協定や日インド EPA（経済連携協定）などをベースに、東アジア全体の「底上げ」効果が期待されると言えよう。それは単に経済発展の水準の底上げのみならず、知的所有権の保護や競争政策、貿易措置をめぐる透明性の向上なども含めたルール面での底上げも重要なターゲットとなつてこよう。他方では、ベトナムも含めて ASEAN 後

発国（いわゆる CLMV）に対してはルール整備や投資環境改善のための様々な支援も必要となろう。

ラオスの場合には WTO 加盟後にも履行支援が必要であるし、カンボジアやミャンマーに対しても WTO ルールの履行能力改善のための「キャパシティー・ビルディング」型援助が必要になってくる。このような支援は東アジア域内における一種の「所得移転」として東アジアの共同体的発展を支える試金石になる可能性をはらんでいる。より高度で先進的な「次世代型 FTA」と言われる TPP とは異なり、東アジアの FTA は地域全体の底上げと後発国の取り込みに重点が置かれることになり、その意味で「共同体志向」と位置付けられるよう。

このように TPP と「ASEAN+x」型 FTA とは質的に異なり、両者は必ずしも対立的ではない。そのことは「ASEAN+6」を敬遠し、自らが覇者として主導権を握り易い「ASEAN+3」を選好してきた中国でさえ認めている。中国外交部の劉振民部長補佐は 2011 年 11 月 15 日、内外メディアに対するブリーフィングで次のように述べている。

「中国の対外貿易関係は全方位のもので、TPP をはじめとするアジア地域の経済融合・教導発展に有益な協力の提案に関しては、常にオープンな姿勢をとっている。（中略）APEC があり、東アジア首脳会議（EAS）があり、現在交渉中の TPP がある。中国はそれぞれの機構が共存し、相互に補足し合い、相乗効果によってともに東アジアの協力関係に貢献することを希望している。」⁴ このように中国政府当局も TPP が中国を強く意識したものであることは認めつつも、それが必ずしも「反中国包囲網」であるとは考えず、「あらゆる二国間あるいは複数地域間経済協力組織と同様に、GATT や WTO の補足であるべき」（中国商務部の陳徳銘部長）と見ている。この考え方は基本的には日本の通商政策と一致している。

(2) 動き出した RCEP

2012 年 11 月 20 日、プノンペンで開催された東アジアサミット（EAS）に参加した ASEAN10 カ国と日中韓、さらに豪州、ニュージーランド、インドの 3 カ国を加えた 16 カ国の首脳は「東アジア地域包括的経済連携」（RCEP=Regional Comprehensive Economic Partnership）に関する交渉を 2013 年の早い段階に開始することで合意した。これは実質的には日本が 2006 年に提案した「ASEAN+6」の枠組みを東アジアの自由貿易地域の枠組みとすることが固まったことを意味する。2004 年以来東アジアの自由貿易の枠組みとして「ASEAN+3（日中韓）」を主張してきた中国は、2011 年の夏ころから豪州やインドが加わ

る「ASEAN+6」の枠組みを容認する姿勢に転換し、2012年8月末のハイレベル会合では「物品」、「サービス」、「投資」の3つの作業部会を設置することが合意されていた。右会合では2012年中に交渉開始を目指すということになっていたが、それが「2013年の早期」にずれ込んだとは言え、中国とインドというBRICSの主要2カ国を含む自由貿易圏構想が実現に向け一歩前進したことは大きな意義がある。

中国が実質的には「ASEAN+6」の枠組みであるRCEPに歩み寄った背景には、2011年11月に野田総理がTPPについて「交渉に向けて協議に入る」と発言したことが大きな影響を与えたものと見られている。TPP交渉に日本が参加した場合、TPP参加国のGDPの合計はAPEC参加国・地域の総GDPの7割を超える規模となり、TPPを中心としたアジア太平洋地域の自由貿易圏であるFTAAPへのモメンタムが一気に高まることになる。中国としてはこの動きに対抗するために「ASEAN+3」か「ASEAN+6」かという神学論争を乗り越えて、現実的にアメリカの関与しない東アジアのFTA形成を優先したと見るができる。

また、ほぼ同じ理由で中国は以前それ程熱心ではなかった「日中韓 FTA」にも合意している。同時にTPP交渉参加国も非公式の首脳会議を開催し、これに再選されたオバマ大統領やシンガポールのリー・シェンロン首相など7カ国の首脳が出席した。こうしてこのブノンペンでの会議では、東アジアのFTAとしてRCEP、北東アジアの自由貿易地域として日中韓 FTA、さらにアジア太平洋地域の広域 FTA として TPP、と3つの経済連携・FTAが出揃ったことになる。

日本はTPPでアメリカやカナダ等の北米やチリ、ペルーなどの南米諸国と繋がり、RCEPならびに日中韓 FTA を通じて東アジア諸国、とりわけ中国とインドと連携を深めることになる。TPPで高度なレベルの市場アクセスの改善ならびに新分野でのルール作りを実現し、RCEPと日中韓 FTA で更なる生産ネットワークの深化に成功すれば、日本はまさに東アジアと米州との中継点(pivotal center)として21世紀の通商システムにおいて主役を演ずることになる。そこに2012年11月29日にEU(欧州連合)の貿易相理事会が開始を決定した日 EUEPA 交渉が加われば、日本の通商戦略は盤石なものとなる。TPPで東アジアと米州を結び、日 EUEPA で欧州と繋がることできれば、WTOの多国間貿易体制の再興まであと一歩である。こうして、地域統合の集約化と広域化を実現することで、地域主義の多国間化(multilateralizing regionalism)が可能となり、貿易の多国間主義(trade multilateralism)に新たな展開が期待されることになる。

3. 日 EUEPA の発効—もう一つのメガ FTA—

2017 年 12 月 8 日、ブリュッセルで行われていた最終交渉が決着し、日本と EU（欧州連合）との経済連携協定（EPA）が正式に合意に至った。日 EUEPA はその後署名・批准などの手続きが順調に進み 2019 年 2 月 1 日に発効した。日 EU の GDP（国内総生産）を合わせると世界の GDP の約 3 割を占める規模となり、また貿易については世界の約 4 割をしめる自由貿易地域が誕生することになる。関税分野では、鉱工業製品と農産品を合わせて日本側が約 94%、EU 側が約 99%について関税をゼロにする約束をしている。ルール面でも、知的財産権の保護や電子商取引などの分野で高い水準の規律を盛り込んでおり、日 EUEPA はまさに「21 世紀型のメガ FTA」となっている。

今回の合意により日 EU 関係は新たな段階に入るが、ここまでの道のりは決して平たんではなかった。その歴史を振り返ってみよう。

第二次世界大戦後、経済復興を目指した日本の経済外交にとって最重要の優先課題は GATT（関税と貿易に関する一般協定）への加盟であった。1948 年に発効した GATT は最恵国待遇原則と内国民待遇という「二つの無差別原則」を基本として自由で開かれた多国間の貿易体制を具現するものであった。日本は早い段階から GATT 加盟を模索してきたが、やっとのことでオブザーバーとしての地位が認められたのが 1953 年、正式加盟はその 2 年後の 1955 年であった。

しかし、GATT 加盟が直ちに日本が完全に GATT 体制の中に組み込まれたことを意味することにはならなかった。日本の GATT 加盟はアメリカの後押しもあり実現したものの、GATT には第 35 条という条文があり、これを英国やフランス、ベネルックス諸国、オーストラリア、ニュージーランドなどが援用した。この GATT 第 35 条は新規の加盟国に対し既加盟国が GATT 上の義務である最恵国待遇や内国民待遇などを適用しなくても良いとする規定で、日本はこれを援用した加盟国とは実質的には GATT 関係に入れないということになった。このような状況は、日本が同条援用国に対し、日本の輸出品に対する「差別的數量規制」を容認することを規定した二国間の通商協定を締結する 1960 年代前半まで継続する。まさに日本は GATT という無差別体制の中で明白な「差別」を甘受せざるを得なかったのである。

こうして日本はイギリスやフランスをはじめとする西欧諸国の市場では差別的待遇を受け続けることとなり、結果的にアメリカ市場だけが日本の輸出品に対し開放的な市場とい

う状況におかれる。しかし、そのアメリカも日本からの綿製品や化繊製品の輸出を一手に引き受けるのには限界があった。そこで日本からの輸入急増に悩むアメリカとのあいだで交渉された解決策が「輸出の自主規制」という GATT ルールをバイパスする「灰色措置」であった。なぜ「灰色」かという、輸出数量規制は GATT 第 11 条に違反するが、自主規制は日本側の生産者が「自主的に」輸出を抑制するもので、政府間取極めである GATT においては「クロ」（違反）とは言えないとの解釈があったからである。

こうして対米貿易では繊維に始まった「輸出の自主規制」はその後鉄鋼、ボールベアリング、カラーテレビ、半導体、自動車など貿易摩擦の「花形産業」において繰り返し登場する。このような状況はウルグアイ・ラウンドにおける交渉を経て、WTO の下で「輸出の自主規制」が GATT 第 11 条に対する違反措置とされるまで続いた。

このように西欧諸国は GATT 第 35 条の援用と「対日差別数量規制」、アメリカは日本による「輸出の自主規制」の強要という形で日本は戦後長期にわたって「差別的通商措置」のターゲットとなってきたわけだ。そのような過去を顧みると、今日 EU と EPA で合意に至り、アメリカが離脱したとはいえ TPP で合意できたことには隔世の感を抱かざるを得ない。

4. 結びにかえて：「開かれた地域主義」とメガ FTA

国際経済学者としての山澤逸平教授は一貫して「開かれた地域主義」を目指した。APEC はまさに山澤教授にとってその「実験場」であった。その実験場からまず 4 つの開放的小国が P4 を発効させ、それが TPP に発展した。米国は 2017 年に TPP から離脱したが、TPP の開放性は堅持されており、EU を離脱するかもしれない英国も TPP への参加を真剣に検討中である。

TPP11 を米国不在の状況で実現した日本のリーダーシップは日 EUEPA の発効でグローバルにも認知され、日本は今やアジア太平洋地域と EU の生産ネットワークを結合させるプラットフォームの役割を演じうる立ち位置にあると言える。米国と中国をいかにそのプラットフォームに引き込んで行くかが今後の課題であるが、山澤教授が生涯追及した「開かれた地域主義」は自由で開かれた多国間の国際貿易体制へ向けての飛び石（stepping stone）になっていると言える。

1 参加 11 か国は、日本、オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、ベトナム。

-
- 2 日本経済新聞社、『日本経済事典』、172-173 頁、654－655 頁参照
 - 3 小島清、『多国籍企業と直接投資』、ダイヤモンド社、1981 年
 - 4 日中通信社（編）、『月刊 中国ニュース』、「特集 中国的視点、TPP は米国の中国包囲網か」、42－53 頁参照

2. 新時代の「開かれた地域主義」

慶應義塾大学経済学部 教授

東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）チーフエコノミスト

木村 福成

米トランプ政権発足以来、ルールに基づく国際貿易体制の危機が広く認識され、これまでの枠組みにとらわれないさまざまな国際的政策チャンネルの活用可能性が検討されている。「開かれた地域主義」概念も、装いを新たに復活する可能性があるのではないか。

1. APEC と「開かれた地域主義」

「開かれた地域主義（open regionalism）」という概念は、APEC 発足当時からあえて多義的で異なる解釈を許容するものであった [石戸 (2019)]。しかし、多くに受け入れられる定義を求めるとすれば、「閉ざされた地域主義」に対峙する概念で、ボゴール宣言に結実するような最恵国待遇（MFN）ベースの貿易・投資の自由化を目指す地域イニシアティブということになる。

関税で特恵・差別的待遇を実行するのは容易である。自由貿易地域や関税同盟はいわゆる「閉ざされた地域主義」であり、そこでは経済統合の恩恵とりわけ関税削減・撤廃の享受はメンバー国のみと与えられる。そしてそれは、多角主義（multilateralism）の無差別原則とは原理的に相反する。開かれた地域主義は、多角主義の理想である無差別原則を守って域外国にも自由化の恩恵を与えつつ、自由化を進める方法として考案された。

しかし、APEC の文脈では、開かれた地域主義による貿易自由化は根付かなかった。当時はまだモノの貿易の世界、まずは関税が注目される時代であった。メンバー国に限らずどの国に対しても関税を撤廃するには、さらに大きな国内調整が必要となる。また、複雑な利害調整を経てようやく作り上げた協定であるとするれば、域外国にフリーライドされるのは不本意、との考え方も強かった。こうして APEC は、自由化交渉の場ではなく、強いコミットメントを必要としない政策協力のフォーラムとなっていくこととなる。

2. 多角主義の行き詰まりと地域主義の台頭

1995 年、大きな期待を担って発足した世界貿易機関（WTO）は、ウルグアイ・ラウンドで成し遂げた一連の自由化約束については、強化された紛争解決方式の下、ルールに基づく国際貿易体制を体現していった。一方、ビルト・イン・アジェンダとされた農業、非農業市場アクセス、サービスに関する新たな自由化交渉は、ドーハ開発アジェンダが迷走する中、行き場を失った。新分野への進出においても、マルチ・ベースではわずかに貿易円滑化で成果をあげるにとどまった。新たなコミットメントを避けて *policy space* を確保したいとする新興国・発展途上国は、さまざまな場面でコンセンサス方式を利用し、議論をブロックした。

一方、1990 年代以降、国際分業は新たな局面を迎えた。従来からの産業単位の国際分業に加え、生産工程・タスクを単位とする国際分業を中心とする生産立地・国際貿易パターンが、特に東アジア、中東欧、メキシコにおいて、大規模に展開されるようになった。それを支える国際貿易体制は、単なる関税撤廃にとどまらず、きめ細かい貿易円滑化、生産ネットワークを支えるサービス・投資の自由化・円滑化、さらにはさまざまな国際ルール作りを含むものでなければならない。WTO はこの新しい政策需要に対応することができず、一層の自由化と新たなルール作りの舞台は地域経済統合へとウェイトを移すこととなった。

3. さまざまな形態のプルの可能性

マルチの国際通商政策の展開は、ドーハ・ラウンドが事実上の終焉を迎えたことを機に、いよいよ絶望視されるに至った。そこで浮上してきたのが、多数国間（プル）フォーラムの活用である。

これまで試みられてきたプルには 3 つの種類がある。第 1 は、WTO の下にあり、一部の加盟国のみが参加しているが、その合意は WTO 加盟国全てに均霑されるものである。情報技術協定（Information Technology Agreement: ITA）（第 1 次、第 2 次）がそれに当たる。第 2 は、WTO の下にあり、一部の加盟国のみが参加、そしてその権利・義務は参加国のみに適用されるものである。政府調達協定（Government Procurement Agreement: GPA）がその例である。第 3 は、公式に WTO の下でないものである。新サービス貿易協定（Trade in Services Agreement: TiSA）交渉がその代表である。

自由化努力や国際ルールを将来的にマルチに広げていくことを考えるのであれば、第 1 ま

たは第 2 の方式を採っておくことが望ましい。しかしそのためには、WTO 加盟国全てがそのプルリ協定を WTO の下に置くことを許容しなければならない。その意味では、第 1 のタイプの方が通りやすい。一方、自由化約束を交渉に参加していない国にまで及ぼすことには抵抗感を示す参加国が現れることも十分考えられる。ITA の場合には特に電気・電子産業の生産ネットワークへの参加という餌がぶら下がっていたことが効いた。それがいつも通用するわけではない。WTO において合意が得られなければ第 3 の方式を採るしかないが、単なる先進国クラブとなるのではなく新興・発展途上国を巻き込みながら組織することは、容易ではない。

それ以外のアプローチも、アイデアとしては提供されるようになってきている。たとえば、マルチであっても、義務もしくは権利・義務が発生する時期を発展段階ごとに柔軟に設定する方法が、検討されている。現在、発展途上国には「特別かつ差別的待遇 (special and differential treatments)」ということできざまな約束についての猶予が与えられているが、それを逆手にとるアプローチである。これに関連しては、発展途上国の認定がもっぱら自己申告によっているという問題も、しばしば指摘されるようになってきている。

トピックごとに適切なフォーラムを選んで新たな自由化や国際ルール作りを進めていくという考え方は、次第に多くの関係者の賛同を得つつある。しかし、それらを WTO の傘の下で進めていくことには、大きな抵抗が存在する。現在、電子商取引に関する有志国会合が開かれ、WTO 交渉開始に向けての作業が行われているが、予断を許さない状況にある。

4. メガ FTAs と差別主義

多角主義と閉ざされた地域主義という両極端の選択肢のみならず、プルリ・チャンネルの可能性も積極的に考えられるようになってきたことは、重要である。メガ FTAs は、自由化アジェンダと国際ルール作りを先導するものとして用いられるようになってきているが、もっと弾力的な政策チャンネルとして用いることはできないだろうか。ここで考えてみたいのは、地域経済協定の内容を、メンバー国を優遇する措置と原則 MFN ベースで適用される部分とに分けてみて、後者についてはプルリと同様に like-minded countries と積極的にシェアしてメンバーを増やしていくことができないか、ということである。

背景には次のような事情がある。第 1 に、WTO における政策規律として地域貿易協定上の差別待遇が認められているのは、発展途上国向けの授権条項を除けば、モノの貿易 (GATT

第 24 条) とサービス貿易 (GATS 第 5 条) のみである。知財保護などその他の分野で MFN が課されている部分については、地域貿易協定に基づく差別待遇は認められていない。

第 2 に、実際の政策策定・施行の問題として、そもそも地域貿易協定のメンバー国のみに優遇措置を与えること自体が技術的に容易でない、あるいは実際の運用として事実上差別待遇を行っていない分野も多々存在する。さまざまな貿易円滑化措置はその例であるし、国内政策や国内制度に関する国際ルールも多くもそれに当たる。実は、有効にメンバー国のみに差別待遇を与えることができる分野は、関税、サービス貿易、投資、政府調達などの分野に限られている。国際ルール作りの部分のほとんどは、国内制度の問題として、事実上 MFN 扱いとなる。

第 3 に、メンバー国としても、地域経済協定の一部分だけでも非メンバー国を取り込み、国際ルールを広げていきたいとのインセンティブを有する場合もある。そしてそれは、非メンバー国にも新たな選択肢を提供するものとなりうる。

FTAs の核心には特恵的な関税撤廃があり、それが非参加国の貿易転換への恐怖を生み出し、ドミノ効果を生じさせるという基本的構造は、今も変わらない。しかし一方で、関税以外の自由化・円滑化や国際ルール作りの重要性も認識される中、参加国のみで閉鎖的な体制を作るのではなく、一部の政策モードだけでも積極的にメンバーを増やしていくという選択肢を考えることもできるのではないだろうか。

地域経済統合を分野ごとにメンバーを柔軟に重複させつつ深化させていく方式、これには先例がある。ヨーロッパ統合である。たとえば、欧州連合 (EU)、通貨ユーロ圏、シェンゲン条約加盟地域は、重複しているが、完全に同じメンバーで形成されているわけではない。このようなやり方は、もちろん、さまざまな混乱を生む危険性もある。しかし一方で、この柔軟性ゆえに、ヨーロッパは深い統合を実現してきたとも言える。関税同盟ではなく FTAs であれば、さらに柔軟に、弾力的な重層構造を構築できるはずである。

5. 新たな開かれた地域主義の可能性

新たな開かれた地域主義の「開かれた (open)」という言葉には、次のような多義性を持たせることができよう。第 1 は、「閉ざされた」地域主義と「開かれた」地域主義の構成要素を分離し、後者のみでも参加することを可能にするという意味。第 2 は、積極的に参加国を受け入れるという意味。第 3 に、地域に縛られず、志を同じくする参加国を募るという意

味。

世界中の多様な国が参加していて、しかもできれば **WTO** の下に位置付けられたいと考えるプルリ・アプローチには、それなりの難しさもある。最初から like-minded countries の集まりであるメガ **FTAs** の方が、国際ルール作りには向いている場面も多々あるはずである。それをいかに有効に活用するか、考えてみる価値はある。

参考文献

- ・ 石戸光（2019）「TPP の母体としての APEC の可能性」。一般財団法人国際貿易投資研究所（ITI）『アジア太平洋経済と通商秩序—過去、現在、将来—山澤逸平先生追悼論叢～その 1～』、23-29 ページ。

3. APEC の貿易構造

(一財) 国際貿易投資研究所

研究主幹 大木 博巳

1. APEC 貿易の推移

APEC は 1989 年秋、太平洋経済協力会議 (PECC) 10 年間の活動を基盤に、当初は経済協力の閣僚会議として、12 か国の参加メンバーで地味なスタートを切った¹⁾。結成時の 1989 年における APEC の貿易は、輸出で 9,870 億ドルであった (図 1)。91 年には、中国、台湾 (チャイニーズ・タイペイ)、香港がメンバーに加わった。APEC の輸出額は、1 兆 650 億ドルに拡大した。93 年には、メキシコとパプアニューギニアが参加メンバーに加わり輸出額は 1 兆 6,840 億ドルとなった。

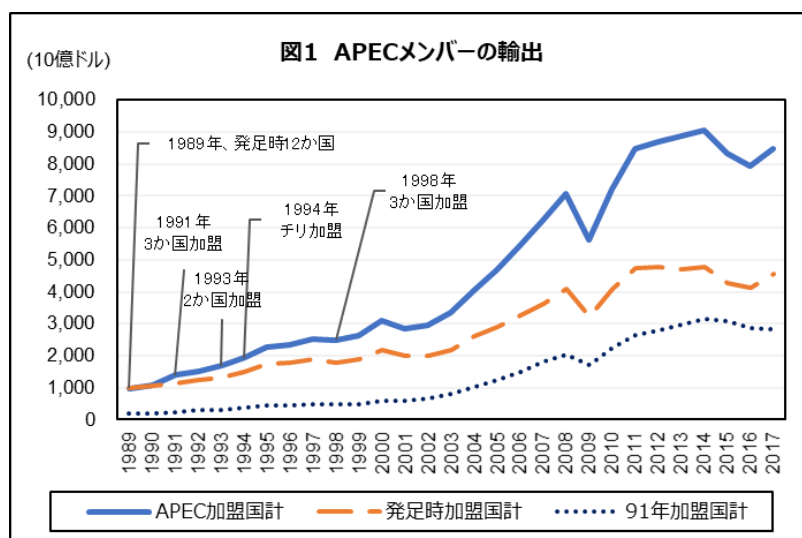
ボゴール宣言 (「APEC 経済首脳の共通の決意の宣言」) が採択された 94 年は、チリが参加メンバーに加わり、APEC の輸出額は 1 兆 9290 億ドルに増えた。ボゴール宣言では、2020 年 (先進エコノミーは 2010 年) までに域内における自由で開かれた貿易・投資を達成する、また、開発協力を促進するという長期的な目標を掲げた。

アジア通貨危機後の 98 年には、ロシア、ベトナム、ペルーがメンバーに加わり、APEC の輸出額は 2 兆 4,900 億ドルと 2 兆ドルを超えた。その年の閣僚・首脳会議 (クアラルンプール) では、貿易・投資の拡大が経済回復に不可欠であり、自由で開かれた市場、投資を可能とする環境が必要であるとの認識で一致した。

99 年には、APEC の輸出額は、2 兆 6,410 億ドルに回復した。99 年の閣僚・首脳会議では、危機の再発の防止とメンバーの持続的な成長の確保のため APEC として努力することを決意し、規制緩和や競争の促進、能力の向上を通じて、市場機能の強化などに取り組むべき具体的課題とした。

IT 特需に沸いた 2000 年には、APEC の輸出額は 3 兆ドルを超えたが、翌 2001 年には IT バブルが崩壊して輸出額は 3 兆ドル割り込んだ。中国の WTO 加盟後の 2002 年からは増加基調に転じて、2003 年に 3 兆 3,490 億ドルと 3 兆ドルを回復した。リーマンショック後の 2008 年には 7 兆ドルにまで拡大した。しかし、2009 年には 5 兆 6,220 億ドルに落ち込んだが、2010 年には 7 兆ドル台に回復し、2014 年には 9 兆 550 億ドルまで拡大した。そこ

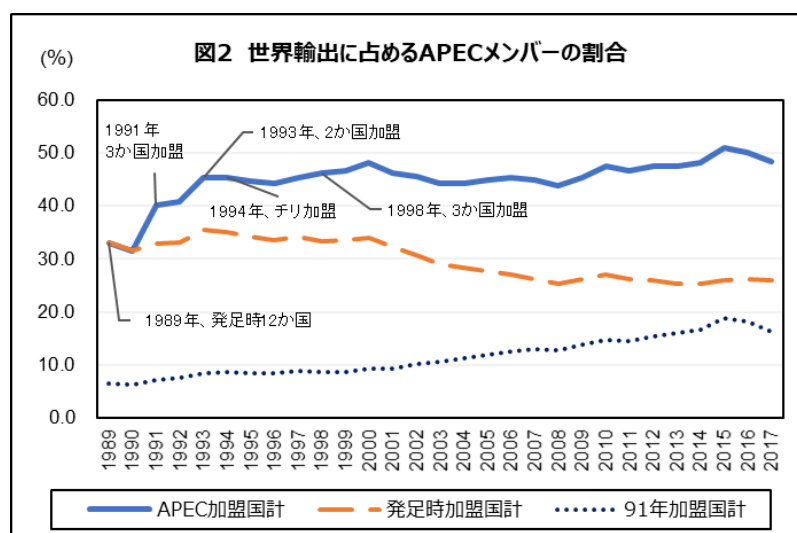
をピークに 2015 年以降は 8 兆ドル台で推移している。



資料：DOT（IMF）より作成

2. APEC の域内貿易

APEC の貿易を世界貿易に占める割合で見たのが図 2 である。世界貿易（輸出）に占める APEC のシェアは、90 年の 37.1%から 2000 年に 45.8%に拡大している。IT バブル崩壊で 2001 年は 46.2%に落ち込み、以降 2013 年まで 46%前後で推移している。世界貿易に占める APEC のシェアが拡大した時期は、1990 年代である。貿易金額が膨らんだ 2000 年代は、世界貿易に占める比率でみると、横ばいで推移した（図 2）。



資料：DOT（IMF）より作成

APEC の貿易は、APEC 域内・域外に分けると、1990 年で世界貿易に占めるシェアで、輸出が域内 25.2%、域外 11.9%、輸入が域外 13.1%である（表 1）。2000 年には、域内が 33.4%に上昇し、域外が輸出で 12.4%、輸入で 14.6%となっている。90 年代には、域内貿易、域外貿易ともに拡大している。

2010 年は域内貿易のシェアが 30.6%に低下し、域外は輸出が 15.1%、輸入が 15.2%となっている。2000 年と比べて域内貿易シェアが低下し、域外が拡大している。2000 年代は域外貿易が牽引力となっている。2018 年は、域内シェアが 33.4%に回復し、域外は輸出が 14.8%、域内が 15.2%と横ばいである。2010～2018 年は APEC 域内貿易が伸びている。

APEC 域内貿易は、1990 年から 2018 年間に於いて、次のような構造変化が起きている。第 1 は、輸出面では日本が凋落する一方で中国が日本に変わって台頭したことである。第 2 は輸入面でも中国が台頭して米国を追い上げて米国との格差を縮めている。第 3 は、APEC 域内貿易の柱が日本・ASEAN⇒米国から中国⇒米国に変わっている。2000 年代に対米輸出が世界の工場中国に集約されたためである。第 4 は ASEAN 貿易が着実に拡大していることである。ASEAN 域内貿易に加えて中国⇒ASEAN 貿易が 2000 年代に入って拡大している。第 5 は、米国の輸出に改善傾向がみられることである。2018 年における APEC 貿易に占める米国のシェアが 5.4%に拡大している。

表 1 世界貿易に占めるシェア（輸出）

① 1990 年

（単位：％）

相手国 国名	APEC (注2)	中国	日本	ASEAN 10	米国	非APEC	世界計
APEC(注1)	25.2	1.1	3.7	3.0	8.5	11.9	37.1
中国	1.4	-	0.3	0.1	0.2	0.5	1.9
日本	5.8	0.2	-	1.0	2.7	2.8	8.5
ASEAN10	3.1	0.1	0.8	0.8	0.8	1.2	4.3
米国	6.8	0.1	1.4	0.6	-	4.9	11.6
非APEC	13.1	0.4	2.4	1.3	6.1	49.8	62.9
世界貿易	38.3	1.5	6.2	4.3	14.6	61.7	100.0

② 2000 年

(単位：％)

相手国 国名	APEC	中国	日本	ASEAN 10	米国	非APEC	世界計
APEC(注3)	33.4	2.6	3.4	4.3	12.0	12.4	45.8
中国	2.8	-	0.6	0.3	0.8	1.0	3.9
日本	5.6	0.5	-	1.1	2.2	1.8	7.4
ASEAN10	5.1	0.3	0.9	1.5	1.3	1.5	6.6
米国	7.7	0.2	1.0	0.7	-	4.3	12.0
非APEC	14.6	0.9	1.9	1.5	6.3	39.6	54.2
世界貿易	48.0	3.5	5.3	5.8	18.3	52.0	100.0

③ 2010 年

(単位：％)

相手国 国名	APEC	中国	日本	ASEAN 10	米国	非APEC	世界計
APEC(注3)	30.6	5.2	2.7	4.6	7.6	15.1	45.7
中国	6.4	-	0.8	0.9	1.9	4.0	10.4
日本	3.9	1.0	-	0.7	0.8	1.2	5.1
ASEAN10	5.1	0.7	0.7	1.7	0.7	1.8	6.9
米国	5.1	0.6	0.4	0.5	-	3.3	8.4
非APEC	15.2	3.0	1.5	1.7	4.4	39.1	54.3
世界貿易	45.8	8.3	4.2	6.3	12.0	54.2	100.0

④ 2018 年

(単位：％)

相手国 国名	APEC	中国	日本	ASEAN 10	米国	非APEC	世界計
APEC(注3)	33.4	6.0	2.4	5.5	8.5	14.8	48.2
中国	8.3	-	0.8	1.7	2.5	4.7	13.0
日本	3.0	0.8	-	0.6	0.7	0.8	3.8
ASEAN10	5.5	1.0	0.6	1.8	0.8	2.0	7.4
米国	5.4	0.6	0.4	0.4	-	3.3	8.7
非APEC	15.2	3.8	1.2	2.0	4.3	36.6	51.8
世界貿易	48.6	9.8	3.6	7.5	12.8	51.4	100.0

(注 1) 台湾とロシアを含まない。

(注 2) ロシアを含まない。

(注 3) 台湾を含まない。

(資料) DOT

3. APEC 貿易拡大に対する増加寄与率

各年代別の APEC 貿易（輸出）拡大が世界輸出拡大に対する増加寄与率を見たのが表 2 である。APEC 貿易（輸出）の世界貿易拡大に対する増加寄与率は、90 年代（91 年から 2000 年）に 55.4%、2000 年代は 45.6%、2010～2018 年間では 57.8%である。このうち、APEC 域内貿易による増加寄与率は、90 年代が 42.4%、2000 年代が 28.6%、2010～2018 年間で 44.0%である。

これから、第 1 に APEC 貿易の拡大は、APEC 域内貿易によって牽引されている。寄与率の 6 割から 7 割を占めている。

90 年代は輸出では、米国、ASEAN、日本、輸入では米国、ASEAN の寄与値が高い。

2000 年代は、米国が低下する中で、輸出入ともに、中国、ASEAN が貢献した。

2010 年代は、米国が復調して、中国⇒ASEAN、中国⇒米国の輸出が APEC 貿易拡大に貢献した。

第 2 は、APEC 貿易における中国の寄与率が高まっているが、APEC 域内輸入における中国の貢献度は低い。中国の輸入は非 APEC からの輸入に対して寄与率が高い。

第 3 は APEC 貿易拡大に対する日本寄与率は、大きく後退している。APEC 貿易拡大に対する日本の貢献度は、米国、中国、ASEAN に次ぐ第 4 番目に後退している

表 2 世界貿易拡大に対する APEC 貿易（輸出）増加寄与率

① 1990-2000 年

(単位：%)

相手国 国名	APEC (注2)	中国	日本	ASEAN 10	米国	非APEC	世界計
APEC(注1)	42.4	4.2	3.2	5.7	15.9	13.0	55.4
中国	4.4	-	1.1	0.4	1.5	1.7	6.1
日本	5.4	0.8	-	1.1	1.7	0.8	6.2
ASEAN10	7.3	0.5	1.0	2.3	1.7	2.0	9.3
米国	8.8	0.4	0.5	0.9	-	3.6	12.4
非APEC	16.2	1.5	1.2	1.6	6.6	28.4	44.6
世界貿易	58.6	5.7	4.4	7.3	22.5	41.4	100.0

② 2000-2010 年

(単位：%)

相手国 国名	APEC	中国	日本	ASEAN 10	米国	非APEC	世界計
APEC(注3)	28.6	7.2	2.1	4.8	4.5	17.0	45.6
中国	9.0	-	0.9	1.4	2.6	6.3	15.2
日本	2.6	1.4	-	0.5	-0.3	0.7	3.3
ASEAN10	5.1	1.1	0.5	1.9	0.2	2.0	7.1
米国	3.2	0.9	-0.0	0.3	-	2.6	5.8
非APEC	15.6	4.6	1.3	2.0	3.0	38.8	54.4
世界貿易	44.2	11.8	3.3	6.7	7.4	55.8	100.0

③ 2010-2018 年

(単位 : %)

相手国 国名	APEC	中国	日本	ASEAN 10	米国	非APEC	世界計
APEC(注3)	44.0	9.0	1.5	9.1	11.9	13.8	57.8
中国	15.8	-	0.7	4.6	4.9	7.2	23.0
日本	-0.3	-0.1	-	0.0	0.5	-0.5	-0.8
ASEAN10	6.9	2.2	0.3	2.0	1.5	2.6	9.5
米国	6.4	0.7	0.4	0.4	-	3.3	9.6
非APEC	15.1	6.5	-0.1	2.8	3.9	27.2	42.2
世界貿易	59.1	15.5	1.4	11.9	15.8	40.9	100.0

(注 1) 台湾とロシアを含まない。

(注 2) ロシアを含まない。

(注 3) 台湾を含まない。

(資料) DOT

4. APEC メンバーの貿易

APEC メンバーの貿易は、世界貿易に占める割合で見ると、米国と中国が突出している。日本は、1990 年時点では、輸出面で米国に対抗する力を見せていたが、2018 年では韓国と同程度まで低下している。中国の躍進は、2010 年以降のことである（表 3-①）。

(1) APEC 貿易依存度

APEC メンバーの貿易に占める APEC の割合は、6 割から 8 割の範囲で散らばっている（表 3-②）。唯一の例外はロシアである。ロシアの貿易に占める APEC の比率は、2018 年で輸出が 26%、輸入が 40.8%と 2010 年と比べて比率は上昇しているが他の APEC メンバーと比べて、APEC 依存度は低い。

APEC 貿易依存度が 80%を超えている高い国は、輸出では、カナダ、メキシコ、豪州、フィリピン、ブルネイ、香港である。カナダ、メキシコは NAFTA を通じて米国との貿易依存度が高い。豪州は、資源輸出で APEC 依存を高めている。香港は対中貿易の拠点としている。

同じく、APEC 輸出比率が 70%台の国は、日本、韓国、シンガポール、インドネシア、マレーシア、ベトナム、ニュージーランド、チリ等である。貿易大国の米国、中国の APEC 輸出比率はともに 60%台と低い。

(2) PEC メンバーの貿易成長率

APEC メンバーの貿易成長率を APEC 向け（域内）、非 APEC 向け（域外）に分けて、年代別に算出したのが表 3-③である。

まず、90 年代と 2000 年代を比較すると、次の様になる。

① 域内貿易の成長率が 90 年代と比べて 2000 年代（2001～2009 年）に鈍化している国・地域

APEC 域内貿易の成長率は輸出入ともに、90 年代と比べて 2000 年代は成長が鈍化している。個別には、輸出で、日本、米国、香港、インドネシア、フィリピン、マレーシア等 10 国・地域が鈍化している。逆に、90 年代と比べて 2000 年代は成長が加速した国地域は、中国、韓国、豪州、ニュージーランド、メキシコ、チリ等 8。

② 域外貿易の成長率が 90 年代と比べて 2000 年代に高まっている国・地域。

APEC 域外貿易の成長率は輸出入ともに、90 年代と比べて 2000 年代は成長が加速している。個別には輸出で、日本、中国、韓国、タイ、シンガポール、ベトナム、米国、カナダ、メキシコ、チリ等 15。逆に、鈍化しているのは、香港、インドネシア、マレーシア、フィリピンである。

③ 2000 年代に域内貿易の成長率が域外貿易の成長率を下回っている国・地域

輸出では、中国、韓国、タイ、ベトナム、米国、カナダ、メキシコ等 11。

④ 2000 年代に域内貿易の成長率が域外貿易の成長率を上回っている国・地域。

輸出では、日本、シンガポール、チリ等 7。

以上から、2000 年代の APEC メンバーの貿易は、APEC 域内貿易が鈍化する一方で APEC 域外貿易が拡大しており、域外指向を強めた。例外は、日本やチリである。また、中国の貿易は、2000 年代に成長が加速し、APEC メンバーで最も高い貿易成長率を域内、域外ともに記録している。

2010～2018 年では、貿易成長率が大幅に鈍化する中で、ほとんどのメンバーは域内貿易が域外貿易より高く伸びた。2000 年代とは逆の動きとなっている。リーマンショック後の世界貿易の低迷が、APEC 域内回帰が起きたともみられる。

表 3 APEC メンバーの貿易

① 世界貿易に占めるシェア

(単位：%)

国名	輸出						輸入					
	対APEC			対非APEC			対APEC			対非APEC		
	1990	2000	2018	1990	2000	2018	1990	2000	2018	1990	2000	2018
APEC	65.8	69.6	68.8	19.3	23.9	28.8	66.2	70.2	69.0	21.0	26.6	30.7
日本	15.0	11.7	6.2	4.5	3.5	1.6	10.5	8.1	5.5	4.3	3.5	2.3
中国	3.7	5.9	17.2	0.7	2.0	9.1	2.7	5.0	13.1	0.8	1.9	9.0
韓国	3.5	4.0	5.1	1.1	1.4	1.4	3.5	3.4	3.8	1.2	1.5	1.9
香港	4.6	5.1	5.0	1.1	1.4	1.1	5.1	5.7	5.6	0.6	0.9	0.9
インドネシア	1.6	1.5	1.4	0.2	0.4	0.5	1.1	0.7	1.5	0.3	0.3	0.5
マレーシア	1.7	2.5	2.0	0.3	0.6	0.7	1.6	2.1	1.6	0.3	0.4	0.7
フィリピン	0.5	1.0	0.6	0.1	0.2	0.1	0.7	0.8	1.0	0.2	0.2	0.2
タイ	1.1	1.6	1.9	0.4	0.6	0.8	1.7	1.4	1.8	0.5	0.5	0.8
シンガポール	2.9	3.4	3.3	0.8	1.0	1.0	3.1	3.1	2.8	0.9	1.0	1.2
ブルネイ	0.2	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ベトナム	0.1	0.3	1.8	0.1	0.1	0.7	0.1	0.4	2.1	0.1	0.1	0.3
米国	17.7	16.1	11.1	7.9	8.2	6.4	23.7	25.5	17.9	9.0	12.2	8.4
カナダ	8.5	8.3	4.2	0.8	0.6	0.6	7.5	6.4	4.1	1.4	1.4	1.0
メキシコ	1.6	5.0	4.3	0.3	0.4	0.5	1.8	5.0	4.3	0.4	0.7	0.9
チリ	0.3	0.3	0.6	0.2	0.3	0.2	0.2	0.2	0.5	0.2	0.3	0.3
ペルー	0.1	0.1	0.3	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1	0.3	0.1	0.1	0.2
豪州	2.1	1.5	2.3	0.5	0.5	0.5	2.1	1.6	1.8	0.7	0.6	0.7
ニュージーランド	0.5	0.3	0.3	0.2	0.1	0.1	0.5	0.3	0.3	0.2	0.1	0.1
ロシア	-	0.6	1.3	-	2.5	3.4	-	0.2	1.0	-	0.8	1.4
バプアニューギニア	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0
世界貿易	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

② 各国の APEC／非 APEC 比率

(単位：%)

国名	輸出						輸入					
	各国のAPEC比率			各国の非APEC比率			各国のAPEC比率			各国の非APEC比率		
	1990	2000	2018	1990	2000	2018	1990	2000	2018	1990	2000	2018
APEC	68.0	72.9	69.3	32.0	27.1	30.7	66.9	71.8	68.5	33.1	28.2	31.5
日本	67.6	75.4	78.2	32.4	24.6	21.8	61.3	69.3	69.9	38.7	30.7	30.1
中国	75.6	73.4	64.0	24.4	26.6	36.0	69.8	71.9	58.5	30.2	28.1	41.5
韓国	67.4	72.3	77.9	32.6	27.7	22.1	64.5	68.8	66.3	35.5	31.2	33.7
香港	72.4	77.5	81.0	27.6	22.5	19.0	83.9	86.6	85.9	16.1	13.4	14.1
インドネシア	82.4	75.9	71.7	17.6	24.1	28.3	68.1	71.1	75.6	31.9	28.9	24.4
マレーシア	76.6	79.0	74.2	23.4	21.0	25.8	77.4	81.7	67.3	22.6	18.3	32.7
フィリピン	78.0	80.0	82.7	22.0	20.0	17.3	70.9	77.4	83.4	29.1	22.6	16.6
タイ	63.8	72.6	69.7	36.2	27.4	30.3	70.0	71.5	69.7	30.0	28.5	30.3
シンガポール	70.0	76.7	76.6	30.0	23.3	23.4	69.9	75.5	69.4	30.1	24.5	30.6
ブルネイ	96.3	99.4	89.9	3.7	0.6	10.1	79.3	85.5	90.8	20.7	14.5	9.2
ベトナム	38.9	70.6	70.9	61.1	29.4	29.1	35.5	84.6	85.9	64.5	15.4	14.1
米国	58.2	64.5	61.9	41.8	35.5	38.1	62.7	66.7	67.2	37.3	33.3	32.8
カナダ	86.5	93.2	87.9	13.5	6.8	12.1	78.0	81.9	79.6	22.0	18.1	20.4
メキシコ	77.4	92.5	88.1	22.6	7.5	11.9	75.2	86.7	82.9	24.8	13.3	17.1
チリ	44.5	52.0	72.6	55.5	48.0	27.4	37.2	41.2	58.7	62.8	58.8	41.3
ペルー	46.2	55.2	63.3	53.8	44.8	36.7	38.7	54.4	63.9	61.3	45.6	36.1
豪州	71.1	73.3	82.4	28.9	26.7	17.6	66.5	70.4	71.3	33.5	29.6	28.7
ニュージーランド	65.2	72.9	74.3	34.8	27.1	25.7	66.1	71.5	70.0	33.9	28.5	30.0
ロシア	-	18.3	26.0	-	81.7	74.0	-	16.2	40.8	-	83.8	59.2
バプアニューギニア	74.1	77.5	83.1	25.9	22.5	16.9	92.0	95.8	92.8	8.0	4.2	7.2
世界貿易	38.3	48.0	48.6	61.7	52.0	51.4	39.0	49.0	49.1	61.0	51.0	50.9

③ 平均伸び率

(単位：%)

国名	輸出						輸入					
	対APEC			対非APEC			対APEC			対非APEC		
	1989- 2000	2001- 2009	2010- 2018	1989- 2000	2001- 2009	2010- 2018	1989- 2000	2001- 2009	2010- 2018	1989- 2000	2001- 2009	2010- 2018
APEC	9.5	7.7	4.1	7.4	11.8	2.7	9.4	7.3	4.0	7.7	9.6	3.3
日本	6.0	4.7	-0.2	3.1	4.6	-1.5	6.2	5.4	1.6	4.2	7.0	-0.1
中国	15.1	18.2	6.5	15.1	26.0	4.9	14.1	17.0	5.2	10.5	24.1	5.8
韓国	9.6	10.8	5.0	11.1	13.6	-1.2	8.8	10.3	3.2	10.5	12.1	2.8
香港	10.1	6.9	4.8	8.5	5.7	4.9	10.8	7.1	4.7	7.9	6.8	5.0
インドネシア	9.0	8.9	1.4	13.6	11.2	2.4	6.8	16.7	4.0	6.3	11.3	5.9
マレーシア	13.6	7.0	2.6	11.9	9.2	3.7	12.9	6.6	1.8	10.5	7.3	9.4
フィリピン	15.8	2.0	3.7	14.8	4.3	2.8	11.4	4.6	8.1	9.0	2.6	5.8
タイ	13.1	10.3	3.5	9.1	13.3	2.7	8.6	10.2	3.5	8.0	10.1	3.6
シンガポール	11.4	10.5	1.9	9.0	10.3	1.1	10.0	8.9	2.4	7.9	12.4	2.7
ブルネイ	4.5	8.4	-4.5	-11.9	32.3	2.9	2.8	10.8	7.7	-2.6	6.9	2.5
ベトナム	31.7	17.7	16.7	7.2	19.4	15.8	41.8	19.8	14.0	-1.2	21.1	11.6
米国	8.0	3.7	3.6	5.6	6.3	2.9	9.1	3.6	3.8	8.0	4.5	2.3
カナダ	9.0	1.4	2.1	-1.1	12.4	-0.3	6.7	4.1	2.3	4.7	7.3	0.6
メキシコ	21.4	4.3	5.3	9.0	10.4	5.0	21.3	3.7	5.5	14.1	6.9	5.7
チリ	9.5	18.1	2.3	6.6	10.3	-2.6	9.5	15.6	3.5	9.1	8.3	2.0
ペルー	8.0	19.4	6.5	4.4	17.5	2.6	12.3	15.3	5.3	9.1	14.6	2.5
豪州	5.5	12.4	3.2	3.8	9.8	-1.0	4.8	12.7	2.2	3.3	12.9	1.7
ニュージーランド	4.1	7.4	3.6	1.7	9.4	1.6	4.6	8.6	3.7	3.6	8.1	6.9
ロシア	-	13.7	7.6	-	17.4	0.9	-	26.8	3.0	-	18.0	-0.0
バプアニューギニア	-6.5	25.7	7.7	-12.1	25.5	5.4	-1.9	16.6	0.5	-9.6	22.7	0.0
世界貿易	9.1	8.1	3.7	5.8	9.9	2.3	8.9	8.2	3.5	5.6	9.5	2.4

資料：DOT

5. APEC 貿易の財別構造

APEC 財別貿易を日米中の対 APEC 財別貿易でみたのが表 4 である。これから、APEC 貿易財別貿易は、加工品、部品、資本財、消費財の取引が輸出入ともに同じような規模（金額）となっている。いわゆる、産業内分業が進んでいる地域である。

次に、2018 年の輸出では、中国の対 APEC 輸出で加工品、部品、資本財、消費財のすべてで日米を上回っている。日本、米国ともに 2000 年時点では、消費財を除けば中国を大きく上回っていた。2010 年時点ですでに中国が日米に追いつき追い越していたが、2018 年では日米と中国の格差が大きく開いた。

他方、輸入は、米国が APEC 最大の輸入国である。2018 年で米国の対 APEC 輸入は、資本財、消費財で APEC 最大の輸入規模である。中国は、部品輸入で米国を上回り、加工品輸入では米国と並んでいる。日本は消費財輸入で中国を上回っている。中国は、APEC 貿易の輸入では、部品輸入で突出しているが、資本財・消費財の最終財では、米国に大きく引き離されている。

表 4 日本・米国・中国の対 APEC 財別貿易額と構成比

①輸出

財	輸出額（10億ドル）											
	日本			米国			中国			合計		
	2000	2010	2018	2000	2010	2018	2000	2010	2018	2000	2010	2018
総額	359	587	578	506	775	1,030	183	965	1,592	1,047	2,327	3,200
素材	1	7	8	24	75	96	8	10	12	32	92	116
加工品	76	174	156	116	223	308	39	206	376	231	603	840
部品	120	177	166	172	173	211	25	197	351	317	547	727
資本財	87	128	121	105	139	177	30	308	469	221	575	767
消費財	63	89	102	74	126	165	82	272	418	218	487	685
財	輸出シェア（％）											
	日本			米国			中国			合計		
	2000	2010	2018	2000	2010	2018	2000	2010	2018	2000	2010	2018
総額	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
素材	0.3	1.2	1.4	4.7	9.6	9.3	4.2	1.1	0.8	3.1	4.0	3.6
加工品	21.2	29.7	27.0	22.8	28.7	29.9	21.5	21.3	23.6	22.0	25.9	26.3
部品	33.3	30.2	28.7	34.1	22.3	20.5	13.6	20.4	22.1	30.3	23.5	22.7
資本財	24.2	21.8	20.9	20.7	17.9	17.2	16.5	31.9	29.5	21.1	24.7	24.0
消費財	17.5	15.2	17.7	14.6	16.2	16.1	44.7	28.2	26.2	20.9	20.9	21.4

資料：各国貿易統計

②輸入

財	輸入額（10億ドル）											
	日本			米国			中国			合計		
	2000	2010	2018	2000	2010	2018	2000	2010	2018	2000	2010	2018
総額	263	464	520	812	1,237	1,709	169	939	1,379	1,244	2,639	3,608
素材	32	81	71	46	122	104	12	141	211	91	344	386
加工品	65	131	152	139	249	339	76	264	348	279	644	838
部品	49	77	89	175	203	323	44	318	515	267	598	927
資本財	40	63	87	171	296	433	29	185	216	239	543	736
消費財	74	110	118	251	373	504	8	46	103	332	529	724
財	輸入シェア（％）											
	日本			米国			中国			合計		
	2000	2010	2018	2000	2010	2018	2000	2010	2018	2000	2010	2018
総額	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
素材	12.1	17.5	13.7	5.7	9.8	6.1	7.4	15.0	15.3	7.3	13.0	10.7
加工品	24.6	28.1	29.2	17.1	20.2	19.8	44.8	28.2	25.2	22.5	24.4	23.2
部品	18.5	16.5	17.0	21.5	16.4	18.9	25.9	33.9	37.4	21.5	22.6	25.7
資本財	15.1	13.6	16.8	21.0	23.9	25.3	17.0	19.7	15.7	19.2	20.6	20.4
消費財	28.1	23.8	22.7	30.9	30.2	29.5	4.4	4.9	7.4	26.7	20.1	20.1

資料：各国貿易統計

6. TPP 貿易と RCEP 貿易

APEC の貿易成長率は、90 年代が 8.9%、2000 年代は 8.0%、2010～2018 年間は 3.8%

と 90 年代が最も高かった。90 年代の APEC 貿易の成長率は、APEC 域内貿易が 9.7%、域外が 7.1%と域内貿易が伸びた。2000 年代では、逆に域外が域内より高い伸び率であった。2010 年代（2010～2018 年）は、域内、域外貿易ともに大幅に鈍化している。世界貿易の成長地域 APEC に陰りが出てきている。

APEC の貿易発展で今後期待されているのが、APEC ワイドの FTA、アジア・太平洋自由貿易地域（FTAAP）の創設である。この FTAAP の創設を巡って 2 のアプローチがある。TPP と RCEP である。ともに、APEC メンバーを内包しているメガ FTA である。TPP は、統合の核となる米国が離脱して TPP11 として再結成された。RCEP は、結成に向けて進行中である。

APEC は、この 2 のメガ FTA が新たなルール作りで競っている。以下では、APEC 貿易を、TPP および RCEP の地域に二分して、今後を展望してみる。

表 5 は、世界貿易に占める TPP、RCEP のシェアである。世界貿易に占める比率は、2018 年で TPP が 24.1%、RCEP は 30.7%と RCEP が TPP を上回っている。1990 年、2000 年時点では TPP が RCEP を大きく上回っていた。2000 年代に逆転が起きている。

次に、TPP と RCEP の APEC 貿易の比率は、2018 年で TPP が 17.7%、RCEP が 21.3%である。ともに APEC 域内の貿易が高く、APEC を基盤として分業が成立している。TPP と RCEP の APEC 貿易比率を 1990 年、2000 年と比較すると、TPP が RCEP を上回り、かつその内訳は TPP 間の貿易比率が 1990 年で 15.1%（RCEP 間は 5.8%）、2000 年で 18.4%（RCEP 間は 8.3%）と TPP 参加国間の貿易（TPP 間貿易）が APEC 貿易の核となっていた。それが、2010 年には、RCEP 間貿易が 11.8%、TPP 間が 11.1%と RCEP が上回り、2018 年は RCEP 間が 12.9%、TPP 間が 11.3%と差が広がっている。APEC 貿易は、かつては TPP 間が中心となっていたが、今では RCEP と TPP が同等のポジション、むしろ RCEP が上回るようになっている。

APEC 貿易拡大に対する TPP、RCEP の増加寄与率を見ると、1990 年代の APEC 貿易は TPP 間貿易が牽引していた。1990 年代の世界貿易拡大に対する APEC 貿易の寄与率は 42.4%であったが、このうち TPP 間貿易は 22.0%であった。さらに、次に高い寄与率は、RCEP⇒TPP 貿易の 12.5%である。TPP 間貿易、RCEP⇒TPP 貿易を牽引したのが米国の輸入である。

2000 年代では、世界貿易拡大に対する APEC 貿易の寄与率は 28.6%に鈍化した。このうち RCEP 間貿易の増加寄与率が 14.4%に増加、TPP 間貿易は 5.7%に低下している。さ

らに、RCEP⇒TPP 貿易の増加寄与率も 8.9%に低下している。APEC 貿易の主役が TPP からに RCEP 移った。

2010 年代は、世界貿易拡大に対する APEC 貿易の寄与率は 44.0%と 1990 年代の水準に回復した。RCEP 間貿易の増加寄与率が 16.8%に高まる一方で、TPP 間貿易の寄与率が 12.2%と倍増した。RCEP⇒TPP 貿易の増加寄与率も 16.6%と大きく拡大した。2010 年代の APEC 貿易の拡大は、RCEP 間貿易と RCEP⇒TPP 貿易の同時拡大によってもたらされている。

RCEP 間貿易と RCEP⇒TPP 貿易の同時拡大もたらしているのは、米中貿易である。中国を生産拠点として RCEP から部材を調達し、米国に輸出する貿易が 2010 年代の APEC 貿易を拡大させた。この貿易拡大パターンが、米中貿易戦争で、危うくなってきている。米中双方の追加関税賦課により米中貿易が縮小する。あるいは、中国を生産拠点とする対米輸出をしていた多国籍企業が、中国以外の国に生産移管する動き、チャイナ+1 がより活発化するためである。

同時に米国が離脱している TPP11 貿易が、1990 年代のような力強い拡大することも予想できない。米国の保護主義が、TPP11 貿易、RCEP 貿易の拡大を抑制し、APEC 貿易の停滞を招くのではないか。

表 5 APEC 貿易における RCEP、TPP の貿易（世界貿易に占めるシェア）

① 1990 年

(単位：%)

相手国 国名	APEC (注2)	RCEP	中国	TPP	米国	非APEC	世界計
APEC(注1)	25.2	10.2	1.1	18.7	8.5	11.9	37.1
RCEP	12.8	5.8	0.3	8.6	4.5	5.8	18.6
TPP	19.4	7.3	0.4	15.1	6.8	9.7	29.1
非APEC	13.1	5.5	0.4	10.7	6.1	49.8	62.9
世界貿易	38.3	15.7	1.5	29.4	14.6	61.7	100.0

② 2000 年

(単位：%)

相手国 国名	APEC	RCEP	中国	TPP	米国	非APEC	世界計
APEC(注3)	33.4	12.9	2.6	24.1	12.0	12.4	45.8
RCEP	16.7	8.3	1.1	10.5	5.2	5.8	22.5
TPP	23.9	7.8	1.0	18.4	9.2	8.0	31.9
非APEC	14.6	5.9	0.9	10.4	6.3	39.6	54.2
世界貿易	48.0	18.9	3.5	34.5	18.3	52.0	100.0

③ 2010 年

(単位：％)

相手国 国名	APEC	RCEP	中国	TPP	米国	非APEC	世界計
APEC(注3)	30.6	16.2	5.2	17.6	7.6	15.1	45.7
RCEP	19.3	11.8	3.0	9.5	3.9	9.3	28.5
TPP	17.7	8.4	2.7	11.1	4.8	6.8	24.5
非APEC	15.2	9.0	3.0	8.3	4.4	39.1	54.3
世界貿易	45.8	25.2	8.3	25.9	12.0	54.2	100.0

④ 2018 年

(単位：％)

相手国 国名	APEC	RCEP	中国	TPP	米国	非APEC	世界計
APEC(注3)	33.4	17.9	6.0	19.2	8.5	14.8	48.2
RCEP	21.3	12.9	3.2	11.0	4.8	9.4	30.7
TPP	17.7	8.3	2.9	11.3	5.1	6.4	24.1
非APEC	15.2	9.6	3.8	8.0	4.3	36.6	51.8
世界貿易	48.6	27.5	9.8	27.2	12.8	51.4	100.0

(注 1) 台湾とロシアを含まない。

(注 2) ロシアを含まない。

(注 3) 台湾を含まない。

(資料) DOT

表 6 APEC 貿易における RCEP、TPP の貿易（増加寄与率）

①1990-2000 年

(単位：％)

相手国 国名	APEC (注2)	RCEP	中国	TPP	米国	非APEC	世界計
APEC(注1)	42.4	16.0	4.2	30.1	15.9	13.0	55.4
RCEP	20.9	11.1	2.0	12.5	5.9	5.8	26.7
TPP	28.8	8.3	1.6	22.0	11.8	6.1	34.9
非APEC	16.2	6.4	1.5	10.1	6.6	28.4	44.6
世界貿易	58.6	22.4	5.7	40.2	22.5	41.4	100.0

②2000-2010 年

(単位：％)

相手国 国名	APEC	RCEP	中国	TPP	米国	非APEC	世界計
APEC(注3)	28.6	18.5	7.2	12.8	4.5	17.0	45.6
RCEP	21.2	14.4	4.4	8.9	2.9	11.8	33.0
TPP	13.1	8.9	3.9	5.7	1.6	5.9	19.1
非APEC	15.6	11.3	4.6	6.8	3.0	38.8	54.4
世界貿易	44.2	29.8	11.8	19.6	7.4	55.8	100.0

③2010-2018 年

(単位：%)

相手国 国名	APEC	RCEP	中国	TPP	米国	非APEC	世界計
APEC(注3)	44.0	24.5	9.0	25.3	11.9	13.8	57.8
RCEP	28.8	16.8	4.1	16.6	8.2	10.0	38.8
TPP	17.7	7.8	3.6	12.2	6.0	4.8	22.6
非APEC	15.1	11.7	6.5	6.8	3.9	27.2	42.2
世界貿易	59.1	36.2	15.5	32.1	15.8	40.9	100.0

(注 1) 台湾とロシアを含まない。

(注 2) ロシアを含まない。

(注 3) 台湾を含まない。

(資料) DOT

¹ 山澤逸平「APECは何を成し遂げたか」季報 106 号

4. 地域貿易協定と国際生産ネットワーク

中央大学 名誉教授

(一財) 国際貿易投資研究所 客員研究員

長谷川 聡哲

1. 貿易費用と国際生産ネットワークの変化

国際貿易の規模は、比較優位に基づき決まると新古典派の貿易理論では説明されてきた。不完全競争と規模の経済性を前提にする新しい貿易理論が登場すると、先端技術を体化する工業製品の貿易の流れは巨額な初期費用をどのように許容限度のコストに埋没できるかが問題になった。

今日の工業製品の最終価値が生み出されるまでには、数多くの資材、部品、半製品などの中間財の国境を越えた取引が行われている。さらには、それぞれの生産工程の最適な立地を判断して、国境を越えたフラグメンテーション（fragmentation; 価値創出工程の国境を越えた細分化）が展開されている。多国籍化した企業のフラグメンテーションは、その財貨・サービスの最終的な価値が生み出されるうえで、どの地域で調達され、それがどの地域で加工、組み立てを行うのか、さらに、その財貨・サービスがどの地域、経済で販売されるのかを判断することが必要になる。

世界経済の GATT-WTO の枠組みに依存する多角的貿易自由化の流れから、EU や NAFTA が台頭することにより国際的な地域貿易協定（RTA; Regional Trade Agreement）への期待が高まってきた。国境を越えてモノやサービスの価値を生み出すための多国籍企業による国際価値連鎖（GVC; Global Value Chain）を構築するフラグメンテーションの展開が広がってきた。より効率的な生産拠点を求めて、国境を越えて細分化する動きである。

こうした世界の地域間、諸経済同士の産業別の貿易の流れについては、1990 年代の半ばから国際産業連関表の整備が進んできたことにより、どのように世界から付加価値が調達 sourcing されるのか、そして生み出された財貨・サービスの価値がどの地域、経済のどの産業に販売されていくのかを把握することが容易になっている。国際産業連関表の枠組みでは、付加価値の原産地別の調達については、国内だけではなく、地域や産業の関わりは、国際産業連関表の列にデータを取り出すことによって説明することができる。また各国の

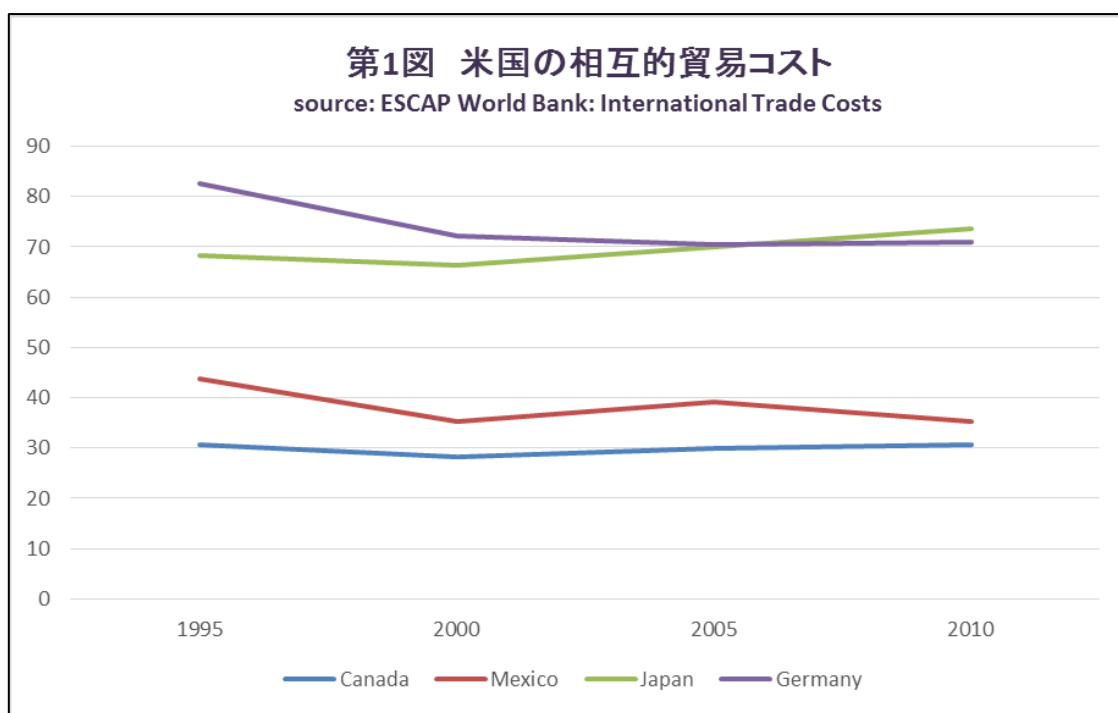
産業の生み出されたモノ・サービスの価値の販売は、行の情報を取り出すことによって説明することができる。

貿易の流れのデータの整備が進んできた中で、その貿易の障壁となるコストとしての議論は、標準的な貿易政策の手段として関税政策が一般的に検討の対象とされてきた。しかし、関税率が国際貿易の実際の障壁として影響する度合いは、少なくとも今日の先進国の経済においては僅かなものになっている。Anderson-van Wincoop（2004）による貿易費用の議論は、より広義な国境を越えた経済取引の障壁として定義され、さらに Novy, D.（2013）は、相互的貿易費用指数 **Bilateral Trade Cost Index** を開発し、それを引き継ぐ世界銀行・UNESCAP の共同作業によるデータベースとして、二国間の貿易と国民総生産を利用した各国の農業部門、工業部門、その二つを足し合わせた全貿易についての対称的相互貿易費用が公表されている¹。

貿易障壁として定義された貿易費用のデータを利用することで、地域貿易協定（RTA; **Regional Trade Agreement**）による市場の統合は、貿易費用の削減をもたらすことが Novy などにより示されてきた。その貿易費用の削減は、貿易の流れに影響を与えるものと説明する。

グラビティー・モデル（**Gravity model**; 重力モデル）による貿易の説明において、貿易パートナーとの地理的距離と市場規模が貿易の大きさを決める説明変数とされてきた。しかしながら、地域貿易協定が締結されたとしても、地理的距離が協定締結のパートナーとの間で変化するわけではない。グラビティー・モデルにおいて地理的距離が説明変数として導入されたことの意味は、あくまで取引（もしくは貿易）費用の代理変数としてのものにすぎない。物理学におけるグラビティー・モデル使われていた地理的距離を、そのまま経済活動の説明に当てはめたことで一定の説明量があったとしても、経済分析では、所得と価格が説明変数の基本になれば不都合が生じる。世界銀行と UNESCAP 共同のプロジェクトによる相互的貿易費用指数が作成され、地理的距離に代わる国際取引のコストの詳細なデータの提供を開始している。この貿易費用の指数によれば、米国と加盟国間の相互的貿易費用の削減が、1970 年には 80（対カナダ）、96（対メキシコ）であったものが、2000 年には 25 と 33 にまで大幅に縮小しているが、同期間の対ドイツでは 95 から 70、対日本で 85 から 65 にしか軽減されていないことから、NAFTA 加盟国間の貿易協定が加盟国間の貿易費用の削減効果をもたらしたことを示している²。次の第 1 図は、世界銀行－UNESCAP による 1995 - 2010 年の貿易費用について、米国にとっての相互的貿易費用を抽出して示し

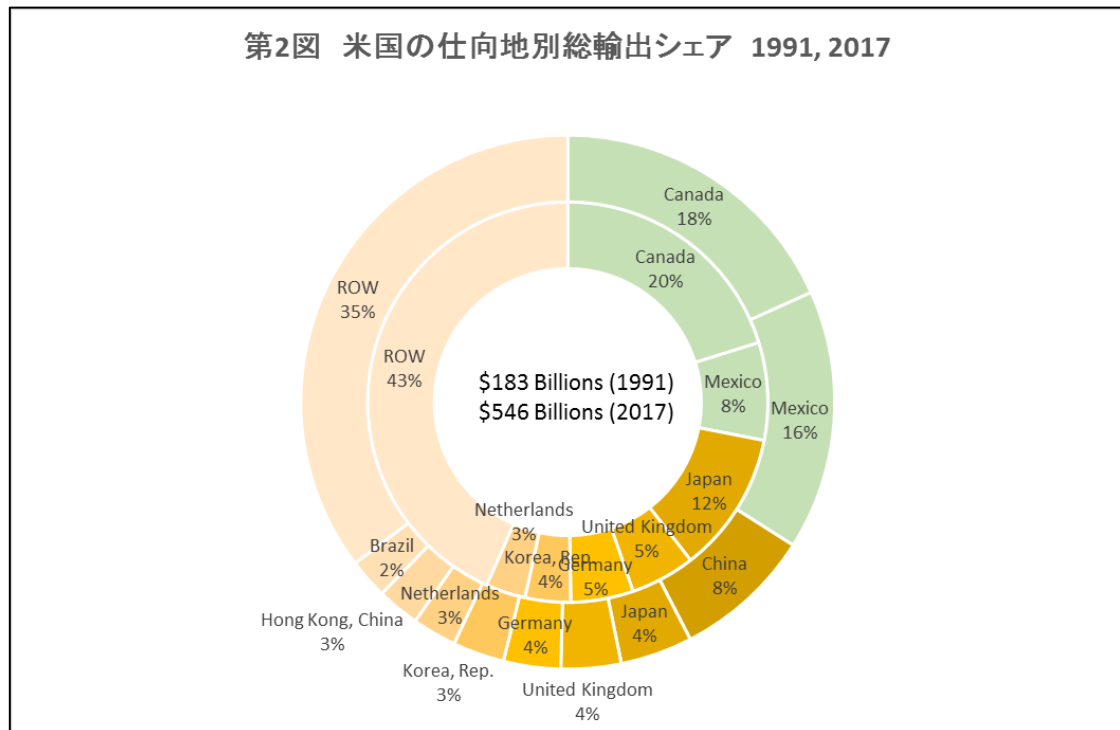
たものである。NAFTA の加盟国カナダとメキシコの 30%大の貿易費用に比べて、日本とドイツとの米国にとっての貿易費用は、70%を上回るコストが示されている。こうしたデータの比較から、地域貿易協定は貿易費用を軽減させ、協定加盟の地域内における GVC の高まりが期待できると考えられるようになっている。



2. 地域貿易協定と市場構造の変化

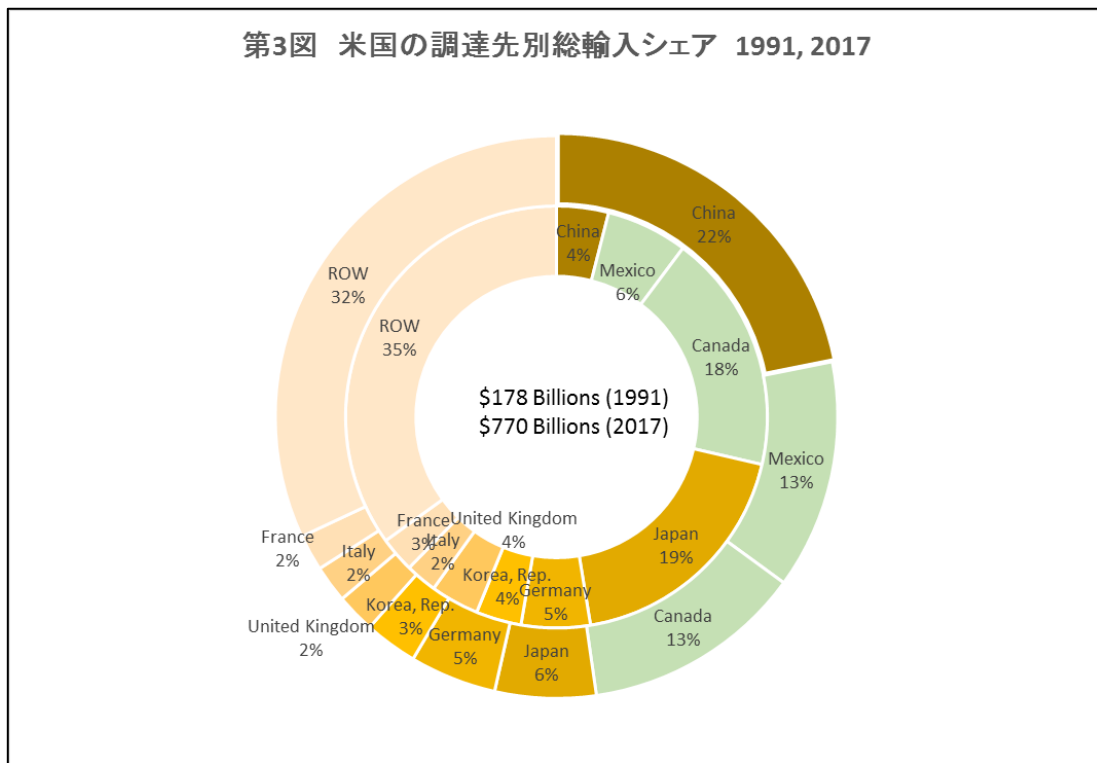
国際貿易統計のデータベースは、世界銀行により構築された WITS (World Integrated Trade Solution) を利用することができる。第 2 図と第 3 図は米国の仕向地別の総輸出と調達先別総輸入について、1991 年 (内側の円グラフ) と 2017 年 (外側の円グラフ) を比較したものである。国際産業連関表の横方向に国別の産業の販路を見ると、世界市場の中で地域内の貿易が高まることを示すことができる。米国の NAFTA 加盟国であるカナダとメキシコとの域内販路と域内調達の市場の結びつきについてグロスでの貿易の強さを示すものである。第 2 図は、米国の総輸出 Gross Export の仕向け先のうちで NAFTA 加盟のカナダとメキシコへのシェアが 28% (1991 年) から 34% (2017 年) に上昇し、総輸入においては同期間に 24%から 26%にわずかながら上昇している。図は、貿易相手経済の貿易額上位 10 経済を抽出し、残りはその他世界 ROW に分類している。そのため、1991 年における米

国の中国への総輸出は ROW に組み込まれている。



国際産業連関表を縦方向に国別、産業別にみると、モノやサービスの価値がどの国のどの産業から調達 **sourcing** しているかを知ることができる。米国が世界からその輸出の価値を生み出すにあたり、1991 年と 2017 年にどのような調達の変化をしているかのデータを抽出することができる。第 3 図は、米国が総輸入 **Gross Import** のうちで NAFTA 加盟国のカナダとメキシコからの割合が、1991 年に 24%であったものが 2017 年には 26%の調達にシェアは微増していたことを示している。また、調達先の最大の経済が中国であり、22%の依存となっていることが分かる。

第3図 米国の調達先別総輸入シェア 1991, 2017



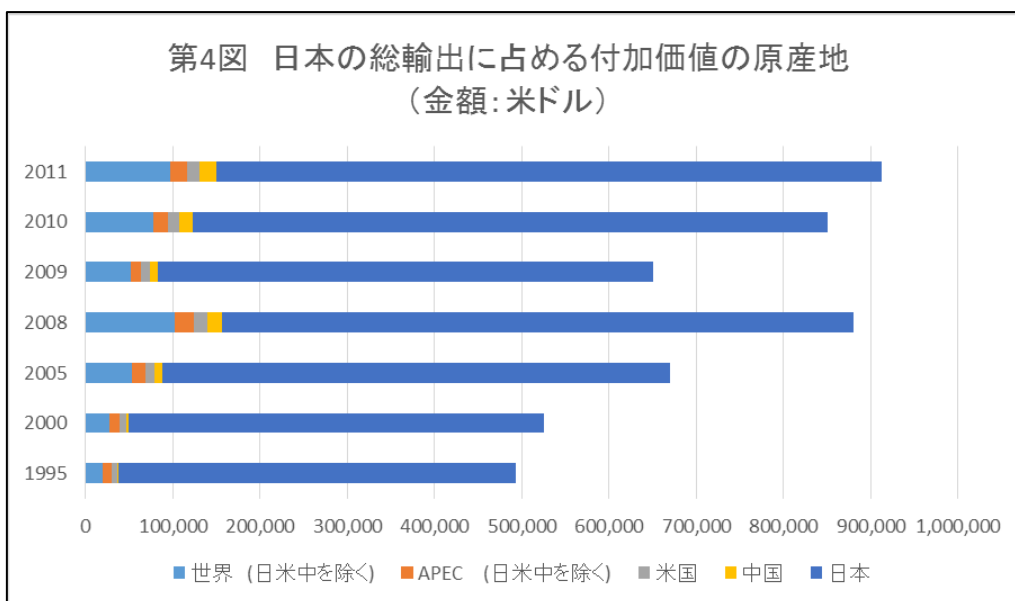
3. 国境を越えた付加価値生産ネットワークの変化

第2図、第3図では、米国の総輸出の仕向け先と総輸入の調達元のシェアを観察したにすぎない。次の四つの図表、第4図～第7図では、日本、米国、ドイツ、ベトナムを例にとり、その総輸出に占める付加価値の原産地が、それぞれの地域にどのように依存しているのかを示したものである。

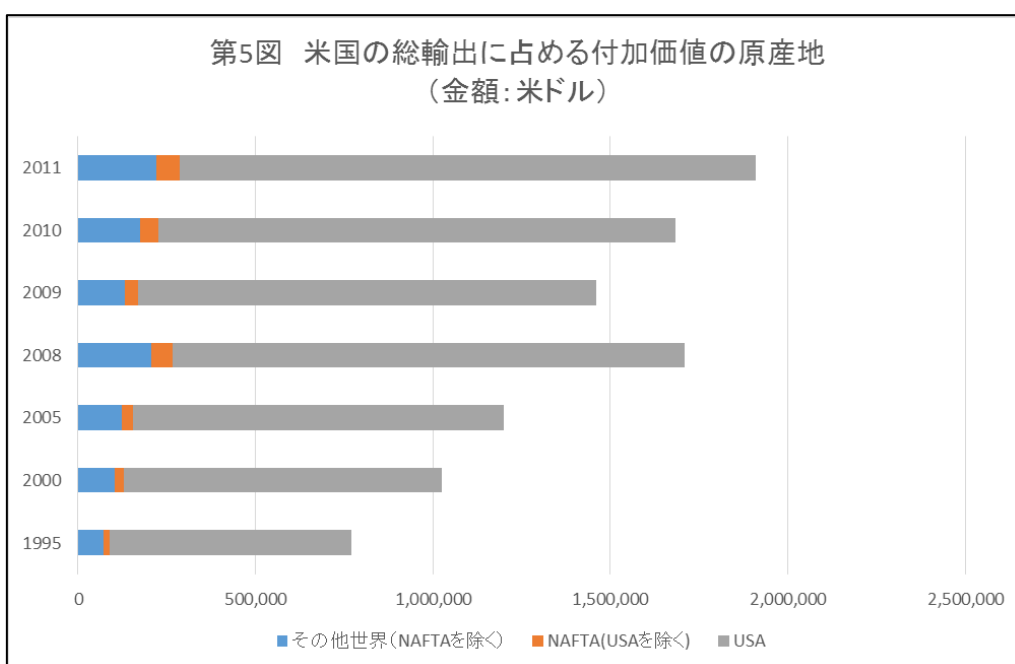
調達される付加価値の原産地については、OECD-WTO による TiVA（付加価値貿易；The Trade in Value Added）統計のデータベースや EU の WIOD（世界産業関連データ）を利用して示すことができる。いずれも世界各国の経済を同一産業分類で連結した国際産業関連表を構築してきたが、網羅する経済の数、産業分類の数、および年次の違いがあるため、利用において注意が必要となる。ここで利用したデータベースは、2011 年までのものと、2018 年バージョンである。この統計は、ISIC Rev.4 に準拠し、2005 年－2015 年にわたる 64 経済についての 36 産業部門の取引を公表している。

日本の総輸出のうちで、国内により付加価値調達が米国と同じように圧倒的に高いことが特徴であるが、米国や中国からの付加価値の調達に依存するではなく、次第にその他の

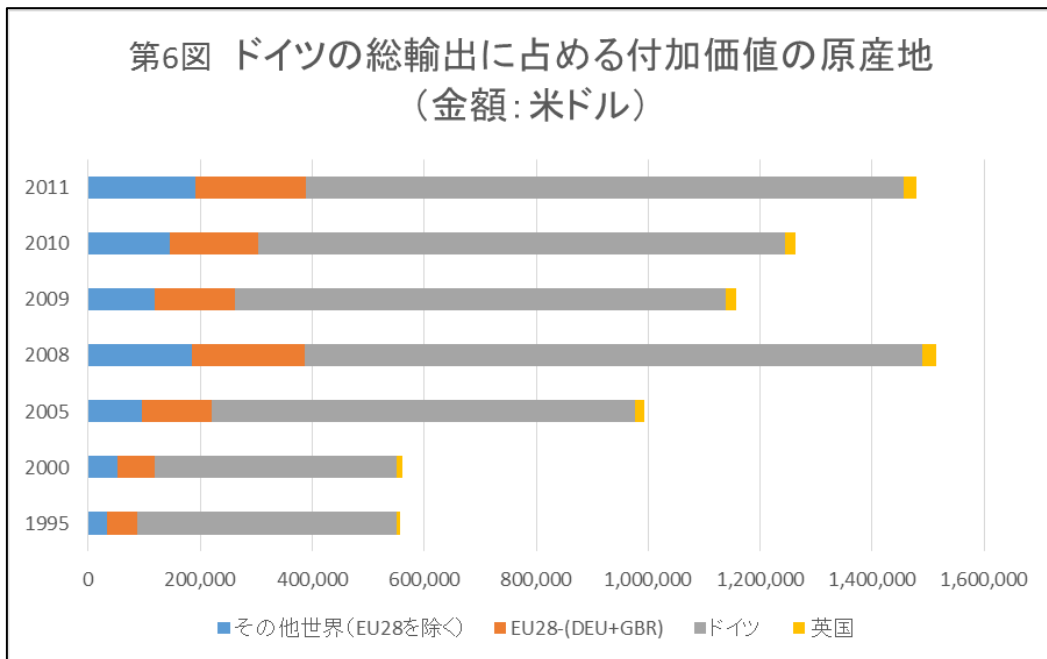
APEC 経済からの調達が増加してきていることが分かる。第 5 図で示された米国の総輸出では、NAFTA からの調達が増加しつつあることが示されている。第 6 図で示した 28 への依存が、ここで比較した米国、日本と較べると、きわめて高い地域内調達が進んでいることが分かる。最後の第 7 図では、ベトナムの調達の変化が示されている。このべとなむでも、ASEAN 地域への調達依存が進んでいることが分かる。



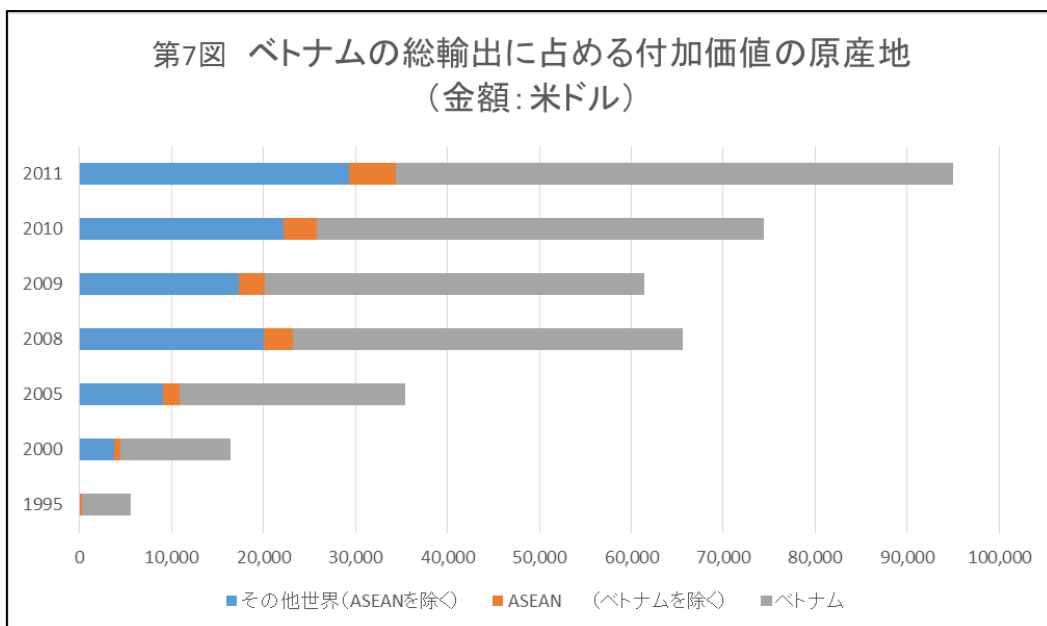
Source: <https://stats.oecd.org/>



Source: <https://stats.oecd.org/>



Source: <https://stats.oecd.org/>

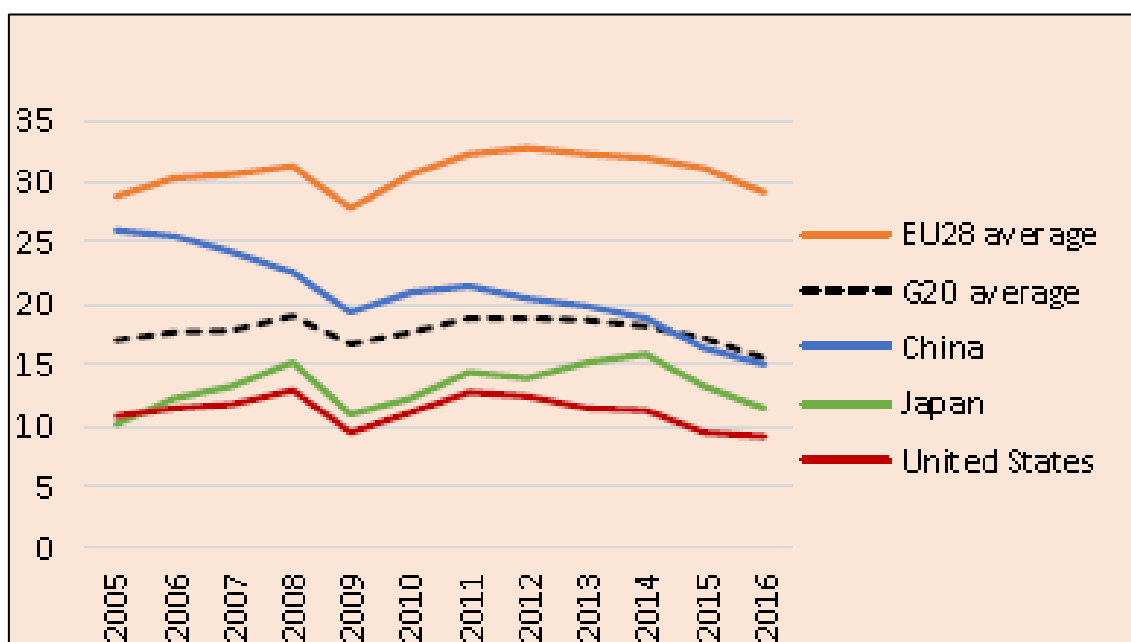


Source: <https://stats.oecd.org/>

現行の TiVA (付加価値貿易) データベースでは、2015 年までの付加価値貿易統計の推移を知ることができる。2016 年の数値は、OECD による暫定値としてのものである。最後に示した図表は、EU28、G20、中国、日本、そして米国の総輸出に占める外国の付加価値の割合である。日本と米国が極めて海外からの調達の高さが目立つ一方で、2005 年には EU28

とあまり差が見られなかった中国が、急速にその海外調達比率が低下してきていることが伺われる。この図表が示す産業全体を観たデータによる平均値の値は、産業別の調達を顕示的比較優位指数や貿易集中度を利用して、それぞれの国の産業構造、貿易構造の違いを示すことができる。

第 8 図 総輸出に占める外国の付加価値のシェア



出所: OECD (2018) , “The changing nature of international production: Insights from Trade in Value Added and related indicators”, TiVA Indicators 2018 Update.

国境を越えた経済取引は、貿易費用の変化によって影響を受ける。多国籍企業は国際生産ネットワークの再構築が、貿易費用の変化に直ちに対応を余儀なくされる。北米のトランプ政権により進められてきた NAFTA や欧州における英国の EU からの離脱、BREXIT といった世界の地域貿易協定の締結や、見直しによるビジネス環境の変化は、貿易費用の変化に直ちに反映する。今日の地域貿易協定の制度的枠組みは、FTA（自由貿易協定）という関税率の削減に限定されるものではない。それは、原産地をシフトさせる地域内生産ネットワークに直接に影響を及ぼす広い内容にまで及んでいる。地域貿易協定が深化することによって、地域内の付加価値生産と貿易依存への影響は、本稿で比較に示した欧州市場におけるドイツの地域依存が進んでいることから理解することができるのである。

-
- ¹ J. E. Anderson and E. van Wincoop (2004) , “Trade Cost”, *Journal of Economic Literature*, Vo. XLII, Sep., pp.691-751.
Dennis Novy (2013) , “Gravity redux: measuring international trade costs with panel data”, *Economic Inquiry*, Vol. 51, No. 1, pp. 101-121.
- ² World Bank, World Bank-UNESCAP Trade Costs Database は、次のサイトから利用可能である。
<https://datacatalog.worldbank.org/dataset/escap-world-bank-international-trade-costs>
貿易費用と地域貿易協定のかかわりについては、長谷川聰哲編著『アジア太平洋地域のメガ市場統合』の第1章「地域貿易協定と付加価値貿易」で説明している。

5. 国際的生産・流通ネットワークと FTA ーアジア太平洋地域を中心にー

慶応義塾大学商学部

教授 安藤 光代

はじめに

企業活動のグローバル化とともに国際取引チャンネルは多様化し、貿易パターンや国際分業体制は著しい変化を遂げてきた。1980年代、とりわけ1990年代以降、それまでの「産業単位」での国境を越えた生産と消費の分離から「生産工程・タスク単位」での分業へ、そして原材料・完成品中心から部品・中間財中心の貿易パターンへと進化している。こうした進化とともに発展してきたのが、いわゆる「国際的な生産・流通ネットワーク」である。

国際的な生産・流通ネットワークは、一般に、地域内で形成される。とりわけ部品貿易の場合、調達のタイミング、生産ブロック間の調整、分散立地された生産ブロックの間をつなぐサービス・リンク・コストの削減、ICTやロジスティクス面での接合性などが重要となるためである。しかし、近年、地理的な枠を大きく超えた部品・中間財の取引も活発になりつつある。次節で詳しく触れるように、東アジアの生産ネットワークは、北米やヨーロッパと、重要な最終消費地であるという消費面でのつながりを維持しつつ、生産面での結びつきを強化しているのである。

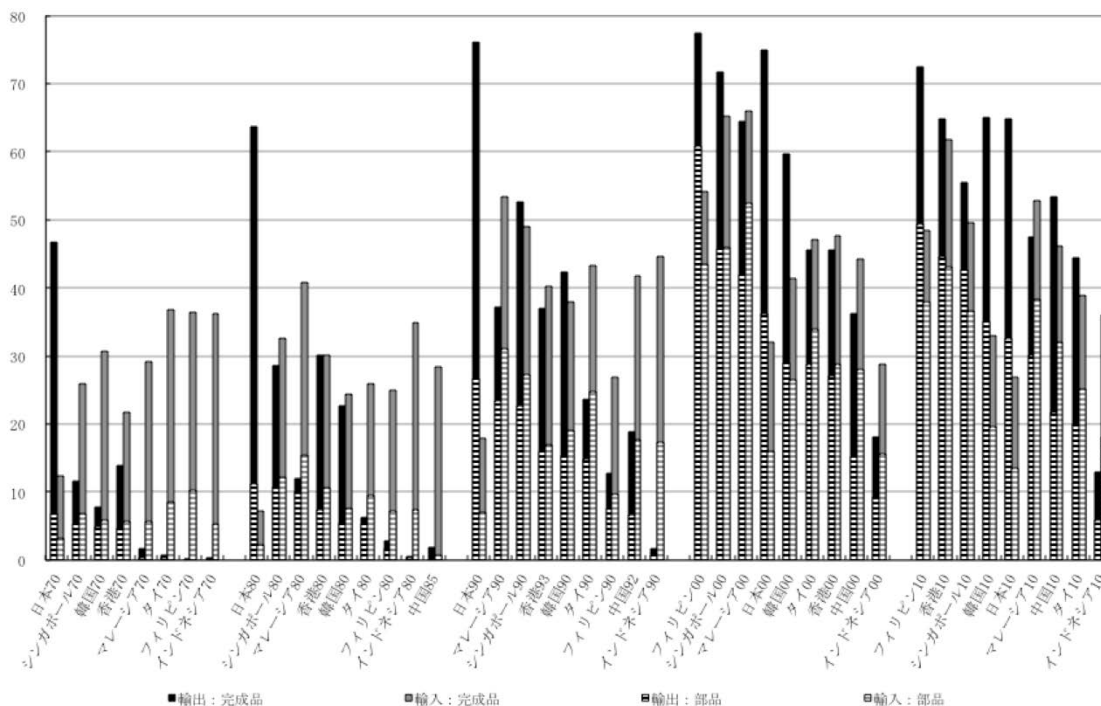
国際通商政策は、このような国際分業を大きく左右する要因の一つである。世界貿易機関（World Trade Organization: WTO）が発足した1990年代半ば以降、地域経済統合（RTA）/自由貿易協定（FTA）の締結が加速しているが、とりわけ近年のRTA/FTAには、WTO+やWTO-xなど、単なるモノの自由化を超えた幅広い分野が盛り込まれる傾向にあり、サービス・投資などを含むより深い自由化を目指すとともに、知財保護・競争・基準認証などの国際ルールの構築を図るものとなってきている。生産ネットワークが多く の 国 に 又 が つ っ て 広 範 囲 に 展 開 さ れ る 様 子 、 単 なる 関 税 削 減 / 撤 廃 を 超 え た 深 い 自 由 化 や ビ ジ ネ ス 環 境 の 改 善 が 、 そ の さ ら な る 活 性 化 に つ な が る と 考 え ら れ る 。

本論文では、山澤先生がとりわけ強い関心をお持ちであったアジア太平洋地域における経済・貿易問題や通商政策に関するテーマとして、東アジアの生産ネットワークとFTAに着目し、通商政策のあり方について議論してみたい。

1. 東アジアの生産ネットワーク¹

製造業においては、一般機械、電気機械、輸送機械、精密機械からなる機械産業が生産ネットワークの主役の1つである。衣料産業など他にも生産ネットワークを展開している産業・業種も存在するが、機械産業は、部品・中間財の点数も多く、2次元のフラグメンテーションを多用する産業として、その規模が大きい。そこで、機械産業に着目し、機械類とりわけ機械部品の輸出入比率（各国の対世界輸出入に占める機械製品の割合）を見てみると、その国がどの程度生産ネットワークに参加しているかがわかる（図1）。1970年の段階では、機械輸出が多いのは日本のみ、しかもそのほとんどが完成品輸出であるが、1980年になると、シンガポール、香港、韓国の機械輸出が伸びはじめ、マレーシアも機械部品輸出を開始する。そして、2010年までには、東アジアの多くが機械部品を輸入も輸出もするという典型的な生産ネットワークのパターンを示すようになる²。輸出入単価を用いて垂直的産業内貿易と水平的産業内貿易を区別する手法を用いた研究から、東アジアでは、生産のフラグメンテーションの発展に伴って、部品・中間財の垂直的な双方向取引が急速に活発化したことが明らかになっている〔Ando（2006）〕。

図1 東アジア各国の対世界機械貿易：総貿易に占める割合



データ出所：木村・安藤（2016）。

注：1970年と1980年についてはSITC分類、1990年と2010年についてはHS分類（1990年のフィリピンのみSITC分類）に基づく。

1980年の中国は1985年、1990年の中国と香港はそれぞれ1992年と1993年のデータを用いている。

世界の主要国に関して部品・中間財の輸出比率の高い国から順に並べてみると、2010年時点では、1990年代初頭と比べ、大きな違いが2つある。第1に、東アジアに限らず、多くの国で部品・中間財貿易が拡大し、機械貿易の割合が格段に増加している。世界各地で第2のアンバンドリングが盛んになってきた証拠である。第2に、高い部品輸出比率を有するのは、1990年代初頭には先進国が多いのに対し、2010年時点ではそのほとんどが東アジア諸国である。つまり、東アジアでは、機械部品貿易が他地域にも増して急速に拡大し、部品・中間財の双方向取引が活発になったのである。なお、他地域の発展途上国で高い輸出部品比率を示すのは、メキシコや中東欧数カ国などごく一部の国だけである。

近年、東アジアの生産ネットワークはさらなる深化を遂げている。東アジア域内では、RTA/FTAによる貿易自由化の推進などを理由に、世界金融危機を引き金として、分散立地の選択と集中が加速する中、東日本大震災やタイでの大洪水などもあって、リスク分散も念頭においた国際分業体制が展開されるようになった。その結果、すでに生産ネットワークに参加している国の中での再構築が進むと共に、東アジア後発国〔カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム（CLMV）〕、とりわけベトナムが、急速に生産ネットワークに取り込まれつつある〔Ando（2013）〕。タイプラスワン（日本企業の生産拠点が集積しているタイに、カンボジア、ミャンマー、ラオスを加えたサプライチェーンを形成する）という構想はまさにその典型例である。

また、他地域との結びつきも変化している。通常、生産工程レベルでの国際分業は、地理的に近い域内で形成されるものだが、近年、東アジアからの部品・中間財の供給が、北米やヨーロッパでの生産において重要な役割を果たすようになってきている。両地域は、東アジアの生産ネットワークにとって重要な最終消費地であるという「消費面」でのつながりを維持しつつ、「生産面」での結びつきも強化しているのである。Extensive margin（貿易品目数）やintensive margin（一品目あたり貿易額）についての計量的分析などから、単に既存の取引関係を強化しただけではなく、新規取引の構築を通じてメキシコあるいは中東欧の東アジアからの輸入が拡大し、これらの国が東アジアと北米/ヨーロッパの生産ネットワークとの橋渡し役になっていること、そしてそれがとりわけ電気電子産業において顕著であることが明らかになっている〔Ando and Kimura（2013, 2014）〕。通商政策の変化に加え、輸送費などのサービス・リンク・コストの低下、双方向の多国籍企業による活動の活発化、生産ベースとしての東アジアの競争力の強化などの要因が寄与していると考えられる。

2. 日本の FTA 利用³

本節では、日本の FTA を取り上げ、FTA 利用の実態を見てみたい。FTA 締結の動きが遅れていた日本も、現時点では 18 の FTA に調印しており、そのうち 17 の FTA が発効している。近年入手可能になった FTA 輸入のデータを用いて 2015 年度における FTA 利用度を計算してみると、輸入全体を対象とすれば 2 割弱だが、有税品目に絞れば 7 割程度となる（表 1）。

表 1 日本の輸入における FTA 利用度（%、2015 年度）

	(a) 全品目			(b) 有税品目		
	合計	AJCEP	二国間	合計	AJCEP	二国間
シンガポール	5.3	2.1	3.2	29.9	11.8	18.1
メキシコ	20.0	n. a.	20.0	80.6	n. a.	80.6
マレーシア	13.0	4.6	8.4	72.5	25.8	46.7
チリ	25.3	n. a.	25.3	87.8	n. a.	87.8
タイ	28.7	0.9	27.8	85.0	2.5	82.4
インドネシア	16.3	n. a.	16.3	71.4	n. a.	71.4
ブルネイ	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0
フィリピン	25.5	0.7	24.9	85.6	2.3	83.3
ラオス	11.0	11.0	n. a.	18.1	18.1	n. a.
ミャンマー	4.2	4.2	n. a.	4.6	4.6	n. a.
スイス	5.9	n. a.	5.9	54.8	n. a.	54.8
ベトナム	34.3	27.2	7.1	73.4	58.2	15.2
カンボジア	9.7	9.7	n. a.	10.3	10.3	0.0
インド	28.6	n. a.	28.6	65.9	n. a.	65.9
ペルー	9.5	n. a.	9.5	83.0	n. a.	83.0
オーストラリア	7.7	n. a.	7.7	79.0	n. a.	79.0
全体	17.5			71.8		

データ出所：Ando and Urata (2018)。

注：シンガポールの利用度は低いですが、石油関連品目の HS2710173 を除くと、利用率は 70% を超える。

ただし、FTA 相手国からの輸入であれば自動的に低い FTA 税率が適用されるというわけではない。そもそも FTA による貿易自由化の例外品目であったり、FTA の特惠関税と最恵国待遇（MFN）関税の差である特惠マージンが小さければ、FTA が利用されない可能性も高い。また、FTA 税率が適用されるためには、原産地規則（ROO）を満たすことを示す原産地証明の取得が必要である。ROO は、FTA ごとに存在し、それがどの程度複雑か否かは FTA によって異なる。表 2 は、日本の 12 の FTA の ROO について、タイプごとに関税品目数を示したものである。実際にはもっと多くのタイプがあるが、似通ったものはなるべくまとめて集計している。それでも、いかに多くのタイプが存在するか、複雑なタイプがあるかがこの表から明らかであろう。なかには、複数の基準を満たさなければいけないケースもあり、そのような ROO を満たしづらいタイプほど、FTA 利用を妨げると考えられる。

表 2 日本の FTA における原産地規則：協定別 ROO タイプ別品目数（HS9 桁ベース）

ROOタイプ	A S E A N	オ ー ス ト ラ リ ア	ブ ル ネ イ	イ ン ド	イ ン ド ネ シ ア	マ レ ー シ ア	メ キ シ コ	フ イ リ ピ ン	シ ン ガ ポ ー ル	ス イス	タ イ	ベ ト ナ ム	合計	%
CC	2742	2845	2521	457	2971	2323	4194	2623	2550	3330	2745	2821	32122	28.9
CH	367	1011	453	1101	349	631	1971	717	431	980	934	525	9470	8.5
CS	11	65	24		5	11	670	20	14	11	130	19	980	0.9
VA	383		66			117	16	98	19		84	96	879	0.8
WO	3			2205	10		14	2	47	4	75	84	2444	2.2
SP			77	1938		10		89					2114	1.9
CC or VA	229	102	32		58	159	9	599	83		335	205	1811	1.6
CH or VA	3775	1466	49	5	115	873	67	1916	132	3901	1414	2827	16540	14.9
CS or VA	49	566	2786		2772	3258	4	1343	2825	633	773	1101	16110	14.5
CC + VA		23		53	19	1				256			352	0.3
CH + VA				182	26	339				82			629	0.6
CS + VA				3312		1	9						3322	3.0
CC, CH or CH + VA	9	9	9			9		11	9	9	10	9	84	0.1
CC, CS or CS + VA					9								9	0.0
CC + SP	779	759	590		756	860	598	850	933		591	779	7495	6.7
CC + SP or SP	100	98	519		100	100		100	100				1117	1.0
CH + SP	180	183	218		180	226		184	456			49	1676	1.5
CH + SP or SP		636	639		639	639		639	390				3582	3.2
CH or SP	639										759	639	2037	1.8
CC, VA or SP					110				10		9		129	0.1
CH, VA or SP			48		659				781	53	769		2310	2.1
CH, VA or CR		166											166	0.1
CS, VA or SP			1212		485				465		436		2598	2.3
CS, VA or CR		166											166	0.1
CC or SP		14									100	100	214	0.2
CC or CR		5											5	0.0
CH or CR		314											314	0.3
CS or CR		750											750	0.7
CH, CH + SP, VA or CR		70											70	0.1
CH, CH + SP or CR		16											16	0.0
CH, CS + SP or CR		2											2	0.0
CH or CS							19						19	0.0
CC or CC + VA							15						15	0.0
CC or CH + VA							96						96	0.1
CC or CS + VA							115						115	0.1
CH or CH + VA							133						133	0.1
CH or CS + VA							788						788	0.7
CH, CS or CS + VA							10						10	0.0
CS or CH + VA							80						80	0.1
CS or CS + VA							49						49	0.0
Contact			23	13	29	22	70	75	21	7	102	12	374	0.3
合計	9266	9266	9266	9266	9266	9266	9266	9266	9266	9266	9266	111192	100.0	

データ出所：Ando and Urata (2018)。

注：CC：類変更、CH：項変更、CS：号変更、WO：完全生産品、VA：付加価値基準、SP：加工工程基準など、CR：化学反応基準など、Contact：特殊なもの。“A + B”：AとBを共にみなすもの、“A or B”：AかBか選択できるもの。赤は、1つのFTAのみで使われているタイプであることを示す。

Ando and Urata (2018) では、MFN 関税や非関税措置 (NTMs) も考慮しつつ、特惠マージンと ROO に焦点をあてて、日本の輸入における FTA 利用度の決定要因を分析した結果、特惠マージンが大きいほど利用率があがることが明らかになっている。特惠マージンが小さくても、単価が高く取引額が大きい場合には、企業にとって FTA 税率を利用するインセンティブが働くこともあるだろうが、一般的には、やはり特惠マージンが大きい方が FTA 利用度が高まるということである。したがって、FTA の経済的効果を期待するのであれば、関税撤廃が難しい保護産業であっても、MFN 関税が高い品目こそ、高税率や複雑な関税制度を残存させるのではなく、極力シンプルで、かつ、低税率の関税体系の設定が必要である。

また、より制限的なタイプの ROO は日本の輸入における FTA 利用率を引き下げること

も明らかになっている。ROO の影響は ROO のタイプによって大きく異なる。とりわけ、関税分類番号変更基準（CTC ルール）だけや CTC ルールか付加価値基準（VA ルール）かを選択できるケースと比べ、CTC ルールと VA ルールを共に満たさなくてはならないタイプの ROO は FTA 利用率を引き下げる傾向が強く、さらに、CTC ルールの中では、HS4 桁での項変更基準より HS2 桁の類変更基準の方が利用度を引き下げる傾向にある。つまり、条件をより満たしにくい制限的な ROO ほど貿易障壁になりうると示唆され、FTA 利用を促進するためには制限度が低く、使い勝手のよい ROO を設計することが重要である。

おわりに

残念ながら、昨今、時代に逆行する極端な保護主義的な動きが目立つ。例えば、アメリカの環太平洋パートナーシップ協定（Trans-Pacific Partnership Agreement: TPP）からの離脱、北米自由貿易協定（North American Free Trade Agreement: NAFTA）加盟国であるカナダやメキシコへの輸入関税の賦課、NAFTA の再交渉と USMCA（United States-Mexico-Canada Agreement）の署名（一部製品の関税や原産比率の引き上げなど）、中国への追加関税の賦課、イギリスの EU 離脱などがあげられる。前節で示したように、条件をより満たしにくい制限的な ROO ほど貿易障壁になりうるわけで、まさに上記の原産比率の引き上げも自由化とは逆行する動きである。Baldwin（2016）が主張しているように、第 1 のアンバンドリングの世界では通用した論理を第 2 のアンバンドリングの世界にあてはめても、目的を達成できないどころか、逆の効果をもたらしうる。具体的には、“旧来のグローバリゼーション”あるいは第 1 のアンバンドリングの時代であれば、単純に、国境に関税等の壁を作って国内の産業や雇用を守るという発想もあり得る。しかし、“新しいグローバリゼーション”あるいは国際的な生産・流通ネットワークが広範囲に展開されているような第 2 のアンバンドリングの時代においては、保護主義的な動きは、一時的には保護効果があるとしても、かえって生産面でのマイナスの影響が大きく、守りたい国内の産業や労働者を苦しめることになり得るし、消費者の犠牲を大きくする。今後これまで以上に予測しないような速度や方向性に進んで行く可能性のあるグローバル経済において、通商政策を含めた政策提言は容易なことではないが、目先の利益や旧来の考え方にとらわれず、現状を正しく把握した上での柔軟な政策立案が必要である。

また、FTA に関して言えば、実際に活用されなければ意味がない。FTA の利用を促進し、

その貿易拡大効果を実現するためには、中小企業を含め FTA 利用の可能性のある企業への FTA 利用のための知識や情報の周知や、原産地証明の取得にかかる物理的・時間的コストなど FTA 利用にかかる様々なコストの削減が必要不可欠であるし、今後の FTA の設計においては、実際に FTA が利用しやすいような関税体系や使い勝手のよい ROO を作成すべきである。

参考文献

- ・ Ando, Mitsuyo. (2006) “Fragmentation and Vertical Intra-industry Trade in East Asia” *North American Journal of Economics and Finance* 17: 257–281.
- ・ Ando, Mitsuyo (2013) “Development and Restructuring of Production/Distribution Networks in East Asia” *ERA Discussion Paper Series* No. 2013-33.
- ・ Ando, Mitsuyo and Kimura, Fukunari. (2013) “Production Linkage of Asia and Europe via Central and Eastern Europe.” *Journal of Economic Integration*, Vol. 28, No. 2 (June): 204-240.
- ・ Ando, Mitsuyo and Kimura, Fukunari. (2014) “Evolution of Machinery Production Networks: Linkage of North America with East Asia.” *Asian Economic Papers*, Vol. 14, No. 3: 121-163.
- ・ Ando, Mitsuyo and Shujiro Urata (2018) “Determinants of FTA Utilization for Japan's Imports: Preferential margins and restrictiveness of rules of origin” *RIETI Discussion Paper Series* 18-E-078.
- ・ Baldwin, Richard (2016) *The Great Convergence: Information Technology and the New Globalization*. Harvard University Press.
- ・ 安藤光代 (2017) 「国境を超える生産工程・タスクの分業の実態に迫る：国際的生産・流通ネットワークの展開と実証分析」『世界経済評論』 2017 年 3 月 4 月号、96 – 106 ページ。
- ・ 木村福成・安藤光代 (2016) 「多国籍企業の生産ネットワーク——新しい形の国際分業の諸相と実態」木村福成・棕寛編『国際経済学のフロンティア—グローバル化の拡大と対外経済政策』東京大学出版会

1 本節は、安藤 (2017) の一部を加筆修正したものである。

2 東アジア諸国も、最初は、輸入代替型工業化戦略を維持しつつ、多国籍企業による競争圧力から国内企業を守るための輸出加工区をベースとする輸出振興を始めた。しかし次第に、輸出加工区における雇用創出に限定せず、国内経済とのリンケージを重視するようになる中で、輸出品製造のための輸入品免税措置 (duty-drawback system)、保税工場、保税トラックなどの制度が導入されていった。そして、外資系

企業を恐れず、積極的に受け入れるところから、生産ネットワークの構築が始まった。いったん受け入れ始めると、生産ネットワークを構築・運用する上でのさまざまな問題点が表面化し、それに対応するために直接投資受入戦略の明文化と細かいトラブル・シューティングが進み、投資環境が急速に改善されていく。こうして、東アジアでは生産ネットワークに適した政策環境が次第に整い、分散立地と産業集積が共存する形で急速に生産ネットワークが発展していったのである。

- 3 本節は、Ando and Urata (2018) の分析結果をもとにしている。詳しくは Ando and Urata (2018) を参照のこと。

6. 「東アジアの奇跡」の再考

同志社大学政策学部

教授 岡本 由美子

はじめに

2016年8月、ケニアのナイロビで開催されたアフリカ開発会議（TICAD）で安部首相が「自由で開かれたインド太平洋戦略」と題した新たな外交戦略を打ち出した。本戦略が今後、どのような展開を見せるのか、正直、未だに不透明である。ただ、1989年に成立したアジア太平洋経済協力（APEC）の枠外に存在するインド、及び、インド経済と少なくとも経済的には深い繋がりのある東アフリカ諸国の経済の安定化と台頭が見られ、アジア太平洋地域の地域経済協力の在り方もこれまでの30年間（平成の30年間）とは異なる様相を呈するであろう、ということは想像できる。

そんな中、筆者は2016年より、アフリカにおけるグローバル・バリュー・チェーン革命の功罪についての研究¹に取り組み始めて以来、アフリカの中でも東アフリカ諸国の貧困や開発問題について考える機会が増えた。しかし、1980年代後半以降、東アジア地域の開発問題や地域経済協力の研究に携わってきた経緯から、現在注目を浴びつつある東アフリカ諸国の貧困や開発問題を考える際、東アジアの経験を参考にすることが多々ある。今一度、「東アジアの奇跡」²とは一体何であったのか、考えてみたい。

1. 1990年代以降の東アフリカ³と東南アジア⁴の経済成長率の比較

表1と表2は、それぞれ、1990年と2017年の東アフリカと東南アジアにおける一人あたり国内総生産（GDP）（米ドル）とその間の年代別年平均成長率を示したものである。少なくとも、1990年代以降、経済成長率においては、両者の間に大きな差があることがわかる。なお、東アジアの中でもシンガポールを除く東南アジアと比較しているのは、東アフリカと同様、東南アジアは天然資源に恵まれ、初期条件が類似していると考えられるからである。

表1 東アフリカの一人あたりGDPと年代別年平均成長率(%)					
	ケニア	ブルンジ	ルワンダ	タンザニア	ウガンダ
1990年の一人あたりGDP(2011年米ドル、PPP換算)	2380	1032	874	1473	769
5カ年毎の一人あたりGDP年平均成長率(%) 1990-95	-1.53	-4.37	-4.88	-1.46	3.55
1995-00	-0.66	-2.81	3.12	1.60	2.76
2000-05	0.85	-0.81	5.65	4.20	3.10
2005-10	2.17	1.11	5.53	2.81	4.39
2010-15	2.75	-0.37	4.86	3.57	1.91
2015-17	2.73	-3.16	3.48	3.79	0.96
2017年の一人あたりGDP(2011年米ドル、PPP換算)	2993	668	1857	2683	1698
出所: World Development Indicators オンラインデータベースより筆者作成。					

表2 東南アジアの一人あたりGDPと年代別年平均成長率(%)				
	インドネシア	マレーシア	タイ	フィリピン
1990年の一人あたりGDP(2011年米ドル、PPP換算)	4625	10552	6650	4010
5カ年毎の一人あたりGDP年平均成長率(%) 1990-95	5.39	6.71	7.12	-0.25
1995-00	-0.70	2.24	-0.41	1.30
2000-05	3.29	2.64	4.63	2.50
2005-10	4.32	2.59	3.19	3.21
2010-15	4.22	3.46	2.49	4.20
2015-17	3.88	3.55	3.31	5.14
2017年の一人あたりGDP(2011年米ドル、PPP換算)	11189	26824	16279	7599
出所: 表1を参照。				

東アフリカと東南アジアの対照的な点は少なくとも2つある。まず1つ目は、1997年、東アジア地域が通貨・金融危機に見舞われるまで、フィリピン以外の3カ国（インドネシア、マレーシア、タイ）は高度経済成長を達成した一方、東アフリカはウガンダを除き、長らく経済的停滞に見舞われていたことである。時間、及び、国・地域を超えて比較可能な一人あたりGDPの世界銀行の統計が1990年以降しか入手可能ではないので1989年以前は比較できないが、1980年代以降、世界経済がグローバル化に向かう中で、両地域の経済的パフォーマンスは対照的であったといえる。

もう1つは、地域全体の傾向である。21世紀に入り、東アフリカもようやく長いトンネルから抜け出し光が見えてきたが、東アフリカの経済状況は国によって格差が存在する。ルワンダとタンザニアが比較的好調な経済成長を遂げている一方、ブルンジは再び経済後退現象に見舞われている。さらに、ケニアとウガンダは経済が成長しつつもその変化率は低位な水準に止まっている。一方東南アジアであるが、フィリピンが1990年代の経済的な停滞からようやく抜け出し、他の東南アジア諸国にキャッチアップしつつあることである。また、どの国も、通貨・金融危機以前程ではないが、危機勃発後も比較的短期間で経済危機が収束し、安定的な経済成長を遂げている。

2. 「東アジアの奇跡」とは何であったのか？

かつて、アジアと言えば貧困の代名詞であった。また、1980 年代初頭まで、アジアの貧困状況は当時のアフリカよりも深刻であった⁶。そのアジア、とりわけ、東アジアが何故、比較的短期間で貧困状況から脱し、中・先進国までに成長を遂げる事ができたのか。World Bank (1993) はそれを称して、「東アジアの奇跡」と呼んだ。

World Bank (1993) は、東アジアの奇跡的な成長の要因として、とりわけ、経済のファンダメンタルズの重要性を強調した。安定的なマクロ経済、人的投資、安定的な金融セクターの存在、価格体系のゆがみの最小化、積極的な外資の活用、及び、農業発展戦略である。どの項目ももちろん、否定することができない、重要な項目である。しかし、東アフリカとの差を完全に説明できる程、説明力があるとは思えない。というのも、東アフリカ諸国は世界銀行の構造調整融資を受け入れ、融資の条件にその多くの項目が入っていたからである。

それでは、一体、両地域の差を何によって説明できるのであろうか。

3. 「東アジアの奇跡」の再考

World Bank (1993) の中でも解釈が曖昧であったのが産業政策の役割である。具体的にどのような政策手段を採用すべきか、については大いに議論の余地もあると考えられるが、少なくとも、構造調整融資を受け入れ、様々な自由化政策を断行した東アフリカに、地場産業が目立って育ってこなかったことは事実である。Andrew Rugasira は、ウガンダのみならずアフリカの民間企業家の中で初めて自らのブランドを立ち上げて、生豆ではなく焙煎されたコーヒーを英国に本拠を置く大手小売店 (TESCO) で販売することに成功をした、ウガンダの地場企業家である (Rugasira 2013)。Rugasira (2013) は自著の中で、東南アジアにあって東アフリカに存在しない要素として、政府の市場への (有効的な) 積極的な介入、及び、政府と民間企業との有機的な連携を上げている。Rugasira (2013) はアフリカの問題の一つとして、民間企業、特に、地場企業を巡る環境の違いを強調する。アフリカに企業家として成長が期待できる人材が存在しないのが問題なのではなく、育つ政策的な環境の欠如が問題だとしている。

また、Rugasira (2013) は、1971 年にマレーシアで採用された新経済政策 (NEP)⁷の重要性にも言及している。アフリカのもう一つの問題として、植民地時代の遺産として独立後も残ってしまった経済的に不均衡な多民族社会がよく取り上げられる。確かに、アフリカ

において、独立後、石油や希少資源を巡って異なる民族や部族の間で度重なる無益な戦争が引き起こされてしまったことは周知の事実である。しかし、Rugasira (2013) は東南アジアの中でも特にマレーシアを引き合いに出しながら、東アフリカ諸国と同様、植民地時代の負の遺産を引きずり、かつ、1969年には人種暴動が生じてしまったにも関わらず、直後に採られた経済不均衡是正政策によって、政治的な安定と平和的環境が保たれ、その後のマレーシアの経済発展に繋がったとする⁸。このようなアフーマティブ・アクションがいかなる時も常に採用されるべきかどうか、については決して合意があるわけではないが、多くのアフリカ諸国が民族紛争と長期の経済的停滞を経験したことを考えると、経済のファンダメンタルズを整える政策だけで「東アジアの奇跡」を説明することは難しいと考えられる。

World Bank (1993) が全く言及をしていなかったが、最後に、地域経済協力の重要性も指摘しておきたい。故山澤逸平先生の名著の1つである『アジア太平洋協力：21世紀の新課題』は、非常に細かく、しかし、的確にアジア太平洋地域における地域経済協力構想の変遷をまとめている(山澤 2010)。経済のグローバル化現象とリージョナリゼーションは個別に存在するものではなく、多くの場合、同時並行的に生じていると言われている。これが真であるとする、経済がグローバル化すればするほど、グローバル・ガバナンスの構築のみならず、それぞれの地域におけるリージョナル・ガバナンス構築に向けた取り組みが必要となってくると思われる。

アジア太平洋地域では、1990年代まで、APECが地域経済協力の中心であった。しかし、東アジアで通貨・金融危機が勃発すると、東アジア共同体構想が流行し始めた(山澤 2010)。それ以降、ヨーロッパとは異なり、いくつかの異なる構想が並行的に進行するのがアジア太平洋地域の地域経済協力の潮流の特徴となった。重要なのは、その後者の流れを汲む地域経済協力構想の中で主導権を握ったのが東南アジアであり、その東南アジアこそ1967年から東南アジア諸国連合(ASEAN)を結成し、域内協力を通して、同地域の安定と平和構築に貢献してきたことである。確かに、山澤(2010)が指摘するように、ASEANは1992年に初めて大規模な域内関税削減計画(AFTA)を共同実施し、実質的な経済統合に動き出すまでは、経済面ではあまり見るべきものがなかった。しかし、1967年からそれまでも、政治・外交分野で成果を上げ、ASEANの存在意義は域内外に示されてきたのである。

一方、東アフリカ共同体は実はASEANと同じ年(1967年)に一旦は結成されたのであるが、ASEANとは異なり地域の平和と繁栄に貢献することはなく、1977年には解散されてしまった。再度結成されたのは、21世紀に入る直前の1999年のことである⁹。また、ル

ワンダとブルンジが加入をし、5カ国間で共同市場結成が合意されたのは、それからさらに10年後のことである。

その在り方にもよるが、域外にもオープンなアジアの地域経済協力はその拡大と深化を通じて国・地域に平和と繁栄をもたらしてきたといえる。東南アジアと東アフリカの比較を通して初めて見えてくる、「東アジアの奇跡」が生まれた要因である。

4. まとめ

2018年はアジア太平洋地域にとって、2つの対照的な出来事が生じた。1つは、1993年から始まったAPECの首脳会議で2018年、初めて、首脳宣言が採択されなかったことである。一方、2016年、TICADで安部首相より自由で開かれたインド太平洋戦略が提唱されて以来、その構想が広まりつつある¹⁰。アジア太平洋地域の成長ダイナミズムと地域経済協力の重要性は今後も変わることはないと思われるが、その力強い成長力がインド洋を超え、さらに、アフリカまで到達しようかという勢いが生まれてきたことは事実である。本論文では、アジア太平洋地域浮上の原動力となった「東アジアの奇跡」の再考を通じ、アフリカの潜在力を今後引き出すためには更に何が必要なのか、考えてみた。

東アジアの中でも初期条件が類似している国が多い東アフリカと東南アジアの比較を通して、「東アジアの奇跡」を生み出した要因として強調されてきた経済のファンダメンタルズの重要性に加え、次の3つの重要性を加えた。民間企業育成のための政府による積極的な介入と民間と政府間の連携強化、民族紛争再発防止のための政策、及び、地域経済協力の重要性である。今後はアジア太平洋地域の地域経済協力構想の中にアジア太平洋地域の経験を踏まえ、東アフリカ等の他地域への積極的な「協力」を組み込んではどうであろうか。

参考文献

- ・ East African Community (2019), “Quick Facts about EACs”, Downloaded from <https://www.eac.int/eac-quick-facts>. Last access was on March 15, 2019.
- ・ 岡本由美子 (2018) 「グローバル・バリュー・チェーン革命の功罪ーアフリカの持続可能な開発は可能か?」『同志社政策科学研究』第19巻 (第2号)、57-69。
- ・ 三木大地 (2016) 『マレーシアのプミプトラ政策の功罪に関する研究』(同志社大学総合政策科学研究科総合政策科学専攻修士論文)。

- ・ 山澤逸平 (2010) 『アジア太平洋協力：21 世紀の新課題』 日本貿易振興機構 (ジェトロ)。
- ・ World Bank (1993), *The East Asian Miracle: Economic Growth and Public Policy*. Oxford University Press (白鳥正喜監訳、海外経済協力基金開発問題研究会訳、1994、『東アジアの奇跡-経済成長と政府の役割』 東洋経済新報社)。
- ・ Rugasira, Andrew (2013), *A Good African Story*, Vintage.

-
- 1 詳しくは、岡本 (2018) を参照。
 - 2 World Bank (1993) は、1980 年代から 90 年代にかけての東アジア諸国の経済成長の要因を分析し、『東アジアの奇跡-経済成長と政府の役割』と題する報告書にまとめた。本報告書では、「東アジアの奇跡」は、それら諸国の驚異的な成長ぶりを意味する。
 - 3 本論文では、東アフリカには東アフリカ共同体 (EAC) の現在の構成国、ケニア、タンザニア、ウガンダ、ルワンダ、ブルンジ、南スーダンを含むことにする。ただし、南スーダンは国家として独立したのは 2011 年、また、EAC に加入したのは 2016 年と比較的最近であるため、統計分析からは外した。
 - 4 「東アジアの奇跡」の研究対象になった東南アジア先発国のみを分析に含めている。
 - 5 東南アジア諸国と同等程度という意味である。
 - 6 高橋 (2015) の表 1-2 によれば、1981 年時点の貧困人口比率は、東アジアが約 77%、南アジアは 61% に対して、サブサハラ・アフリカのそれは、51%であった。
 - 7 ブミプトラ政策とも呼ばれる。
 - 8 ただし、三木 (2016) は、ブミプトラ政策の目的はすでに達成されており、これ以上長く続けることにはあまり意義を見いだせないとする。
 - 9 East African Community (EAC) に関しては、EAC (2019) を参照。
 - 10 詳しくは、公益財団法人日本国際フォーラムが発行をする *JFIR World Review Vol.02* を参照。

7. ASEAN の FTA と日本企業

国士舘大学 政経学部

准教授 助川 成也

はじめに

1980 年代後半以降、日本企業にとって汎用品を中心とした第三国向け製造輸出拠点に過ぎなかった東南アジア諸国連合（Association of South-East Asian Nations : ASEAN）は、長年に亘る日本企業による資本投下、技術移転とその蓄積、中間所得層の台頭により、今や在外日系製造企業の 4 社に 1 社が拠点を置くまでになった。また日本が経常収支黒字の大半を投資で稼ぐなど構造変化が進む中、ASEAN はその一翼を担う。

日本企業の ASEAN 拠点が重要視される背景には、1990 年代以降、ASEAN が構築してきた自由貿易協定（Free Trade Agreement : FTA）が少なからず貢献している。東アジアでは、1990 年代に ASEAN 自由貿易地域（ASEAN Free Trade Area : AFTA）、2000 年代に ASEAN+1FTA¹、2010 年代以降は環太平洋経済連携協定（Trans-Pacific Partnership : TPP）および東アジア地域包括的経済連携（Regional Comprehensive Economic Partnership : RCEP）等メガ FTA を構築してきた。

在 ASEAN 日系企業は、これら FTA を有効に活用し、拠点機能を強化してきた。しかし、ASEAN が構築する FTA は各々が別々の協定でもあり、FTA 間の有機的連携には課題がある。また、FTA による格差拡大は、ASEAN でも保護主義の芽を育てかねない。

本稿では、第 1 節で ASEAN の東アジアでの FTA 構築作業を振り返るとともに、第 2 節では、ASEAN における日本企業の FTA 利用状況と FTA 毎に異なる自由化水準、原産地規則、その弊害などについて明らかにする。

1. 日本における ASEAN の位置付けと FTA 政策

日本企業にとって ASEAN は、特に製造・輸出拠点として最も重要な地域に位置付けられる。アジアで唯一の地域協力機構 ASEAN は、2015 年末に ASEAN 経済共同体（AEC）設立を宣言、人口 6 億 4,300 万人、市場規模 2 兆 7,615 億ドル²を抱える「単一の市場と生産基地」となった。更に現在、ASEAN は 2025 年を目標に、「より深く、広範囲に統合した

地域経済」(more deeply-and widely-integrated regional economy)を目指し、AEC2025に取り組んでいる。

しかし、世界の市場規模(GDP)から見れば、ASEANはわずかその3.5%を占めるに過ぎない。それにもかかわらず日本企業は、ASEANの世界における位置付けを大きく上回る資本を投下し、企業は進出を果たしている。2017年10月時点でASEAN進出日系企業数は12,545社であった³。これは海外進出日系企業全体の16.6%を占める。更に、製造業に注目すれば、その比率は26.9%に達する。つまり日本の海外製造拠点のうち4社に1社超はASEANに置いている。中でもタイ1国で、ASEAN10カ国の日系製造企業数の3割超(1,587社)が集積、日系企業にとってASEAN最大の製造拠点となっている(表1)。

表 1 海外進出日系企業数

	企業数(社)		シェア(%)		製造業 比率(%)
	全産業	製造業	全産業	製造業	
世界	75,531	19,257	100.0	100.0	25.5
ASEAN	12,545	5,182	16.6	26.9	41.3
中国	32,349	3,641	42.8	18.9	11.3
米国	8,606	3,257	11.4	16.9	37.8

(注)2017年10月1日現在

(資料)海外在留邦人数調査統計(外務省)平成30年

日本企業にとってASEANは、海外収益の面でも重要である。現在までに日本は経常収支黒字の大半を投資で稼ぐ「投資立国」である。日本は2017年、経常収支黒字21.9兆円を記録したが、うち投資収益(直接投資および証券投資)を含む第一次所得収支黒字が19.7兆円で最も寄与した⁴。貿易収支黒字4.9兆円の約4倍である。

この稼ぎ頭はASEANである。同年の日本の直接投資収益額12兆7,782億円のうち2兆4,083億円で全体の18.8%を、製造業の場合、6兆4,046億円のうち1兆5,766億円で4分の1(24.6%)を、それぞれASEANで稼いでいる。日本企業はASEANを「単一の市場と生産基地」とみなし、市場として、そして製造・輸出拠点として、また収益拠点としてASEANを位置付けている。

ASEANを「市場」の側面からみると、ASEANが6億4千万人からなる単一市場とみなされる背景には、「ASEAN自由貿易地域(ASEAN Free Trade Area : AFTA)」がある。AFTAはASEAN加盟10カ国が単一市場と見做すことが出来るよう、いわば接着剤の役割を担う。ASEANは2018年1月、ごく一部の品目を除いて域内関税を撤廃、四半世紀にも及ぶ関税削減・撤廃の取り組みを経てAFTAが完成、物品貿易面で真の単一市場になった。

AFTA の自由化率は ASEAN 全体で 98.6%である⁵⁾。日本が最も自由化率が高いと誇る TPP (環太平洋経済連携協定)¹¹⁾をも上回る。

また ASEAN は AEC 構築の一環で、「グローバルな経済への統合」を目指し、東アジア主要国との間で FTA を構築してきた。これが「ASEAN+1FTA」である。2000 年代以降、これまで 6 つの ASEAN+1FTA を構築し、ASEAN が「東アジアにおける FTA のハブ」となることで、投資受け入れ国としての求心力の向上を図ってきた。ASEAN は 2005 年に中国との FTA を発効させて以降、2007 年に韓国、2008 年に日本、そして 2010 年にインド、豪州 NZ、との FTA を構築・発効させるなど、4 年半で 5 つの ASEAN+1FTA を構築した。更に 2019 年には、中国とのゲートウェーとも称される香港との FTA が発効する見込みである。各々、関税削減・撤廃完了年は異なるが、タイに着目すれば、既に中国、韓国、インドとの間で関税は撤廃、FTA は完成している (表 2)。

現在、東アジアが関与するメガ FTA として、①東アジア地域包括的経済連携 (RCEP)、②環太平洋経済連携協定 (TPP) 11 の二つがある。RCEP は締結交渉が長期化の様相を見せている。しかし、RCEP の交渉妥結の可否に関わらず、ASEAN は RCEP に参加する全ての国々と既に FTA を有している。一方、TPP11 については、ブルネイ、マレーシア、シンガポール、ベトナムの 4 カ国が参加している。更にタイでは 2019 年 2 月、経済を担当するソムキット副首相が商業省に対して加盟申請を指示した。

ASEAN に進出する日系企業にとって、ASEAN や加盟各国が個別に構築を図っているグローバルな FTA ネットワークは、自らの製造・輸出機能強化に直結する。そのことが更に ASEAN を重要な拠点と位置付けている背景にある。

表 2 ASEAN+1FTA の発効と関税削減完了年

FTA	国名	発効	関税削減完了		
			先行加盟国	後発加盟国	その他
AFTA	ASEAN域内	1993年	2010年	2015年(18年)	
ACFTA	中国・ASEAN	2005年	2012年	2018年	
AKFTA	韓国・ASEAN	2007年	2012年	2020年	越のみ18年
AJCEP	日本・ASEAN	2008年	発効から10～15年	2026年	
AIFTA	インド・ASEAN	2010年	2017年	2022年	比のみ20年
AANZFTA	豪NZ・ASEAN	2010年	2020年	2025年	越のみ22年
AHKFTA	香港・ASEAN	2019年(予定)	2028年	2036年	越のみ27年

(資料)各種資料をもとに著者が作成

2. ASEAN における日本企業の FTA 利用実態と課題

(1) 在 ASEAN 進出日系企業の FTA 利用状況

日系企業活動実態調査（ジェトロ）によれば、ASEAN に進出している日系製造企業のうち、輸出入を行っている企業について、ASEAN として FTA を締結している 6 カ国と ASEAN 域内向けの貿易比率は、輸出で 8 割超、輸入で 9 割超である（表 3）。これは在 ASEAN 日系企業が輸出入等貿易活動を行う際、その大半で FTA の利用環境が整備されていることを意味する。

表 3 在 ASEAN 日系製造企業の ASEAN+1 相手国および域内との貿易比率

(単位: %)		
	輸出	輸入
ASEAN	83.1	91.2
ブルネイ	-	-
カンボジア	89.6	98.6
インドネシア	81.6	90.2
ラオス	97.2	98.1
マレーシア	78.2	92.1
ミャンマー	83.2	91.1
フィリピン	77.8	85.3
シンガポール	82.7	91.3
タイ	82.7	91.5
ベトナム	86.1	91.4

(注) 調達比率(=100)のうち、輸入調達を100として割り戻して算出した。

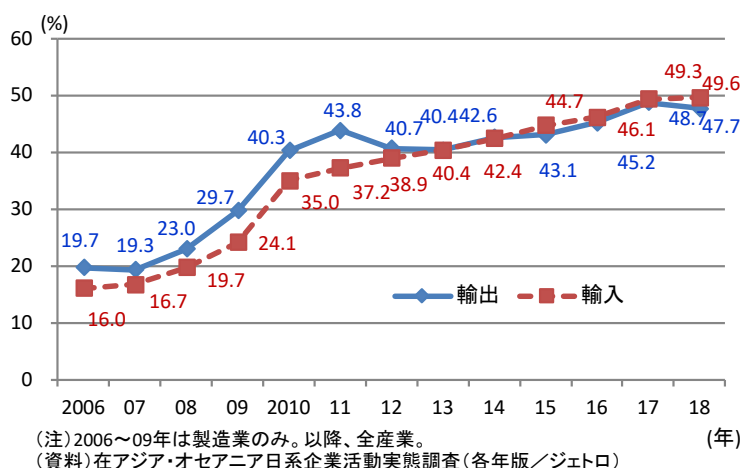
(資料) 在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査(2018年/ジェトロ)

実際に、在 ASEAN 日系企業は FTA をどの程度活用しているのだろうか。もともと ASEAN を第三国向け輸出拠点と位置付けている日系企業も多く、その場合、各国の投資誘致機関から資本財や原材料・部材を輸入する際、免税恩典を取得しているケースや、フィリピンに代表されるように、最終生産品は輸出向けを前提に輸出加工区（Export Processing Zone : EPZ）に立地しているため、輸出入に関税が課されない企業も少なくない。しかし、ASEAN 自体が毎年堅調な経済成長を続け、徐々に有望な新興市場として見做されるようになってきたこと、ASEAN 域内で継続的に AFTA 特惠関税が削減されてきたこと、ASEAN の FTA ネットワークが東アジアで拡大していること、等と相俟って徐々に FTA が活用されるようになってきた。

その中で、ASEAN が FTA を締結している国・地域と貿易取引を行っている在 ASEAN 日系企業に対し、FTA の利用の有無を聞いた。2006 年での利用率は輸出入とも 2 割以下に

とどまっていた（輸出：19.7%、輸入：16.0%）。以降、輸出は2010年で4割、輸入は2013年で4割を超え、2018年で輸出入ともほぼ5割になっている（図1）。

図1 在ASEAN日系企業のFTA利用率推移



業種別にみると、輸出入双方で食料品、繊維、化学・医薬、鉄・非鉄金属、輸送機械器具関連で利用される傾向にある。2018年1月にはAFTAの下で、ベトナムを筆頭とする後発加盟4カ国が関税残存品目（総品目数の7%分）を撤廃、AFTAが完成したことから、今後、更に利用企業割合の高まりが期待出来る。

(2) ASEANが締結するFTAの自由化水準

FTAの水準を計る際、総品目に対する関税撤廃品目の割合、いわゆる「自由化率」が用いられることが多い。WTOでは、MFN原則の例外となる地域貿易協定（Regional Trade Agreement: RTA）を締結する場合、関税と貿易に関する一般協定（General Agreement on Tariffs and Trade: GATT）第24条で「実質的に全ての貿易」の自由化を行うこと、そして、自由化は「10年以内に行うこと」、を条件としている⁷。「実質的に全ての貿易」についてWTO上の基準はないが、少なくとも貿易の9割（貿易量または品目数）を指すとの解釈が一般的である。

ASEANが締結するFTAにおいて、最も自由化率が高いのがAFTAである。AFTAの下、2010年には先発加盟6カ国が、2018年には後発加盟国が、それぞれ関税を撤廃、AFTAは完成した。その結果、AFTAの自由化率は、前述の通り、ASEAN全体で98.8%になっている。これまで日本が締結してきたEPAの日本側自由化率は、84.4%（対シンガポール）か

ら 88.4%（対フィリピン、豪州）、2018 年 3 月に 11 カ国間で署名し、同年 12 月 30 日に発効した CPTPP で 95.1%、19 年 2 月に発効した日本 EUEPA も 94%である。AFTA の自由化率は日本のそれを大きく上回り、例外品目が極めて少ない高水準の FTA と言える。

一方、ASEAN と域外国との FTA である 6 つの ASEAN+1FTA は、工業製品等で技術力を有する先進国やその大規模な生産能力から価格競争力を有する大国との FTA であることから、ASEAN 域内産業への影響を鑑み、AFTA と比べれば、その自由化水準は低くならざるを得ない。最も ASEAN10 カ国平均で自由化率が高いのが AANZFTA で 93.5%、これに ACFTA が 92.5%で続く。最も自由化率が低いのが AIFTA であり、それは 77.0%に過ぎない。一方、+1 である対話国側は、豪州・NZ、自由貿易港の香港が最終的に全ての品目の関税を撤廃する（自由化率 100%）。これに ACFTA（同 94.6%）が続く。それに対し、ASEAN 経由で安価な中国製品の流入を危惧するインドは 74.2%に過ぎず、最も低い⁸（表 4）。

表 4 ASEAN が締結する FTA の自由化水準 （単位：％）

	AFTA (ASEAN)	ACFTA (中国)	AIFTA (インド)	AJCEP (日本)	AKFTA (韓国)	AANZFTA (豪・NZ)	AHKFTA (香港)
ASEAN10カ国(平均)	98.8	92.5	77.0	89.8	89.8	93.5	80.1
先発加盟国平均	99.2	93.2	77.8	95.2	94.4	96.9	86.3
後発加盟国平均	98.0	91.4	76.0	83.0	83.0	88.4	70.7
対話国	—	94.6	74.2	91.9	92.1	100.0	100.0

（注）インドネシアは当時、AJCEP未発効であったため含まれていない。

（資料）Subash Bose Pillai(2013)、ASEAN事務局資料をもとに作成

(3) ASEAN が締結する FTA の原産地規則

東アジア域内では AFTA、6 つの ASEAN+1FTA⁹、二国間 FTA 等が混在している。これら FTA は協定自体が異なることから、自由化率もさることながら、対象範囲や規則、特に物品貿易では同一品目であっても協定によって原産地規則が異なることがある。

原産地規則は、その運用次第で事実上の「非関税障壁」になる特徴がある。また、同一品目にも関わらず、関税率や原産地規則の内容が異なる協定が複数存在することにより、企業の管理や手続きコストが上昇、地域大の最適なビジネス展開を阻害することに繋がるスパゲティ・ボウル現象が生じる懸念もある。それら管理コストは、特惠関税適用による関税削減効果を相殺する。特に、原産品の証明手続きは輸出者が行い、その一方、特惠関税適用による関税削減メリットは輸入者が享受する。そのため、一般的に輸出者にとって FTA 利用のインセンティブは輸入者ほどは働かない。

ASEAN が締結している FTA の原産地規則に着目すると、品目全体を通して適用される原産地規則「一般規則」、一部品目毎に適用される「品目別規則」とに分けられる¹⁰。ASEAN が多くの FTA で採用している一般規則は、AFTA で採用している「地域累積付加価値基準（Regional Value Contents : RVC）40%以上」と「関税番号変更基準（Change in Tariff Classification : CTC）4 桁」のいずれかを満たしたものを「原産品」とするものである。

それに対し、AIFTA では「CTC6 桁」および「RVC35%以上」の両方を満たしたものを「AIFTA 原産品」と認定している。一方、ACFTA については、2005 年の発効以降、AFTA が初期に採用していた「RVC40%以上」を適用してきたが、2015 年 11 月に ASEAN と中国の経済相とで、「ACFTA 枠組み協定とその下での協定にかかる修正議定書」を締結、その中で付属書 1 第 4 項で、完全生産品ではない品目について、「RVC40%以上」に加えて、「CTC4 桁」が適用出来る品目を指定した¹¹。

ASEAN+1FTA の中の原産地規則では、AKFTA が最も自由度が高いと評価されている。AKFTA は「CTC4 桁」もしくは「RVC40%以上」の選択制を一般規則とし、更にその一般規則は総品目の 76.4%に適用されている。一方、ACFTA では、これまで全体の 89.2%が「RVC40%以上」が適用されており、RVC 以外の規則はあまり適用されていなかった。しかし、2015 年 11 月に締結した前述の修正議定書によって、特定品目ではあるが「CTC4 桁」もしくは「RVC40%以上」の選択制を一般規則とするなど、より柔軟に改定された。その結果、従来通り「RVC40%以上」のみが適用されている割合は 54.8%に下がる一方で、「CTC4 桁」もしくは「RVC40%以上」など、より柔軟な規則が適用されるのは 2,162 品目、全体の 41.5%になった。

一方、AIFTA については「RVC35%」と「CTC6 桁」双方を満たす原産地規則は、全ての品目に適用されるなど厳しい内容となっている。これは企業が AIFTA 利用に躊躇する大きな理由の一つとなっている（表 5）。

表 5 ASEAN の FTA 別原産地規則概要

FTA	国名	完全生産品	一般規則			品目別規則 (PSRs)		
		WO	CTC	RVC	総品目数に占める割合	CTC	RVC	加工工程
AFTA	ASEAN域内	○	CTH	≥ 40%	53.3%	○	≥ 40%	○
AJCEP	日本・ASEAN	○	CTH	≥ 40%	57.9%	○	≥ 40%	○
AANZFTA	豪NZ・ASEAN	○	CTH	≥ 40%	40.2%	○	≥ 40%	○
AKFTA	韓国・ASEAN	○	CTH	≥ 40%	76.4%	○	≥ 40-60%	○
ACFTA	中国・ASEAN	○	CTH	≥ 40%	37.3%	○	≥ 40%	○
AIFTA	インド・ASEAN	○	CTSH & ≥ 35%		100%	×	×	×

(注1) RVCは地域累積付加価値基準、CTCは関税番号変更基準(CTHは4桁変更、CTSHは6桁変更)を指す。

(注2) AFTAで一般規則の総品目数に占める割合は、Medalla(2011)。

(注3) ACFTAは「修正議定書」(2015年11月)で再計算。

(出所)タイ商務省外国貿易局資料、ASEAN事務局資料、ACFTA協定書をもとに作成

在 ASEAN の日系産業界は、ASEAN+1FTA の利用上の問題点として、①各々の原産地規則が異なっていること(ある特定の ASEAN+1FTA で原産性が認められても、他の+1FTA で認められるとは限らない)、②(企業の調達・供給ネットワークが東アジア大に広がろうとしている中)各々の ASEAN+1FTA は異なる協定であり、有機的な連携による取引が難しいこと、を度々指摘している。後者については、例えば、日本でしか製造できない高機能部品を調達し、ASEAN で組み付けを行った上でインドに輸出する場合、日本製高機能部品の付加価値が大きい、もしくは日本製調達部品とインド向け完成品とで関税番号が変わらない等の理由で、AIFTA 上の「原産品」と見做されず、インド側で特惠関税が適用されないなどの問題を抱える企業もある。

これらの問題を解決するには、単一規則で複数国向け輸出に適用可能なことから、CPTPP や RCEP などメガ FTA を構築し、更に参加国を増やす取り組みを行うことが望ましい。RCEP を早期に妥結させ、更に関税削減・撤廃が進めば、企業の FTA 利用は ASEAN+1FTA から単一のルールで加盟国に有利に輸出可能な RCEP などメガ FTA にシフトしていくとみられる。

おわりに ～FTA 利用円滑化と国内波及効果のはざままで～

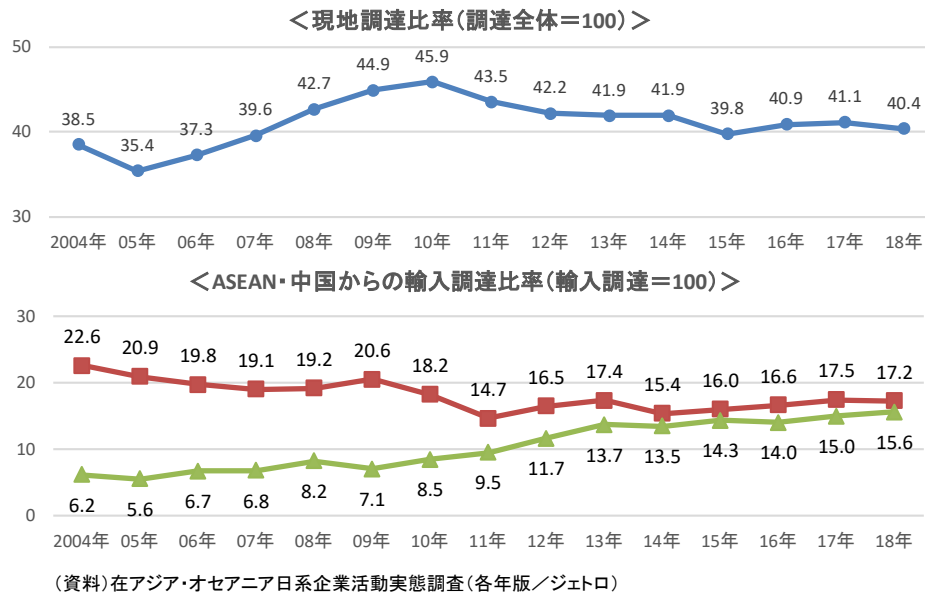
ASEAN は原産地規則に代表されるが、FTA の利用を促す側面から、FTA 構築、規則の緩和・簡素化を指向してきた。これら動きは、実際に FTA を使う輸出者から歓迎される一方、新たな問題も生じている。一般的に、ASEAN で FTA 利用が拡大すれば、現地および ASEAN 域内からの調達が増えると考えられていた。しかし、実際には原産地規則の緩和を契機に、企業の調達行動に変化が表れている。

在 ASEAN 日系企業の場合、一般的に現地調達率は、工場設立から年数が経過するに従い、また現地および ASEAN 域内調達は、FTA 利用の拡大に伴い、上昇すると考えられてきた。しかし、在 ASEAN 日系企業の現地調達率は 2010 年をピークに年々下がり、2015 年には瞬間的にはあるが 40%を割り込んだ。また、輸入調達のうち ASEAN 域内調達率は、2004 年以降 2009 年まで 20%前後で推移していたが、以降、同比率は 15%前後にその水準が低下している。(図 2)

現地調達、域内調達に取って代わる勢いを見せているのが、中国からの調達である。中国からの調達について、2000 年代半ばは 5%前後であったが、2017 年以降は 15%を上回るなど、ASEAN 域内調達率に迫っている。現地調達率および ASEAN 域内調達率が下落し、中国からの調達が高まった理由の一つに、原産地規則の「柔軟化」が影響しているとみられる。

AFTA の原産地規則は、1993 年の開始以降、「RVC40%以上」が長年用いられてきた。しかし、ASEAN は、東アジアで自らの「中心性」を維持・確保するには、AFTA による域内取引を阻害しない最も自由度の高い原産地規則を採用すべきとし、2008 年 8 月より「RVC40%」と「CTC4 桁」との選択制に移行した。CTC により、中間財や原材料など域外品を多数調達しても、それら域外輸入品の関税番号と加工後の製品の関税番号が 4 桁ベースで異なれば、加工後の製品は当該国で「実質的な加工が行われた」と見做され、「ASEAN 原産品」と取り扱われることになった。この規制緩和によって、企業にとって調達面での柔軟性は高まり、グローバル調達に道を開く一方、現地や ASEAN 域内調達に拘る必要性は薄れ、現地および域内調達意欲は削がれることになった。

図 1 在 ASEAN 日系企業の現地調達および輸入調達構造



ASEAN が進める AFTA や ASEAN+1FTA は、「投資誘致」や「企業の利用を通じた輸出拡大」では確かな成果を上げている一方で、「現地調達」や「域内調達」の割合は下落するなど、ASEAN 側が当初想定した現地および ASEAN 域内調達の拡大、産業育成について、目論みから外れた格好になっている。世界では、グローバル化が所得格差を拡大させたなどの声が高まり、その反動で保護主義的な動きが顕在化している。そのため近年「包摂性」(inclusive)という言葉が頻繁に使われるように、「誰一人取り残さない」ことがキーワードとなっている。ASEAN でも保護主義の連鎖が広がらないよう、包摂性の観点からも FTA の見直しが必要になってくる可能性がある。

参考文献

- ・ Erlinda M. Medalla (2011) ”Taking Stock of the ROOs in the ASEAN+1 FTAs: Toward Deepening East Asian Integration”, Philippine Institute for Development Studies.
- ・ Subash Bose Pillai (2013) ”ASEAN and Strategic FTAs”, http://www.kas.de/wf/doc/kas_10252-1442-2-30.pdf, (2019 年 3 月 15 日閲覧)
- ・ 石川幸一・清水一史・助川成也編著 (2016)、『ASEAN 経済共同体の創設と日本』。
- ・ 外務省 (2018)、『海外在留邦人数調査統計』平成 30 年。
- ・ 経済産業省 (2017)、『不公正貿易報告書』(2017 年版)。

- ・ 経済産業省（2018）、『第 47 回海外事業活動基本調査』－平成 28（2016）年度実績－。
- ・ 助川成也（2013）「RCEP と ASEAN の課題」山澤逸平・馬田啓一・国際貿易投資研究会編著『アジア太平洋の新通商秩序』勁草書房。
- ・ 助川成也（2016a）、『日本企業のアジア FTA 活用戦略』。
- ・ 日本貿易振興機構（各年版）、『在アジア・オセアニア進出日系企業実態調査』。
- ・ 深沢淳一・助川成也（2014）『ASEAN 大市場統合と日本』文眞堂。
- ・ 山澤逸平、馬田啓一、国際貿易投資研究会編著（2012）『通商政策の潮流と日本』勁草書房。

-
- 1 ASEAN と特定の対話国（ダイアログ・パートナー）との FTA を指す。
 - 2 2017 年時点の名目 GDP
 - 3 外務省（2018）
 - 4 2017 年における日本の ASEAN からの第一次所得収支は 2 兆 2,665 億円。うちタイは 9,683 億円の黒字であった。これは国別で米国、ケイマン諸島、中国、豪州に次ぐ第 5 位。
 - 5 2018 年 8 月に実施された ASEAN 経済相会議（AEM）において報告された。より細かく見ると、先発加盟 6 カ国で 99.3%、後発加盟国で 97.7%の自由化率であった。
 - 6 正式名称は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership）。
 - 7 ただし、開発途上国の場合、授權条項によってこれら条件の例外と解釈される。
 - 8 AIFTA の自由化率の低さは、モダリティに要因がある。AIFTA の関税削減スケジュールのうち、ノーマルトラック（NT）とセンシティブトラック（ST）の一部（4%分）が最終的に関税が撤廃される。NT 対象品目は「品目数の 80%および貿易額の 75%」であり、モダリティの構造上、自由化率は最初から 9 割には届かない。
 - 9 ASEAN 香港 FTA は 2018 年 8 月時点で未発効。なお ASEAN からの対香港輸出の場合、香港自体に関税はかからず、原産地規則を満たす必要はない。
 - 10 農水産品（動植物、魚介類等）や鉱物資源等は、協定締結国内で原材料レベルから全て生産・育成・採取された産品で適用される「完全生産品」（Wholly Obtained : WO）基準が用いられる。
 - 11 HS25、26、28、29、31、39、42～49、57～59、61、62、64、66～71、73～83、86、88、91～97。ただし、29.01、29.02、31.05、39.01、39.02、39.03、39.07、39.08 については RVC40%以上が適用される。

8. グローバル化が日本企業の生産性や雇用・賃金などに与えた影響

中央大学商学部

教授 伊藤 恵子

はじめに

平成の約 30 年間は、世界規模で貿易や投資の自由化が進むとともに、情報通信技術の進歩によって運輸や通信のコストが低下し、経済のグローバル化が急速に進展した時代であった。一方、日本経済は低成長率が続き、世界経済における日本のプレゼンスは急速に低下した。必ずしもグローバル化が日本経済の「失われた 30 年」をもたらしたとはいえないものの、日本経済はグローバル化のベネフィットを十分に享受し、グローバル化を成長のエンジンに出来たのか、またはなぜ、グローバル化を成長エンジンとして十分に活用できていないのかなど、グローバル化の影響について多くの疑問が呈されてきた。

2000 年代以降は、中国から世界への輸出が急増し、アメリカなどでは、中国からの輸入の増加が国内の産業・企業や労働者に与えた影響を計測する研究が活発に行われている。こうした研究の背景の一つには、製造業雇用の大幅な減少とサービス業への雇用シフトの中で、特に中国からの輸入品と競合する産業が集積する一部の地域やそういった産業の労働者が大きな負の影響を受けているのではないかと懸念がある。こうした産業構造変化には、グローバリゼーションも関連があろうが、技術進歩や人々の消費構造変化などさまざまな要因が挙げられる。しかし、グローバリゼーションの影響部分が特に大きく取り上げられ、欧米諸国のアンチ・グローバリゼーションの動きを助長している面もあるのではないだろうか。

近年は、大規模データや新しい統計的手法を活用した、客観的な実証分析結果も数多く提出されている。我々は、これら先行研究の知見を活かし、グローバル化のメリット・デメリットについて客観的証拠に基づいた客観的な判断を下さなければならない。

このような問題意識から、本稿では、まず日本における産業構造変化を概観し、その背後で起きていた企業レベルの生産や雇用に対しグローバル化はどのような影響をもたらしたのかを整理する¹。近年、アンチ・グローバリゼーションの動きや第 4 次産業革命ともいわれる次世代通信技術等に対する警戒感が高まっているものの、グローバリゼーションや技

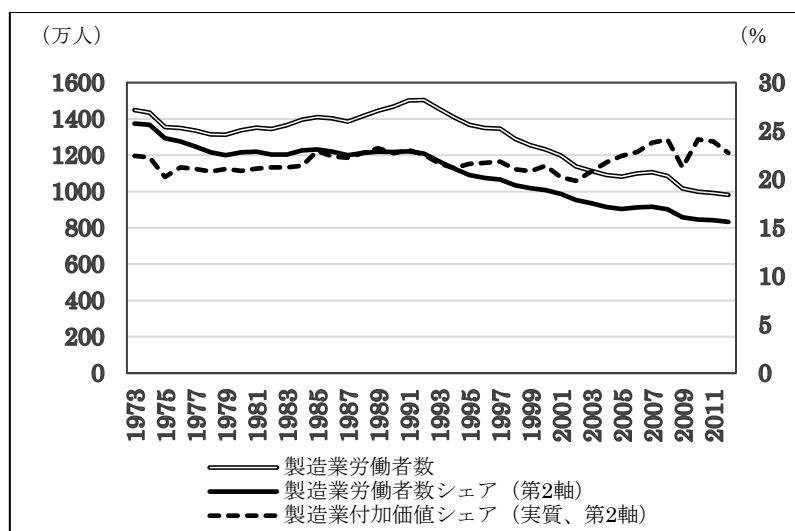
術進歩が後退していくとは考えにくい。今後、日本経済がより多くのベネフィットを享受していくために何が必要なのか、先行研究の結果を踏まえて考えていきたい。

1. 産業構造変化

近年、米国では、中国からの輸入増加が製造業雇用の大幅な減少に繋がったという研究結果が提出されている（Autor et al. 2013, Acemoglu et al. 2016a など）。米国の製造業雇用の減少については技術進歩の影響も大きく、貿易（特に中国からの輸入）の影響だけでは説明できないものの、一部の製造業産業の労働者やそれら産業が集積する地域の労働者が少なからず影響を受けていることが確認されている。

日本においても、米国と同様に、製造業雇用は大幅に減少している（図 1）。また、これも米国と同様であるが、雇用の減少に対して製造業の付加価値シェアはあまり低下していない。つまり、製造業では他産業に比べて労働生産性が上昇している一方、労働生産性が上昇している製造業から多くの雇用が生産性の比較的低い他産業へシフトしていることを示唆している。

図 1 製造業の労働者数と付加価値



(出所) JIP データベース 2015

日本における製造業雇用の減少に対し、日本企業による海外生産の増加や海外企業へのアウトソーシングなどが一定の影響を与えた可能性はあるが、一方で海外生産やアウトソーシングは日本の製造業企業の生産性向上に寄与したとも考えられる。以下では、日本企業

による貿易や海外直接投資などの国際的な事業活動の拡大が、国内労働市場や生産性に与えた影響について、先行研究から得られた知見に基づいて論じる。

2. 雇用への影響

伝統的なヘクシャー・オリーンの貿易モデルに基づけば、貿易自由化は、一国内において相対的に豊富な生産要素を集約的に投入する財の生産への特化を促す。先進国は資本が労働に比べて相対的に豊富であるとすれば、グローバル化によって先進国はより資本集約的な財の生産に特化する。労働集約的な財は賃金の安い途上国で生産されたものを輸入したり、先進国企業が多国籍企業となり、途上国に生産拠点を移転して現地生産したりすることになる。そのため、グローバル化は特に先進国における労働需要に負の影響を及ぼすと考えられてきた。また、1990年代以降、一つの財の生産工程を細かく分割し、各スキルタイプ別の労働や資本の集約度の違いによって工程を国際的に配置するという、フラグメンテーション（工程間国際分業）が進展した。フラグメンテーションのもとで、先進国においては、熟練労働集約的・資本集約的な産業への特化だけでなく、同一産業内でも熟練労働集約的・資本集約的な工程へのシフトが進んだ。こうした変化は、先進国における労働需要総量の減少や、熟練労働への需要シフト、熟練労働者と単純労働者との賃金格差拡大などをもたらすのではないかと予想される。

輸入の増加が国内雇用に負の影響を与えたかどうかは、国内外で数多くの分析がなされてきたテーマの一つである。冨浦（2012）などが整理しているように、輸入が拡大した産業で国内雇用が減少したという結果が多く提出されている。ただし、輸入の影響は、輸入浸透度の高い一部の業種や地域に集中しており、マクロ的なインパクトはあまり大きくないという見方もされている。

また、貿易される財の生産に投入された労働量を産業連関表から計算するファクター・コンテンツの分析によれば、グローバル化は輸入の増加のみならず、輸出の増加ももたらすため、輸出増加による雇用増加分と足し合わせれば、輸出入の変化は雇用を減少させたとはいえず、むしろ増加させた可能性もあるという（櫻井 2014）。

一方、産業レベルのデータではなく、企業レベルのデータを用いて、企業活動のグローバル化が国内雇用に与えた影響を分析した研究も数多く存在する。これらの研究によると、多国籍企業の海外事業活動の拡大にともなって国内雇用が減少したという研究結果は少なく、

むしろ海外直接投資と国内雇用は補完的な関係にあるという研究結果が提出されている (Wagner 2011)。日本の製造業多国籍企業については、Yamashita and Fukao (2010) や Kambayashi and Kiyota (2015) が親会社と海外現地法人とのデータを接続して分析を行い、海外従業者数と国内従業者数には統計的に有意な負の関係は見られないと結論づけている。

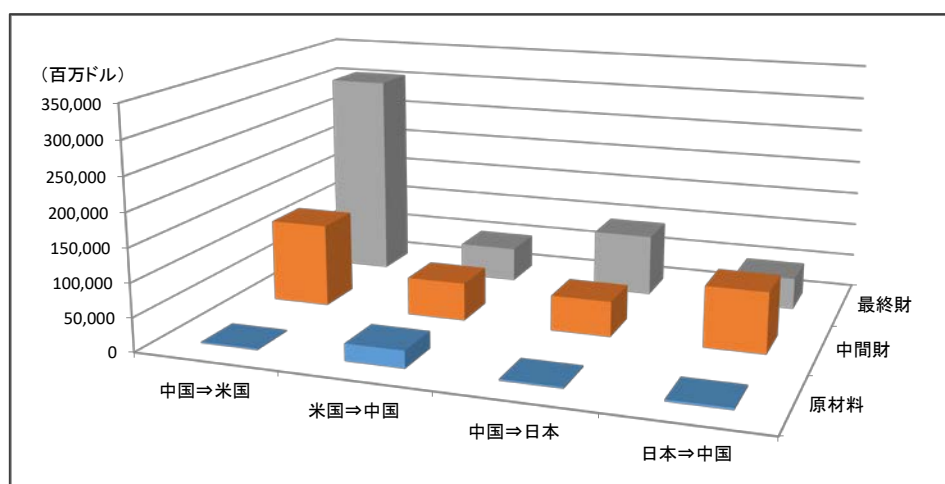
しかし、日本企業の海外生産の拡大は、多国籍化している企業自身の国内雇用には負の影響を与えないとしても、その取引先である国内企業への発注を減らすなどして負の影響を与えているかもしれない。このような問題意識から、Ito and Tanaka (2014) は、日本企業の海外生産の拡大と、その国内サプライヤーの雇用との関係を分析しているが、海外進出企業と直接取引のある国内企業は、取引のない国内企業と比べて雇用の削減率は小さい、という結果を得ている。こうした結果からも、グローバル化と特に関連の深い産業や企業で国内雇用の減少が大きいとはいえず、グローバル化と国内雇用との間に単純な負の関係は見いだせない。

また、米国における中国からの輸入の影響についての一連の研究に関連し、Taniguchi (2019) が日本の県レベルのデータを用いて、製造業雇用と中国からの輸入との関係を分析している。米国については、中国からの輸入と競合するような産業が集積する地域で雇用の減少が大きく、米国の製造業雇用減少の約 4 分の 1 は中国からの輸入増加によってもたらされたとの分析結果が提出されている (Autor et al. 2013)。しかし、同様な分析手法を用いた Taniguchi (2019) の結果は逆で、日本では中国からの輸入増加は日本の製造業雇用を増やす方向に働いたという。上の図 1 で、1995 年から 2007 年に日本の製造業労働者数は約 260 万人減少しているが、Taniguchi (2019) に従うと、もし中国からの輸入増加がなければさらに 32 万人以上の減少があったと推計される。日米の違いの理由はまだ十分に検証されていないものの、米国の製造業は中国からの輸入品と代替的な傾向があるのに対し、日本の製造業は中国との工程間分業にかかわるなどして補完的關係にあることが挙げられる。

たとえば、米国について、Acemoglu et al. (2016b) は中国からの輸入増加は、当該産業のみならずその上流に位置する産業の付加価値も減らす方向に働いたとの結果を得ている。一方、日本について同様な分析を行った Fabinger et al. (2017) は、中国からの輸入増加は、当該産業の上流に位置する産業の付加価値を増やす方向に働いたという。この結果からも、日本の場合、中国からの完成品輸入が増加すると、同時に中間財の中国への輸出も増え

るというように、日本の製造業が中国の製造業と補完的であるといえるだろう。図 2 のように、米国では、最終財・中間財ともに中国からの輸入が対中輸出を大幅に上回っている。しかし、日本は、最終財については対中赤字であるが、中間財は大きく黒字である。このことから、日中の製造業は相互補完的関係にあることがわかる。

図 2 2016 年における米中間・日中韓の貿易構造



(出所) RIETI-TID データベース

3. 生産性への影響

上の図 1 において、雇用の減少に対して製造業の付加価値シェアはあまり低下していないが、これは、製造業では他産業よりも労働生産性が上昇していることを示唆している。製造業では、サービス業などと比べて労働節約的な技術進歩が起こりやすい点も生産性上昇につながったといえるが、国際化の進展も生産性向上に寄与したと考えられる。国際競争に晒されたり、海外の市場や企業から知識や情報を得て、各企業が生産性や技術力の向上を図るという「学習効果」がある。また、フラグメンテーションにより、各産業や企業が比較優位を持つ財の生産や工程に特化を進めたことも、生産性向上につながった可能性がある。多くの研究で国際展開と研究開発との相互補完性も確認されており、国際化している企業は研究開発の効率性も高い傾向がみられ、相互作用によって生産性をより向上させている²。ただし、こうした正の効果を享受できたのは、一部の国際化企業のみだとの指摘もある。

実際、貿易や直接投資を行って国際化している企業は、そうでない企業と比べて生産性が高いことは、多くの国のデータから確認されている。日本の場合、輸出企業は非輸出企業に

比べて全要素生産性が平均して 38%高いという(若杉編 2011)。生産性が高いだけでなく、規模も大きく、研究開発集約度や熟練労働集約度、賃金も高いことも知られている。さらに、各国の輸出額の大部分がごく少数の企業によって占められている。若杉編(2011)によれば、輸出額の大きさでみて上位 10%の企業が日本の総輸出額の 92%を占めるという。日本については、輸出や直接投資を開始した企業は、その後の生産性を向上させるという学習効果が確認されるものの、多くの企業は輸出を開始できないでいる(Todo 2011 など)。生産性が高く、国際化する能力があるのに、国際化していない企業が相当数存在することも指摘されている(戸堂 2011)。

海外の市場や企業に関する情報の入手や国際ビジネスのリスク管理などを政策的に支援するなどして、より多くの企業が国際化し、グローバル化のベネフィットを得られるようにすることが重要である。

4. 雇用構成や賃金への影響

グローバル化は、国際化によって生産性を向上させた企業とそうでなかった企業との差をもたらしたが、労働者の間にも異なる影響を及ぼした。安価で比較的技術レベルの低い財の輸入は、国内の熟練労働シフトをもたらすと考えられており、実際に多くの先進国で熟練労働シフトが確認されている。Ito and Fukao (2005) や Yamashita (2008) などは、中間財の輸入、特にアジアからの比較的技術レベルの低い中間財輸入が国内製造業の熟練労働シェアを押し上げたことを示している³。企業レベルのデータを利用した分析でも、海外生産の拡大が本国での企業内熟練労働シフトを促進したと結論づけられている [Head and Ries (2002) や Hayakawa et al. (2013) など]。

さらに、賃金格差の拡大にも、グローバル化が一定の影響を及ぼしたとの研究結果は多い (Helpman 2016)。日本については佐々木・桜(2004)や櫻井(2014)、Endoh (2018) などが、熟練労働者と非熟練労働者との賃金格差拡大に貿易が一定の影響を及ぼしたことを示している。近年は、労働需要の変化は単に非熟練労働から熟練労働へシフトしたのではなく、中レベルのスキルの労働需要が減り、最も低スキルの労働と最も高スキルの労働の需要は増えたという指摘もある。つまり、中間層の比率が減少し、「労働の二極化」現象が見られ、オフショアリングも二極化を促した可能性があるとの議論され始めた (Autor and Dorn 2013 など)。このように、グローバル化は世界の多くの国で賃金格差の拡大に寄与したとい

える。

問題は、グローバル化の影響の大きさであるが、実はそのマクロ的インパクトは限定的であったとの評価が近年の学会での定説となっている。例えば、Burnstein and Vogel（2017）は 2005－2007 年の世界 60 カ国を含むデータで貿易モデルを推定し、グローバル化が賃金格差に与えた影響を数量的に評価することを試みている。貿易がない場合と貿易が行われた場合とで、スキル別の労働者間賃金格差がどれだけ変化したかを推計し、貿易によって賃金格差は世界平均で 5.1% 上昇したとの結果を出している。ただし、米国や日本については、貿易によってもたらされた賃金格差の拡大は 2% 程度であった。これらの結果から、グローバル化は労働者間賃金格差を拡大させたが、その影響は限定的であったという見方が強くなっている。

おわりに

これらの研究結果から、グローバル化が企業間の生産性格差や労働者間の賃金格差に影響を与えたとはいえるだろう。しかし、生産性格差に関しては、より多くの企業が海外市場に参加できるような仕組みづくりや支援を行うことによって対応すべきであり、国際競争の中でイノベーションを促進し生産性を向上させようとする企業の成長を挫くような政策は望ましくない。また、賃金格差についてもグローバル化の直接的な影響は限定的で、技術進歩の影響や、労働スキルの需要と供給のミスマッチなど他の要因も重要である。

生産や雇用については、日本の場合、中国からの輸入によって負の影響を受けたという実証結果は得られていない。これは、日本の産業が中国と競合するというよりも、互いに補完的關係にあるためと考えられる。逆の表現をすれば、グローバル化を制限する政策をとって中国からの輸入が減少すれば、日本の生産や雇用は負の影響を受けることになる。すでに日本はグローバル・バリュー・チェーンに深く組み込まれており、グローバル化にブレーキをかけることは望ましくない。今後もバリュー・チェーンの中でより多くの利益「分配」を獲得しつづけるためには、より重要な国・産業と相互依存関係を構築していくこと、そして、グローバルなネットワークから得られる知識を活かして、自身の技術力や人材を強化していくことが重要だ。相手国・企業からも重要な取引相手とみなされなければ、相互依存関係は築くことができない。グローバル化のベネフィットをより多く得るには企業や労働者個人の技術力や能力を高める努力を怠るべきではない。

技術進歩とも関連して、先進国の製造業企業の「サービス化」が進んでいる。モノの製造は途上国にまかせ、自身はモノの価値を高めるようなさまざまなサービスの提供や、モノとサービスが一体化した「システム」を開発・提供することによって利益率を向上させようと取り組んでいる製造業企業が増えている。こうした動きへの対応としても、さまざまな無形資産へ投資し、技術やブランド力、人的資本などを高めていかなければならない。

もちろん、技術や人材に積極投資している企業もあるだろう。しかし、日本全体でみるとこうした無形資産への投資が十分とはいえない。経済産業研究所の JIP データベース 2015 によると、無形資産のうち、ブランド資産、企業固有の人的資本、組織資本などを含む経済的競争力に関連する資産の集約度は、日本では 2000 年代以降低下している。また、科学技術研究・製品開発関連資産や著作権などを含む革新的資産の集約度も、日本の伸びが米国と比べてかなり緩やかである (INTAN-invest データベース)。こうした無形資産投資の低迷は、日本の競争力や世界経済におけるプレゼンスの低下につながりかねない。国内市場は縮小傾向にあっても、世界市場は成長を続けていることを認識し、積極的な投資戦略が必要だろう。

日本は、引き続き世界に対して、グローバル化のコストとベネフィットについて客観的な評価を発信していかなければならない。また、世界各国の成長にとって必要不可欠な存在であり続けるべく、自身の競争力強化への努力を続け、各国との結びつきをさらに強めていくべきだと考える。

参考文献

- ・ 櫻井宏二郎 (2014)『グローバル化と日本の労働市場 ―貿易が賃金格差に与える影響を中心に―』日本銀行ワーキングペーパーシリーズ No.14-J-5
- ・ 佐々木仁・桜健一 (2004)「製造業における熟練労働への需要シフト：スキル偏向的技術進歩とグローバル化の影響」日本銀行ワーキングペーパー No. 04-J-17。
- ・ 戸堂康之 (2011)『日本経済の底力：臥龍が目覚めるとき』中央公論新社。
- ・ 富浦英一 (2012)「グローバル化とわが国の国内雇用―貿易、海外生産、アウトソーシング」『日本労働研究雑誌』No. 623、労働政策研究・研修機構。
- ・ 若杉隆平編 (2011)『現代日本企業の国際化：パネルデータ分析』岩波書店。
- ・ Acemoglu, D., D. Dorn, G. H. Hanson, and B. Price (2016a) “Import Competition and the Great US Employment Sag of the 2000s,” *Journal of Labor Economics* 34(S1): S141-S198.

- Acemoglu, D., U. Akcigit, and W. Kerr (2016b) “Networks and the Macroeconomy: An Empirical Exploration,” NBER Macroeconomics Annual 30(1) : 273-335.
- Autor, David H., and David Dorn. 2013. “The Growth of Low-Skill Service Jobs and the Polarization on of the US Labor Market.” American Economic Review 103, no. (5): 1553–1597.
- Autor, D. H., D. Dorn, and G. H. Hanson (2013) “The China Syndrome: Local Labor Market Effects of Import Competition in the United States,” American Economic Review 103 (6): 2121–2168.
- Burstein, A. and J. Vogel (2017) “International Trade, Technology, and the Skill Premium,” Journal of Political Economy 125 (5): 1356-1412.
- Endoh, M. (2018) “The Effect of Import Competition on Wages in the Japanese Manufacturing Sector,” Asian Economic Papers 17(1): 46-67.
- Fabinger, M., Y. Shibuya, and M. Taniguchi (2017) “International Influences on Japanese Supply Chains,” RIETI Discussion Paper 17-E-022, March, Research Institute of Economy, Trade and Industry.
- Haneda, S., and K. Ito (2014) “Modes of International Activities and the Innovativeness of Firms: An Empirical Analysis based on the Japanese National Innovation Survey for 2009,” Economics of Innovation and New Technology 23(8): 758-779.
- Hayakawa, K., T. Matsuura, K. Motohashi, and A. Obashi (2013) “Two-Dimensional Analysis of the Impact of Outward FDI on Performance at Home: Evidence from Japanese Manufacturing Firms,” Japan and the World Economy 27:25-33.
- Head, K., and J. Ries (2002) “Offshore Investment and Firm Exports,” Review of International Economics 58(1): 81-105.
- Helpman, E. (2016) “Globalization and Wage Inequality,” NBER Working Paper 22944, December, National Bureau of Economic Research.
- Ito, B., and A. Tanaka (2016) “External R&D, Productivity, and Export: Evidence from Japanese Firms,” Review of World Economics 152(3): 577-596.
- Ito, K., and K. Fukao (2005) “Physical and Human Capital Deepening and New Trade Patterns in Japan,” in T. Ito and A. Rose (eds.) International Trade in East Asia, Chapter 1, pp. 7-49, University of Chicago Press.
- Ito, K., and A. Tanaka (2014) “The Impact of Multinationals' Overseas Expansion on Employment at Suppliers at Home: New Evidence from Firm-Level Transaction Relationship Data for Japan,” RIETI Discussion Paper 14-E-011, Research Institute of

Economy, Trade and Industry.

- ・ Kambayashi, R., and K. Kiyota (2015) “Disemployment Cased by Foreign Direct Investment? Multinationals and Japanese Employment,” *Review of World Economics* 151(3): 433-460.
- ・ Kiyota, K., and S. Maruyama (2017) “ICT, Offshoring, and the Demand for Part-Time Workers: The Case of Japanese Manufacturing,” *Journal of Asian Economics* 48: 75-86.
- ・ Taniguchi, M. (2019) “The Effect of an Increase in Imports from China on Regional Labor Markets in Japan,” *Journal of the Japanese and International Economies* 51: 1-18.
- ・ Todo, Y. (2011) “Quantitative Evaluation of the Determinants of Export and FDI: Firm-level Evidence from Japan,” *World Economy* 34(3): 355-381.
- ・ Wagner, J. (2011) “Offshoring and Firm Performance: Self-Selection, Effects on Performance, or Both?” *Review of World Economics* 147: 217-247.
- ・ Yamashita, N. (2008) “The impact of Production Fragmentation on Skill Upgrading: New Evidence from Japanese Manufacturing,” *Journal of the Japanese and International Economies* 22(4): 545-565.
- ・ Yamashita, N., and K. Fukao (2010) “Expansion Abroad and Jobs at Home: Evidence from Japanese Multinational Enterprises,” *Japan and the World Economy* 22(2): 88-97.

-
- 1 紙幅の制約から、本稿ではごく一部の先行研究しか引用できていないが、膨大な数の関連研究が国内外で提出されている。
 - 2 Haneda and Ito (2014)、Ito and Tanaka (2016) など、国際化と研究開発との相互作用を実証した研究は多い。
 - 3 Ito and Fukao (2005) によると、1988－2002 年の期間で製造業における熟練労働シェア上昇分の約 45% がアジアとの産業内国際分業の進展によって説明できるとしている。Kiyota and Maruyama (2017) もオフショアリングの拡大は高スキル労働者の需要拡大につながったと結論づけている。

9. TPP と米中経済摩擦

環日本海経済研究所調査研究部

主任研究員 中島 朋義

はじめに

2017 年に成立した米国のトランプ政権の下で、米中間の経済摩擦は激化しつつある。トランプ大統領個人がまずやり玉に挙げているのは米国の中国に対する貿易赤字であるが、一方で議会民主党などは知的財産権、国有企業の優遇などの問題を重視しており、それらが米国全体としての対中強硬姿勢にも反映されていると見られている。米中間の摩擦は通商に留まらずとこれらを含めて経済摩擦となっている。

実は知的財産権、国有企業についての国際的なルール作りは、これまで米国が主導してきた TPP（環太平洋連携協定）の中に盛り込まれていた。本章では TPP を巡る経緯を振り返り、そこで行われた議論を整理し、今後の米中経済摩擦の解消に向けた考察の材料としたい。

1. TPP の展開

本節では TPP の構想が生み出された背景と現在に至るまでの経緯を、中島（2015）に加筆する形で整理した。

(1) TPP 構想とその具体化

21 世紀初頭、アジア太平洋地域では ASEAN を核とする広域の制度的経済統合が議論されていた。その一つは ASEAN10 カ国に日本、中国、韓国の北東アジア 3 カ国を加えた東アジア自由貿易協定（EAFTA）でわり、もう一つがその 13 カ国に豪州、ニュージーランド、インドを加えた 16 カ国による東アジア包括的経済連携（CEPEA）である。

こうした状況で、アジア太平洋における一方の主要貿易国である米国は、APEC（アジア太平洋経済協力）を舞台として、これらに対抗する対東アジア通商政策を打ち出してきた。それがすなわち APEC 全体を領域とする FTAAP（アジア太平洋自由貿易地域）構想であり、そこから生まれてきた TPP である。その経緯は（表 1）にまとめたようになっている。日本もこの動きに対応し、2009 年 11 月に鳩山政権の発表した「新成長戦略（基本方針）」に、

2020 年を目途に FTAAP の構築するためのロードマップを策定することが明記された。

しかし一方で、FTAAP は日米中など世界の主要な貿易国を領域とし、多くの利害を調整する必要が見込まれ、短期的には合意に到達することが困難と考えられる。そこで FTAAP に至るステップとして、APEC メンバーのうち有志による FTA、すなわち TPP を先行させる戦略をとった。

ブッシュ政権は 2008 年 9 月にシンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイの 4 か国による FTA、環太平洋戦略的経済連携協定（Trans-Pacific Strategic Economic Partnership: P4、後の TPP）に参加することを表明した。オバマ政権への移行に伴い、米国の TPP の協議への参加は当初の予定より遅れたが、2010 年 3 月には米国も参加し、公式協議が開始された。

一方、日本の菅政権は 2010 年 10 月に TPP 交渉への参加の検討を表明した。同年 11 月に横浜で開催された第 18 回 APEC 首脳会議において、TPP は EAFTA、CEPEA と並んで、FTAAP 実現に向けた具体的道筋の一つと位置づけられた。合意において三者が併記されたことは、APEC における東アジア諸国、特に中国の立場に対する一定の配慮と解釈できた。

TPP は内容的には基本的に関税撤廃の例外品目を認めず、サービス、投資、知的財産権などモノの貿易以外の分野についても包括的な合意を目指す、先進的な「21 世紀型」の FTA を指向している。TPP 交渉を通じてこうしたレベルの高い自由化の合意形成がなされれば、それが将来の FTAAP における自由化のルールを先取りすることとなる。

一方で、TPP の範囲が 2010 年当時の交渉参加国（9 カ国）に止まるのであれば、その実際の経済効果は限定されたものにならざるを得なかった。交渉参加国はこれまでも比較的 FTA に積極的であった国が多く、Scollay（2011）によれば、9 カ国間の 36 の 2 国間組み合わせのうち、25 がすでに既存の FTA の対象となっていた。さらに交渉参加国は経済規模が小さい国が多く、対米貿易を除くと各国間の貿易額が小さいことも、経済効果を限定する要因となっていた¹。

TPP はこうした直接的な経済効果を拡大するためにも、その範囲を拡大する必要があった。また参加国の拡大は前述の FTAAP への道筋としての役割からも不可欠となっている。アジア太平洋の域内において、日本、中国、韓国の北東アジア 3 カ国は、その経済及び貿易の規模からして、TPP の将来の参加者として特に重要な存在といえた。

(2) 日本の TPP 交渉参加

このような状況で、2011 年 11 月にホノルルで開催された第 19 回 APEC 首脳会議において、野田首相が「TPP 交渉参加に向けて関係国と協議に入ること」を表明した。これはアジア太平洋地域の FTA 交渉に大きな波紋を投げかけることとなった。即時的な効果として、カナダ、メキシコ両国が同首脳会議において TPP 交渉への参加を表明した。

中国は胡錦濤国家主席が交渉参加表明の直後に、日本の交渉参加に理解を示す発言をするなど、公式には冷静で第三者的な反応を示した。しかし一方で、例えば対外政策の形成に一定の影響を持つと見られる政府系シンクタンク、中国社会科学院アジア太平洋研究所長の李向陽氏は日本のメディアにおいて、TPP を米国の経済のみならず安全保障面においてもアジア回帰を狙った政策手段と批判し、それに対する日本の参加も中国よりも米国を重視する外交政策の転換とする発言をした²。知的財産権、政府調達、環境規制、国有企業、労働問題などの分野を包含し、中国が直ちに参加することが困難といえる TPP が、アジア太平洋地域の経済統合の標準モデルとなっていくことへの警戒の念を、中国政府として有したことは推測できた。

一方で野田政権は、与党内の反対もあり各国との公式交渉には踏み切れないまま 2012 年 12 月の総選挙で敗北し、代わって自民・公明連立による安倍政権が成立した。政権の中心となった自由民主党は総選挙において「聖域なき関税撤廃を前提とする限り、TPP 交渉参加に反対する」という公約を掲げ、多くの候補者が TPP に反対する農業団体の支持を受けていた。このため、政権交代によって日本の TPP 参加は困難となるという見方も出された。しかし安倍首相は 2013 年 2 月の訪米で、オバマ大統領と面談し、全ての品目が関税交渉の対処となるとの言明を得たことによって、選挙公約は守られるとし、2013 年 3 月に TPP 交渉への参加を公式に表明した。その後、日本は 2013 年 8 月に TPP 交渉に正式に加わった。

(3) TPP 調印とトランプ政権の誕生

2016 年 2 月、日本、カナダ、メキシコも加わった 12 カ国によって TPP が調印された。各国議会の批准をまって発行する段階に至った。

TPP 調印に関するオバマ大統領の声明には以下の文面が含まれ、アジア太平洋における新たな経済のルール作りについて、中国を排除し自国の主導によって進める米国の意思が

明確に表明された。

“TPP allows America – and not countries like China – to write the rules of the road in the 21st century, which is especially important in a region as dynamic as the Asia-Pacific.”

TPP の発効には批准国の経済規模（GDP）による規定が設けられており、米国の批准なしでは発効しない条件となっていた。米議会においては与党民主党の中にも反対派があり、批准手続きは難航した。そうした中で 2016 年 11 月に行われた大統領選挙で TPP 反対を掲げた共和党のドナルド・トランプ氏が当選した。2017 年 1 月、大統領に就任したトランプ氏は TPP からの離脱を正式に表明した。これによって TPP は発効の可能性が無くなった。

米国を除く TPP 参加 11 カ国は 11 カ国でも FTA の発効を目指して協議を開始した。この結果、一部の内容を改定した協定が、2018 年 3 月に環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（TPP11 または CPTPP）として調印された。この協定は同年 12 月に発効した。この過程における日本政府の努力とリーダーシップは特筆すべきものであり、国際社会における自由貿易の理念を維持するという点から高く評価しうるものであった。

しかし、米国を欠く TPP11 の経済規模は当初の TPP よりもはるかに小さいものとなった。したがって新たな国際経済のルール作りの土台としてのその影響力も限定されたものとなった。

表 1 TPP に関する動き

年	月	事項
2004 年	11 月	チリ・サンチアゴで開催された第 12 回 APEC 首脳会議で、ABAC（注 1）が FTAAP を提案
2006 年	7 月	環太平洋戦略的経済連携協定（P4）発効（メンバー国：シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ）
	11 月	ベトナム・ハノイで開催された第 14 回 APEC 首脳会議で、FTAAP が議題として取り上げられる
2008 年	9 月	米国通商代表部、P4 への参加を正式に発表
	11 月	オーストラリア、ペルー、P4 への参加を表明（注 2）
2009 年	11 月	オバマ米大統領、東京都内で行った演説で TPP への参加を正式表明
	11 月	シンガポールで開催された第 17 回 APEC 首脳会議で、FTAAP 構想の検討の継続が宣言文に盛り込まれる
	12 月	鳩山政権の発表した「新成長戦略（基本方針）」に、2020 年を目途に FTAAP の構築するためのロードマップを策定することが明記される
2010 年	3 月	米国、オーストラリア、ペルー、ベトナム（当初はオブザーバー参加、12 月から正式参加）が加わった TPP の第一回交渉が開始
	10 月	菅首相、所信表明演説で TPP 交渉への参加検討を表明
	10 月	マレーシアが TPP 交渉に参加
	11 月	横浜で開催された第 18 回 APEC 首脳会議において、FTAAP の実現に向け具体的な手段をとることで合意、(1) EAFTA（ASEAN+3）、(2) CEPEA（ASEAN+6）、(3) TPP をそれぞれ FTAAP への道筋として例示
2011 年	11 月	ホノルルで開催された第 19 回 APEC 首脳会議において、野田首相が「TPP 交渉参加に向けて関係国と協議に入ること」を表明 カナダ、メキシコも TPP 交渉参加を表明
2012 年	11 月	カナダ及びメキシコが TPP 交渉に参加
2013 年	3 月	安倍首相が TPP 交渉への参加を表明
	8 月	日本が TPP 交渉に参加
2016 年	2 月	TPP 調印
2017 年	1 月	トランプ米大統領就任、TPP からの離脱を表明
2018 年	3 月	米国を除く 11 カ国が「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（TPP11 または CPTPP）」に調印
	12 月	TPP11 発効

（出所）各種資料より筆者作成

（注 1）APEC Business Advisory Council の略、APEC 首脳会議に対し域内のビジネス界から提言を行う組織

（注 2）これ以降、拡大される P4 は環太平洋経済連携協定（TPP）と呼称されるようになった〔スコレー（2010）〕。

2. 米中経済摩擦の激化

トランプ政権は 2018 年に入ると「安全保障上の脅威」を理由として、3 月に日本、中国などに、6 月に EU、カナダ、メキシコに対して、それぞれ鉄鋼・アルミ製品の関税の引き上げを行った。高率の関税を武器として各国との貿易問題について二国間で譲歩を迫る戦術であった。トランプ大統領の持論による保護主義的な通商政策が本格的に開始されることとなった。これは実質的に WTO のルールに反する内容であり、中国、EU、カナダ、メキシコなどは WTO に提訴を行った。

米中の二国間においては 5 月にムニューシン財務長官と劉鶴副首相の間の行われた貿易協議において米国側から次の三つの要求が出された。

- ① 中国の対米貿易黒字の削減
- ② 知的財産権の保護（知的財産権の侵害の禁止、対中直接投資企業に対する技術移転強要の禁止）
- ③ 『中国製造 2025』³の見直し（指定分野の国有企業に対する補助金などの中止）

これに対して中国は①については数量目標は受け入れないが輸入の拡大を約束、②は特許法などを見直し知的財産権を保護、③については拒否と回答した。交渉担当者のムニューシン長官はこれを受け入れ、貿易摩擦の激化はいったん回避されたかに見えたが、トランプ大統領はこの合意を直ちに覆した。このため米中両国は関税引き上げの報復合戦に突入し、両国間の交渉は 2019 年 3 月現在継続している。

2018 年 10 月にはペンス副大統領のハドソン研究所における対中国政策演説が行われた。これは経済のみならず、政治、軍事から宗教に至るまで多くの分野での米中の対立を強調する内容であり、米国側の非妥協的な姿勢を打ち出すものであった。

この米中間の争点の中で②と③は TPP の取扱った分野に重なっている。②は知的財産分野と投資分野に関わり、③は国有企業分野に関わる。前述のように TPP は中国を加盟対象国とはしていなかったが、将来におけるアジア太平洋地域、さらには世界の、貿易投資における新分野のルール作りを視野に入れていた。就中、国有企業についてはこれまでの FTA で扱われなかったものを将来の中国の加盟も展望してルールを議論してきたものである。言い換えるならばオバマ政権期においても対中経済関係において②及び③の要素は危惧されていたと言える。

一方で、TPP を否定して貿易政策における二国間主義を標榜して政権についたトランプ大統領は、同じ課題に対して世界的なルール作りではなく、二国間の圧力で解決を図ろうとしている、しかし当面の状況として、1930 年代のブロック経済を彷彿とさせる両国間の関税引き上げの報復合戦は、世界の貿易と経済を大きな危険に晒していると言わざるを得ない。

3. TPP と米中経済摩擦の論点

TPP の各章は（表 2）の構成となっている。TPP では FTA の中核になる物品市場のアクセスに加えて、サービス、投資、競争政策、知的財産、政府調達など、WTO においてルール化を進めることが困難な分野について、米国を中心に先進的な内容を目指して議論が行われた。

本節では米中経済摩擦の中で特に議論の中心となっていると見られる競争政策、国有企業、知的財産の三つの分野について、TPP の内容を検討する。

表 2 TPP の構成

第 1 章. 冒頭規定・一般的定義	第 16 章. 競争政策
第 2 章. 内国民待遇及び物品の市場アクセス	第 17 章. 国有企業及び指定独占企業
第 3 章. 原産地規則及び原産地手続	第 18 章. 知的財産
第 4 章. 繊維及び繊維製品	第 19 章. 労働
第 5 章. 税関当局及び貿易円滑化	第 20 章. 環境
第 6 章. 貿易救済	第 21 章. 協力及び能力開発
第 7 章. 衛生植物検疫（SPS）措置	第 22 章. 競争力及びビジネスの円滑化
第 8 章. 貿易の技術的障害（TBT）	第 23 章. 開発
第 9 章. 投資	第 24 章. 中小企業
第 10 章. 国境を越えるサービスの貿易	第 25 章. 規制の整合性
第 11 章. 金融サービス	第 26 章. 透明性及び腐敗行為の防止
第 12 章. ビジネス関係者の一時的な入国	第 27 章. 運用及び制度に関する規定
第 13 章. 電気通信	第 28 章. 紛争解決
第 14 章. 電子商取引	第 29 章. 例外
第 15 章. 政府調達	第 30 章. 最終規定

(1) 競争政策

中川（2018a）によれば競争政策章は以下のような内容である。

TPP は貿易投資の自由化と並んで各種経済制度の調和を目指すものである。貿易自由化の成果を実現するためには公正な市場競争環境が必要であり競争政策の存在が必須となる。TPP ではメンバー国に競争法の制定を義務付けており、TPP11 メンバー国ではブルネイ以外は 2018 年時点で制定済みとなっている。TPP の競争章では競争政策の目的として消費者保護を明記している。

競争政策にかかわる事項は TPP の紛争解決手続き（第 28 章）の対象にはならない。これは自国の競争政策に対する WTO などの国際機関の介入を嫌った米国の意見を反映したものであった。

(2) 国有企業

国有企業は当初は競争政策の分野で扱われていた。交渉の過程で第 17 章国有企業及び指定独占企業という新たな分野として独立した。これは貿易の自由化を進めていく中で、国有企業及び政府の指定する独占企業に対する特惠的な措置を禁止することを目指すものであった。

交渉では社会主義から移行経済であるベトナム、国有企業部門を多く抱えるマレーシアなどがこの分野の主な関係国となった。交渉過程では、国有企業に対し財・サービスの貿易を自由化し、重要な国家プロジェクトで外国企業を差別的に扱うことを禁止することの義務付けが提案され、これに対し、ベトナム、マレーシアなどは強く反対した。また、TPP において米国がこの問題を取り上げる背景には、自国の産業界から中国の国有企業への優遇がその国際競争力を強化しているという強い批判がなされていることがあった。中国は TPP の交渉参加国ではなかったが、その経済活動を念頭に TPP によって国有企業問題の国際的なルール作りを進めたいという米国の意図は広く認識されていた。

中川（2018b）によれば TPP は国有企業及び指定独占に関する初めての包括的な国際協定とされる。その内容は国有企業の貿易活動のみならず自国内取引、第三国における取引も対象とし、また物品取引以外にサービス取引、投資活動も対象とするものである。

一方で川瀬（2016）は、TPP における国有企業分野の内容について下記の諸点の不備を指摘している。

- ・ 狭い適用範囲と膨大な例外

米シンガポール FTA の国有企業条項との比較において、国有企業の適用範囲が狭くまた加盟各国ごとに膨大な例外措置が規定されている。

- ・ 国の関与及び所有に関する規律の欠如

米シンガポール FTA の国有企業条項との比較において、国有企業の存在自体を規制する内容が含まれていない。

- ・ 規制上の優遇に対する規律の欠如

非商業的援助、即ち政府による国有企業への経済的援助に対する規律は規定されているが、規制制度における国有企業の優遇については規定されていない。

- ・ 投資行動の合理性確保に関する規律の欠如

国有企業の投資行動による独占力の行使については規定があるが、投資行動自体の合理性確保については規定がない。また国営の投資基金（SWF）は規制の対象となっていない。

- ・ 非商業的援助の規制と政策合理性

衰退産業において産業調整政策が行われる場合の非商業的援助との関係が規定されていない。

- ・ 非商業的援助の規制の実施に関する課題

非商業的援助に実際に規制を行う場合、TPP の紛争解決手続き（第 28 章）で対応することになるが、津同種の機能を有する WTO に比べ事務局機能は脆弱である。例えば WTO が扱ったエアバス、ボーイングのそれぞれに対する EU と米国の補助金を扱った紛争事例では、補助金の適否を実証するために膨大な情報を扱う必要があった。TPP の枠組みでこうしたことが処理できるかどうか疑問がある。

- ・ 透明性規律の実効性

国有企業の活動に関する透明性規律の実効性の規定が不十分であり、そのため国有企

業の活動に対する規制全体が十分に機能しない可能性を指摘している。

こうした諸点の改善については今後の課題となろう。しかし TPP が多国間 FTA としては初めて国有企業を協定における独立した分野として扱った意義は大きく、今後の同種の FTA のみならず WTO における規範作りの土台となることが期待される場所である。

(3) 知的財産

中川（2018c）によれば、TPP の知的財産章は多くの分野について WTO の貿易関連知的財産権協定（TRIPS）よりも高水準な内容（いわゆる TRIPS プラス）となっている。同章では商標、地理的表示、特許、医薬品、意匠、著作権などの各分野について、それぞれ詳細な規定が設けられている。その中で主な TRIPS プラスの条項としては地理的表示、インターネット・サービス・プロバイダなどの分野があげられる。

おわりに

現在、米国の保護主義的な貿易政策は二国間交渉を手段として勢いを増している。米中経済摩擦以外に、西側諸国に対しても多くの要求が突きつけられている。カナダ、メキシコとの北米自由貿易協定（NAFTA）は 2018 年 9 月に、保護主義的な要素を強めた米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）に改定された。日本との間ではやはり 2018 年 9 月に実質的に二国間 FTA である物品貿易協定（TAG）の交渉開始が合意された。

日本をはじめとする 11 カ国による TPP11 には、本来アメリカの TPP 復帰の受け皿という役割が期待されていたが、トランプ政権においてはその実現可能性は低いと判断せざるを得ない。一方で、韓国、タイ、台湾など TPP11 への加盟を検討しているアジア太平洋の諸国・地域も存在しており、新たな知的財産権、投資、サービス貿易などを含む自由貿易のルール作りの核としての各国の期待は引き続き残されている。

本章で見えてきたように米中経済摩擦の論点の多くは既に TPP で具体的に扱われていた。また中国に対するオバマ政権の政策的意図も明確であった。現在米中の対立点となっている諸問題解決には、関税を武器に使った二国間交渉よりも TPP の目指した多国間のルール作りが望ましいことは言うまでもない。米国の TPP 復帰は当面見通せない状況であり、中国の TPP 加盟も短期のうちには困難であろう。しかし例えば、TPP が取り組んだ各分野の

国際ルール形成について、APEC を舞台とした FTAAP の具体化を目指すプロセスの中に反映することは考えられよう。TPP の目指した先進的なルール形成を、様々な経路でアジア太平洋さらには世界に波及させていくことを目指すべきと考える。

参考文献

[日本語文献]

- ・ 浦田秀次郎（2011）「APEC の新たな展開と日本の対応」、馬田啓一・浦田秀次郎・木村福成編著『日本通商政策論』文眞堂、第 7 章
- ・ 馬田啓一（2014）「TPP と競争政策の焦点：国有企業規律」、石川幸一・馬田啓一・渡邊頼純編著『TPP 交渉の論点と日本』文眞堂
- ・ 外務省（2014）「環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉概要」外務省
- ・ 川瀬剛志（2016）「TPP 協定における国有企業規律：概要と評価」馬田啓一・浦田秀次郎・木村福成編著『TPP の期待と課題』文眞堂、第 11 章
- ・ 木村福成（2011）「東アジアの成長と日本のグローバル戦略」、馬田啓一・浦田秀次郎・木村福成編著『日本通商政策論』文眞堂、第 15 章
- ・ 菅原淳一（2016）「メガ FTA の潮流と TPP」馬田啓一・浦田秀次郎・木村福成編著『TPP の期待と課題』文眞堂、第 1 章
- ・ スコレー、ロバート（2010）「環太平洋パートナーシップ（TPP）協定－始まり、意義及び見通し」、『アジア研究ワールド・トレンド』No.183、ジェトロ・アジア経済研究所
- ・ 中川淳司（2018a）「TPP コンメンタール第 16 章競争政策」『貿易と関税』2018 年 5 月号、日本関税協会
- ・ 中川淳司（2018b）「TPP コンメンタール第 17 章国有企業」『貿易と関税』2018 年 6 月号、日本関税協会
- ・ 中川淳司（2018c）「TPP コンメンタール第 18 章知的財産」『貿易と関税』2018 年 7 月号、日本関税協会
- ・ 中島朋義（2010）「APEC：太平洋の懸け橋の将来展望」、青木健・馬田啓一編著『グローバル金融危機と世界経済の新秩序』日本評論社、第 15 章
- ・ 中島朋義（2015）「中国の FTA 政策と TPP」、石川幸一・馬田啓一・国際貿易編著『FTA 戦略の潮流－課題と展望』文眞堂、第 13 章

[英語文献]

- ・ Barfield, Claude. and Levy, P.I. (2009) “Tales of the South Pacific: President Obama and the Transpacific Partnership”, International Economic Outlook No 2, American Enterprise Institute, Washington DC, December 2009
- ・ Barfield, Claude (2011) “The Trans-Pacific Partnership: A Model for Twenty-First-Century Trade Agreements?”, International Economic Outlook No 2, American Enterprise Institute, Washington DC, June 2011
- ・ Enkhbayar, Sh. And Nakajima, T. (2018) “Economic Effects of the USA – China Trade War: CGE Analysis with the GTAP 9.0a Data Base”, ERINA Discussion Paper DP1806e, ERINA, December, 2018
- ・ Scollay, Robert (2011) “Trans Pacific Partnership: Challenges and Potential”, paper presented at Japan Society of International Economics 70th Anniversary Symposium, Kyoto, 11 June 2011

-
- 1 Scollay (2011) は TPP の FTA としての質の高さという目標と、参加国の拡大の二律背反を指摘している。
 - 2 日本経済新聞 2012 年 1 月 1 日朝刊。
 - 3 2015 年 5 月に中国国務院が出した産業政策に関する文書。2025 年を目標年次としてハイテク産業を含む 10 の重点分野が提示されている。

山澤逸平先生のご略歴と主要業績

山澤 逸平（やまざわ いっぺい）

1937 年 3 月東京生まれ。一橋大学経済学部・同大学大学院経済学研究科教授、早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授、国際大学学長、APEC 賢人会議日本代表、アジア経済研究所所長、朝日新聞社外委員、一般財団法人国際貿易投資研究所（ITI）理事、公益財団法人日本国際フォーラム参与・政策委員等を歴任。日経・経済図書文化賞受賞、外務大臣表彰受賞、瑞宝中綬章受章。2018 年 11 月 16 日没。

学歴

- 1960 年 一橋大学経済学部卒業（磯野修ゼミ）
- 1962 年 一橋大学大学院経済学研究科修士課程修了（山田勇ゼミ）、
シカゴ大学大学院留学
- 1968 年 一橋大学大学院経済学研究科博士課程単位修得（小島清ゼミ）
- 1984 年 一橋大学経済学博士。博士論文のタイトル「日本の経済発展と国際分業」

職歴

- 1968 年 一橋大学経済学部専任講師
- 1971 年 一橋大学経済学部助教授
- 1976 年 タマサート大学経済学部客員教授（- 1977 年）
- 1978 年 一橋大学経済学部教授
- 1988 年 シェフフィールド大学経営学部客員教授（- 1989 年）
- 1995 年 バーミンガム大学日本研究センター客員教授（- 1996 年）
- 1998 年 一橋大学大学院経済学研究科教授
- 1998 年 日本貿易振興会理事及びアジア経済研究所所長兼務
- 2000 年 一橋大学定年退職、早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授（- 2003 年）、
一橋大学名誉教授
- 2004 年 国際大学学長（-2007 年）

主要業績

【単著】

- ・ 山澤逸平『日本の経済発展と国際分業』（東洋経済新報社, 1984 年）
- ・ 山澤逸平『国際経済学』（東洋経済新報社, 1986 年／第 2 版, 1993 年／第 3 版, 1998 年）
- ・ 山澤逸平『アジア太平洋経済入門』（東洋経済新報社, 2001 年）
- ・ Yamazawa, Ippei, *APEC : new agenda in its third decade*, (Institute of Southeast Asian Studies, 2012) .

【共著】

- ・ 山澤逸平（共著者：山本有造）『長期経済統計：推計と分析（14）貿易と国際収支』（東洋経済新報社, 1979 年）

【編著】

- ・ 山澤逸平『APEC の新展開—大阪会議に向けて』（アジア経済研究所, 1995 年）
- ・ Yamazawa, Ippei, *Asia Pacific Economic Cooperation (APEC) : Challenges and Tasks for the Twenty-first Century*, (Routledge, 2000) .
- ・ 山澤逸平『UNCTAD の新発展戦略』（アジア経済研究所, 2001 年）。

【共編著】

- ・ 山澤逸平（共編著者：池間誠）『資源貿易の経済学』（文真堂, 1981 年）。
- ・ 山澤逸平（共編著者：田中拓男）『貿易日本の活路—市場開放と企業戦略』（有斐閣, 1984 年）。
- ・ 山澤逸平（共編著者：野原昂）『アジア太平洋諸国の貿易と産業調整』（アジア経済研究所, 1985 年）。
- ・ 山澤逸平（共編著者：豊田俊雄）『発展途上国—成功と挫折』（洋販出版, 1985 年）。
- ・ 山澤逸平（共編著者：平田章）『発展途上国の工業化と輸出促進政策』（アジア経済研究所, 1987 年）。
- ・ Yamazawa, Ippei, *The Economic Development of Japan and Korea: A Parallel with Lessons*, co-edited with Chung H. Lee, (Praeger, 1990) .
- ・ 山澤逸平（共編著者：平田章）『先進諸国の対発展途上国貿易政策』（アジア経済出版所, 1990 年）。
- ・ 山澤逸平（共編著者：平田章）『先進諸国の産業調整と発展途上国』（アジア経済研究所, 1991 年）。
- ・ 山澤逸平（共編著者：平田章）『日本・アメリカ・ヨーロッパの開発協力政策』（アジア

経済研究所, 1992 年)。

- ・ Yamazawa, Ippei, Trade Policies Towards Developing Countries, co-edited with Akira Hirata, (St. Martin's Press, 1993) .
- ・ 山澤逸平 (共編著者: 三和総合研究所) 『アジア太平洋 2000 年のビジョン』(東洋経済新報社, 1993 年)。
- ・ 山澤逸平 (共編著者: 鈴木敏郎・安延申) 『APEC 入門—開かれた地域協力を目指して』(東洋経済新報社, 1995 年)。
- ・ 山澤逸平 (共編著者: 今井健一) 『中国の WTO 加盟—グローバル・エコノミーとの共生を目指して』(アジア経済研究所, 2001 年)。
- ・ 山澤逸平 (共編著者: 天川直子) 『21 世紀の開発戦略—グローバリゼーション下の発展途上国の経験と展望』(アジア経済研究所, 2002 年)。
- ・ 山澤逸平 (共編著者: 平塚大祐) 『日・ASEAN の経済連携と競争力』(アジア経済研究所, 2003 年)。
- ・ 山澤逸平 (共編著者: 馬田啓一・国際貿易投資研究会) 『通商政策の潮流と日本: FTA 戦略と TPP』(勁草書房, 2012 年)
- ・ 山澤逸平 (共編著者: 馬田啓一・国際貿易投資研究会) 『アジア太平洋の新通商秩序: TPP と東アジアの経済連携』(勁草書房, 2013 年)。

【訳書】

- ・ S・B・リンダー 『国際貿易の新理論』(小島清との共訳, ダイヤモンド社, 1964 年)。
- ・ ピーター・ドライスデール 『アジア太平洋の多元経済外交』(石垣健一・平田章との共訳, 毎日コミュニケーションズ, 1991 年)。

【学術雑誌】(多数につき、検索で得られた和文、英文の最近刊のフルペーパーのみ)

- ・ 山澤逸平, 「東アジア共同体の構築:異なる期待をいかに集約し, さまざまな障壁をいかに乗り越えるか」, 国際経済, 2007 (58) , pp.5-15.
- ・ Yamazawa, Ippei, “East Asian Regionalism and Japanese Business Strategy”, *Asia-Pacific series* 2004-02, pp.2-25.

その他、新聞・経済関連雑誌へのご寄稿多数。

なお、山澤先生のご業績のより詳細なリストは、例えば、国立国会図書館の検索サイト (<http://iss.ndl.go.jp/>) にて「山澤逸平」「Ippei Yamazawa」のキーワードにて多数を入手可能。